第 17 回 佐用町議会 [定例] 会議録 (第 3 日)

平成19年12月7日(金曜日)

	1番	石	堂		基	2 番	新	田	俊	_
出席議員 (19 名)	3番	片	山	武	憲	4 番	岡	本	義	次
	5 番	笹	田	鈴	香	6 番	金	谷	英	志
						8番	井	上	洋	文
	9 番	敏	森	正	勝	10 番	高	木	照	雄
						12 番	大	下:	吉 三	郎
	13 番	畄	本	安	夫	14 番	矢	内	作	夫
	15 番	石	黒	永	剛					
	17 番	Щ	田	弘	治	18 番	平	岡	き ぬ	ゑ
	19 番	森	本	和	生	20 番	吉	井	秀	美
	21 番	鍋	島	裕	文	22 番	西	岡		正
欠席議員	11 番	Щ	本	幹	左 隹	17 番	Щ	田	弘	治
(2名)										
遅刻議員 (名)										
	1番	石	堂		基	7番	松	尾	文	雄
早退議員 (2名)		:	午後力	から 早	退			干後3日	寺から 5	7 退

事務局出席	議会事務局長	岡 本 一 良	事務副局長	谷村 忠則			
職員職氏名							
	町 長	庵 逧 典 章	副町長	高見俊男			
	教育 長	勝山剛	天文台長	石 田 俊 人			
	総務課長	達見一夫	財 政 課 長	小 河 正 文			
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉			
	会 計 課 長	岸井春乗	税務課長	上谷正俊			
	住 民 課 長	山口良一	健康課長	井 村 均			
説明のため出席 した者の職氏名	福祉課長	内 山 導 男	農林振興課長	大久保八郎			
(27名)	建設課長	野村 正明	地籍調査課長	船曳利勝			
	商工観光課長	芳原 廣史	農業共済課長	田村 章憲			
	下水道課長	寺 本 康 二	水道課長	西田建一			
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教育委員会総務課長	坪 内 頼 男			
			消 防 長	加藤隆久			
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上月支所長	金谷幹夫			
	南光支所長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴			
	教 育 委 員 会 教育推進課長	岡 本 正					
人 席 者 ·							
(1 名)							
」 遅 刻 者 (を 、							
(名)							
早 退 者							
(1)							
議事日程 別紙のとおり							

【本日の会議に付した案件】

日程第 1.一般質問

午前10時00分 開会

議長(西岡 正君) 皆さん、おはようございます。昨日に引き続きまして早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日、傍聴に1名お越しいただいております。ありがとうございます。よろしくお願いします。

なお、本日欠席届が出ております。山田弘治議員から体調不良のため、山本幹雄君からも出ております。それから、教育委員会の岡本推進課長の方から、他の研究会ということで、欠席届が出ております。よろしくお願いいたします。

日程第1.一般質問

それでは昨日に、あぁ、日程第1、直ちに、日程に入りますが、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。通告に基づき、順次、議長より指名をいたします。

7番松尾文雄君の質問を許可します。

〔7番 松尾文雄君 登壇〕

7番(松尾文雄君) おはようございます。それでは、県行政改革による本町の対策について、まず1点伺いたいと思います。

兵庫県は去る 11 月 5 日に新行政構造改革推進方策案、いわゆる新行政プランが第 1 次案が公表されました。新行革プランは、老人医療費助成また乳幼児等医療費助成の負担増や建築事業費また総額の削減、市町村の負担割合の見直し、民間団体への補助金削減など、数多くの改革案が示されております。非常に大きく本町に影響することは、必死であります。本町においては既に、行革推進に尽力されていることでありますが、県は、県会、市町または関係団体などより、意見を聞きながら、11 月下旬には第 2 次案を提示する予定と聞いておりましたが、未だ第 2 次案は出てない模様であります。若干遅れている模様ではありますが、そこで、以下の点について、お伺いしたいと思います。

1 番目に、県の新行革プランに対し、多くの市町がいち早く意見書を提出されておりますが、本町は、意見書を提出されたとすれば、どういった内容をされたのか、また、されなかったのか、お伺いします。

2 点目には、負担率の増また補助金の削減など、新行革プランをむけて、本町も早急に 行政改革の見直しを進める必要があると思います。そこで、下記の事項についても早急に 取り組む必要があるかと思いますので、伺いたいと思います。まず、課の編成また統合、 また支所機能について、保育園・小学校の統合、当然統合になれば給食センター等の統合 も考える必要があるのではないか、また自治会組織が現在 142 ありますが、そういった見 直しも必要ではないか、そういった点について、お伺いしたいと思います。

続きまして、科学公園都市へのバス路線につきましては、第 13 回 6 月定例議会の一般質問で答弁をいただいておりますが、その後の経過についてお伺いしたいと思います。その時には、科学公園都市へのバス路線については、関係機関と連携して要望していく。ま

た平成 21 年の姫新線高速化にあわした形で進めていきたいとの答弁はいただいてますが、 その後の経過についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いします。

それではまず、松尾議員からのご質問にお答えをさしていただきます。県の新行政改革プランに対する本町の意見についてのご質問でございます。ご指摘のとおり、11月5日に公表されました兵庫県「新行革プラン」第1次案は、直接間接を問わず、町民の生活にも大きな影響を及ぼすものでございます。早速中身を検証し、福祉医療制度、妊婦健康診査費補助事業、長寿祝金支給事業、市町ボランタリー活動支援事業、障害者小規模通所援護事業、重度心身障害者介護手当支給事業及び自治振興助成事業について、兵庫県に対して意見書を提出をいたしました。

まず福祉医療制度についてでございますが、重度障害者医療費助成事業及び乳幼児等医 療費助成事業について、所得制限の見直しが行革案に盛り込まれておりましたが、従前通 りの適用を求めております。最近の障害者を取り巻く環境が非常に厳しいこと、また乳幼 児等医療費助成事業にきましては、昨年4月に所得制限が緩和された経緯があるなど、行 革案のままでは住民の理解が中々得られないものと考えております。老人医療費助成事業 につきましても、低所得基準の見直しについて、再考を求めたところでございます。妊婦 健康診査費補助事業につきましては、制度が発足してまだ間がなく、少子化対策の重要性 を鑑みたとき制度は継続すべきであるという意見書を出しております。長寿祝金支給事業、 市町ボランタリー活動支援事業、障害者小規模通所援護事業、重度心身障害者介護手当支 給事業につきましても、その必要性を述べ、継続実施をお願いをしております。また、自 治振興助成事業について、行革案では「補助事業を休止し、貸付枠の充実を図る」となっ ております。対象となる事業費は、決算統計上、ほとんどが臨時的な経費に分類されるた め、兵庫県の行財政改革推進という観点から一定の理解は示さざるを得ないと考えますが、 佐用町への助成金は平成 18 年度決算額が 6,050 万円、平成 19 年度申請額が 6,490 万円と 非常に多額で、これが無くなることは佐用町の財政運営に大きな支障を来たす恐れがあり ます。有害鳥獣防除事業、防災施設整備事業など住民要望が今後とも多数予想される事業 に助成対象を絞るなど、最悪でも事業縮小の方向で再検討していただくようお願いしたと ころでございます。

次に、早急に行財政改革の見直しを進める必要があるのではないかというご質問でございますが、本町においても合併以後、色々な行財政改革に取り組んでおり、昨年の 12 月には「佐用町行財政改革実施計画」集中改革プランを作成したところであります。議員、町民の皆様のご理解ご協力により平成 18 年度の一般会計決算においては実質収支 6,403万2,000円の黒字となっており、行財政改革の成果が表れたものと思っております。今後においても、この集中改革プランを基本として行財政改革を推進してまいりたいと考えておりますが、見直しの必要な部分については当然、検討をしたいと思います。また、課の再編統合についても本年の4月に住宅管理課を建設課に、スポーツ振興課を生涯学習課に統合したように、今後とも職員の削減等にあわせ適時、課の統廃合は行っていく必要があるというふうに考えております。支所機能につきましても、本町と支所との事務内容を検討しながら役割分担を明確化し、それぞれの機能の効率化を図りたいというふうに思います。保育園の統合については、園児数の少ない保育園もあり、今後とも色んな面から検討

の必要があるというふうに考えておりますが、特に本町の保育園は単に保育にかける園児の預かりだけでなく、就学前の幼児教育の役割も担っており、園児数や財政負担の軽減だけで統合問題を片付けられない点がありますので充分論議をし、地域での話し合いや理解を求めながら調整を図っていかなければならないと思います。また、小学校の統合問題につきましては、先の9月定例議会でも矢内議員への答弁をさしていただいたように、財政面から考えていくのではなく、子供達の適正な教育環境の面から、どうすべきかということを考え、基本方針を立てる必要があるというふうに考えております。給食センターの統合については、現在自校単独方式3施設、センター方式で3施設の計6施設で対応をしておりますが、各施設とも老朽化している上、施設維持管理費、人件費等それぞれの運営について多大な経費がかかっております。現在、児童生徒数の動向を勘案する中で、自校単独方式については廃止をし、センター方式に統一する方向で検討をいたしております。

自治会組織につきましては、現在 142 の自治会組織でありますが、組織といたしましては、旧町それぞれに集落の自治会長で構成する佐用・上月・南光・三日月の各連合自治会があり、町全体としては旧町ごとの連合自治会の役員の中から佐用 5 名、他の 3 町については各 3 名ずつ計 14 名で佐用町自治会連合会が組織されておりまして、自治会にお願いする重要な事項については、この佐用町自治会連合会の役員会において協議を決定をいただいておりますので、当面はこの体制を続けていかなればならないものと考えておりますが、既に集落機能を維持することが困難な集落も発生をいたしております。特に、そういう集落におきましては、周辺地域の集落とも協議、ご協力をいただいて集落の統合も考えていきたいというふうに思います。

次に、播磨科学公園都市へのバス路線についてのご質問でございます。6月議会でもご質問いただき、お答えさせていただきましたが、佐用町といたしましては、播磨科学公園都市への利用者がどれぐらい見込めるのか見通しを立てて、関係機関と連携して要望していく必要があるというふうに思います。ただし赤字の場合は、佐用町の負担となりますので、公園都市の成熟度と利用者等ある程度の見通しを立ててから取り組まなければなりません。最近では、播磨高原事務組合等において構成市町と共同でバス路線の確保や負担について企業庁に要望することで検討していただいておりますが、県の財政事情や構成する町の合併協議会が解散するなど、財政的にも非常に厳しい状況で、見通しが中々立たないのが現状ではないかというふうに思いますが、まずこの問題は、科学公園都市へのアクセスを強化する必要性のあることを粘り強く県等に要望していくことが必要であろうというふうに考えております。また、町といたしましては、路線バスの維持、現在の路線バスの維持・確保や、姫新線の高速化による利用促進、またさよさよサービスなどの外出支援サービスなどを含め総合的な観点から検討を行っていきたいというふうに思っております。以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄議員。

7番(松尾文雄君) まずあの、一番目に意見書をそういった形で、約6件か7件、提出 されたということですけども、意見書だけじゃなしに、今後意見を交わす場っていうのは、 県が準備してるんでしょうか。

議長(西岡 正君) お答えください。はい、町長。

町長(庵逧典章君) これは当然県の方もですね、行革第1次プラン案ということで、一 応提案があったわけです。これに対して、各方面から色々な意見を聞き、協議をしながら、 最終的に行革案を決定するというスタンスです。すでに、県会におきましても、今県議会 開催中の中で、色々な県と議会としての協議が行われてると。また、市町長会におきまし てもですね、当然この改革案についての色んな説明を受け、私たち、町長会においても、 説明を受けております。それに対して、こうした意見書を出しているということです。今 後も県の行政改革推進会議というのがありまして、そういう中においてもですね、現在の 状況とこの改革の中身というものについて、色々と説明を受けて、そういう中でも、そう いう審議員からの意見も聞くと。いうことです。当然また今後町といたしましてもですね、 町長会等一緒になってですね、地域のこの現状、市町の、やはり状況も非常に厳しい訳で すから、その状況の中でですね、県の状況も私たちもやはり、県を構成する市町として、 当然状況を十分把握して協力はしていかなければならないと思いますけれど、やはりその 改革が市町だけにですね、大きくしわ寄せが来るようなものでは、市町としてもやってい けない訳ですから、そういう面での、当然県に対する要求要望は行ってまいります。その 辺が、どこまでですね、その改革案が、修正できるか、この辺は、中々分かりませんけど も、非常に県会においても、喧々諤々の大きな論議が今、されてるというふうに聞いてお りますので、そういう点も見守っていきたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄議員。

7番(松尾文雄君) 確かに、新聞でもそうですけども、各市町また関係団体、色んな意見を聞く中で、第2次案を出したいという部分がありまして、おそらくそれが十分にまとまってないから、遅れてるんかな、というふうに思います。非常に、確かに協力するところはしっかり協力する中で、言うべきことはしっかり言う。という事をしていかないと、非常に佐用町にとって、県のこの度の行革いうのは、非常に大きく影響していくかと思いますので、十分にそういった意見を交わす機会にしっかりと交わしていただきたいなというふうに思っております。その意見の件に関しては、そういった部分で、佐用町の立場というものを県に伝えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、負担割合とか、そういった補助金の問題色々あります。そういったところで、やはり、最初に町長が答えられましたように、確かに課の編成、今年度からやっておりますけども、これまで以上にやっていかなければいけないんかな。県の改革案そのものが意見は聞くが、大筋では変えないというふうなものを、最初に謳うてますからね、そう変わっていかないんかなというふうに思います。まぁ、そういった中で、まず町の方が変われるとこは、しっかり変わっていく必要があるかなぁ。そやから、再三に渡って言ってますけども、課の編成いうものは、当然必要かな。これまで以上に早く進めていく必要があるんかな。課の編成と支所の機能ですね。とりあえず、今年、南光支所いうものを建設中です。そういった部分も含めてね、どういった形でするかいうのは、やはりもっとと、早く出す必要があるんかなというふうに思います。県もこの度、言われているのが、作るから使うというふうな表現をしてますね、さかい、当然佐用町においても作るから、使う。今現在あるものをどう使うかということを考える必要があるんかなと思います。そういった中で、課の統合と支所機能いうものを、一緒に考えていく必要があるんかなと思います。そういった中で、課の統合と支所機能いうものを、一緒に考えていく必要があるんかなというふうに思われますけども、そういったことは、やはり、当然役場内でも十分話していく必要がありますけども、住民に対して将来像というものは、しっかりと打ち出して、それに向け

て、いわゆる、お互いが協力できるとこはしていくということをしていかないかんのんかな、と思います。具体策って言うんですか、そういったものが、今現在中々出て来ないと思いますけども、やはり、これから来年にかけて予算編成の時期です。そういった中に、やっぱり取り組んでいく必要があるかと思います。そういった中で、まず町長の考えとして、今後、課の編成また支所をどのように作りあげていくのか、いうんかな、使っていくのかいうのを、お聞かせ願えればと思います。

議長(西岡 正君) はい、町長答弁願います。

町長(庵逧典章君) 作るから使うと、県が今言ってますけども。これはもう、市町にお いてはですね、既にもう、かなり前からですね、たくさん色々と作ってきたものをいかに 有効に使っていくかに、シフトしてきた訳です。実際まぁ、合併をしたというこの状況の 中でですね、たくさんの各旧町で整備してきた施設もあります。そういう点について、こ の整備してきた、作ってきた施設、現在ある施設をですね、いかにまぁ、維持管理をきち っとして有効に活用し、また不必要、もう役割を終えたものについて、またそれを、施設 を、たくさんある施設をですね、目的によっては、もう役割を終えて他の施設と一緒に出 来るものであれば、統合もしていくというようなことも、考えていかなければなりません し、実際そういう、例えば給食センターなんかにおきましてもですね、これからの施設運 営の中でですね、ある程度投資をしてもですね、今後の運営の中で、十分それが合理的に、 効率的に出来るものであれば、そういう点については、そういう対応もしなきゃいけませ んし、そういう考え方で行いたいと思いますけれども。課の統合ということを言われます けれども、課を統合したから経費節減とか効率的になるということではないと思っており ます。確かにまぁ、課を統合すれば、管理職課長職が少なくなるとかですね、そういう面 はありますけども、やはり行政課題、これだけたくさんの色んな行政事務を行っていくう えでですね、必要なやっぱし体制というものは、ある訳で、現在合併して2年余りですけ ども、それぞれ、やはり今の課で対応してるとこ、どの課においてもですね、かなりまだ 十分に機能してるとは言えない点もあります。しかしこれからはやっぱし、そのそれぞれ の課の体制というものは、そんなに大きくね、変えれるような状況ではないというふうに 思っております。それから、支所におきましてもですね、ようやく地域づくり協議会と各 地域での色んな地域活動ということに対して、支所といいますか、その担当職員が、職員 が一緒になってですね、そういう活動に行っていく体制、そういう面からも支所の地域振 興課、これはやはりこれからもですね、当面、やはり各地域づくりにおいて、大きなやっ ぱし責任を果たしていかなきゃいけないという点から、必要かというふうに思っておりま すし、広い町内ですから、地域の住民の皆さんの利便性を考えた時に、総合窓口業務とい うのは、これはやっぱし、当面必要だというふうに思います。そういう中で、事務量等見 ながらですね、まぁ、仕事の面で十分きちっと、サービスを果たしていけば、何人でやら なければならないとか、何人必要でなければならないという訳ではない訳ですから。そう いう点については、職員も色々と努力もしていただいておりますし、努力もしていただか なければなりませんので、あの、人員の面については当然、それで、最小限で最大の効果 があがるような体制で行っていかなきゃいけないというふうに、思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) 今現在ある課そのものをね、統合しても十分いけると思うんです。 係りだけはしっかり置いとかなきゃ駄目ですよね。今の数の分の係りはいるかと思います けども。課の統合いうのは当然必要かと思います。それで、どれだけの効果があるかいう たら、中々今言うね、課長の数が減るくらいのことで、中々ないと言われれば、現実そう かもしれませんけども。しかし、住民サイドから見ますと、課が減るということによって、 それだけ、行政そのものも統合して頑張ってるなという意識になります。そういったとこ の違いがありますので、それぞれ、課が統合しても、なんか問題のないというようなとこ は、1つにする。要するに、横いうんですか、それぞれが違ういうんじゃなしに、一体と なって、動けるような動きの出来るようにしとけばね、係りはしっかり、置いておけばい んですから。それはそれで出来るかと思います。人口2万人そこそこの部分で、非常に皆 さんおっての前で悪いですけど、課長が多い過ぎますよね。やはり、逆に課長が多いから ね、小回りが利かないという部分があります。小さい町は小さい町で、メリットを出そう と思えば、いわゆる小回りが利くというとこが、いいとこです。いわゆる、そういったと こが、きちっと伝わるためには、ある程度人数が少なくなる方がしやすい、ということで すね。そやから、当然課を統合することによって、そういった小回りが利くようにする。 その課、それぞれがそれぞれの係りで、その係りの仕事をしっかり捉えていくということ は、当然やっていく必要があるんかなと思います。やはりそれは、将来に向けたまちづく りの中で、ある程度方向付けを示す必要があるのかなと思います。またあの、支所につき ましても、先程、町長言われましたように、確かに地域づくりの中で支所というのは、非 常に大切であるという。それは確かにそうです。しかし、今の支所の部分だけで、非常に これ、不足の部分がありますね。やはり、ある程度支所に権限を与える中で、地域づくり というものをやっていく必要があるのかなと。非常に残念かな、支所に行って話を進めて いく場合には、やはり本庁に聞かないと分からない。とかいうふうな部分があるんですけ ども。やはり、内容によっては支所で十分に判断できるような権限を与えていく必要があ るのかな。いうふうに私自身は思っております。そういったことによって、地域づくりと 支所が一体化になることによってそれぞれの地域づくりが充実していくように思いますが、 町長、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい。町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) あの、組織については、色々な見方、評価があると思うんです。ま ああの、細分化、ある程度、細分化することがいいのか、ま

あ極端に言えば、もうそうい う課を置かずにですね。全部その、係りでやっていくような考え方もあると思いますけど も。今、佐用町において、非常に課長職多いというお話ですけども、実際、それ程、支所 がありですね、また、色んなこれまで郡広域で行ってた業務をですね、町でという事で、 そういうもんも含めた課になっておりますから、旧町での、例えば旧佐用町での本来の課 から見れば、それ程、課の数が増えてるという状況ではありません。そういう中で、支所 という新しいやはり、この体制、支所体制が出来た訳ですけども、当然支所機能を強化充 実ということは、そこでの支所でのそれぞれが責任をもって、ある程度、町民と対応する ためには、そういう権限もなければならないと。それを私は当然だと思います。ですから、 確かにまぁ色んな事業を行っていくためには、その支所だけではできません。町全体の中 で協議をしていかなきゃいけませんけども。しかし、支所長、支所においてはですね、十 分にその全体を把握し、その全体に対しての支所の中の地域、それぞれの旧町の地域に対 しての、町民に対しては責任持って対応していただく。それだけの責任とまた権限はある と、いうふうに思っておりますので、それはあの、私の方からそういうことで、支所長に

対してそういう考え方で行って欲しいということを、お願いをしてる訳ですから、そういう意味では支所長の権限は十分あるというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) 松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) 課とか、支所のことに関しては、内部で十分に議論していただいて ね、何とかあの、住民に理解していただくような課の編成、支所の充実というものを図っ ていただいたらなと思っております。

続いて、保育園・小学校の統合についてですが、非常にこう、昨今子ども達が少なくな っております。そういった父兄の方々から話を聞くには、比較的統合に対して前向きなん ですよね。ただ非常にそれに対して反対が多いいうのは、逆に地域の方々が、やはり保育 園がなくなる。小学校がなくなるということに関して、非常に不安を覚えるということで、 統合されたら困るなというふうな部分があります。確かに、小学校・保育園がなくなるこ とによって、町機能そのものがなくなるというんがあるんですが、ただし、今回佐用郡が 合併したというのは当然、こういったことも入ってる訳ですから、これは、やらなければ いけない。やる必要があるんかな。お陰をもちまして、この佐用町におきましては、スク ールバスっていうのが結構充実してます。そういったものをもう少し充実することによっ て、いわゆる子どもやその父兄には迷惑はかけないかな。あの、今に今いうたら難しいか と思いますけども、やはり行政として、これからのまちづくりのビジョンの中で、ある程 度、どことどことは何年先には統合していくんですよというのは、やはり、早めに言って いく。そういった中で、地域の方々にも協力を求めていくということを、今のうちに進め ていっておかないと、駄目かな。先般も保育園また小学校の児童数等をみましたけども、 園児が7人に先生が7人、8人というふうな格好ですね。非常にこれは効率的にも悪いと いうのが、現実的にある訳ですから、やはり、今に今出来なくても、やはり、ここ何年か 先、やっぱ何年先にはこういうふうにしていきますということは、今のうちに、していく 必要があるかなと思いますけども。恐らく町長並びに執行部の方々の計画の中にはあるか と思います。当然、ないと困るんで。やはりそういったことはいち早く伝えていく必要が あるんかな。そういった中で、地元の協力を求めるという作業を早くしていかないと駄目 かと思いますけども、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まぁあの、最初に答弁でもお答えしましたように、やはり、現在の保育園また小学校、非常にまぁ、子ども達の数が、人数が少なくてですね、学校においても、複式学級の形で授業を行ってる。まぁ色んな活動においてもですね、中々集団活動が出来ない。子ども達が非常に少ない人間関係の中でですね、十分な社会性を養うことが、非常に難しくなってきていると。そういう観点から現在の子ども達の教育環境、子ども達が大きくなっていくこの成長環境、これをやっぱし考えなきゃいけないということで、このことは、当然まぁ行政においてもそのことは十分、皆さん方に考えていただく問題提起をしなきゃいけないと。いうふうに思います。ただ、いつまでにやりますという、最初から結論を出すんではなくてですね、やはり、現在の子ども達の教育環境をどうあるべきかということを、これは、子どもを持つ親は、勿論でありますけれども、やはり地域の皆さん全体も、そういうことに対して、子ども達のことっていうのは、一番大事なことですか

ら、そのことを一緒に考えていただく。まずその取り組みが必要だろうと。まぁその、地域づくり協議会の中にもそういう課題を抱えた地域と、そういう問題がまだ先になる、今のところない地域とあります。そういう地域、問題を抱えた地域においては地域づくり協議会の中の、大きなやっぱし課題として、捉えていただきたいと。いう話はさしていただいております。まずそういうところから、一方ではスタートしながらですね、やはりこれは、子ども達の教育環境の面という点で、教育委員会においてもですね、やはり、1つの方針、方向をですね、どうあるべきかというものは、今後十分に教育委員さん、また教育、学校の現場の皆さんも含めてですね、こういう形も一方では考えていただかなきゃいけません。それから、一番はまぁ子どもを今、育てていらっしゃる親の立場としてもですね、子ども達の、自分たちの子ども達のことを、これはもう、子どもが毎年毎年、もうどんどん大きくなってる訳ですから、いつまででもいいという話ではなくってですね。同じ必要なら早くですね、やっぱしそういう問題に取り組むと、考えるということ、これは他人事でなくてですね、自分たちのこととして、捉えていただきたい。まぁそういう町全体の動きの中で、行政としては実際にじゃ、具体的にどうあるべきかと。いうものを出していかなきゃいけないと。いうふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) そうですね。あの、今そうやって問題提起をしてあるということな れば、それはそれでしっかりと協議を進めていっていただきながら、やはりいつまでもい う訳にはいきませんからね。近々にそういった方針を出していく必要があるかと思います。 そういった中、いわゆる先程町長言われましたけども、地域づくり協議会、そういった中 で、それぞれ地域にあった協議は、やはり早く進めていっていただかないと、非常にあの、 そういったこというたら言いにくいしね、やりにくいんですけども、やはりそうじゃなし にやはり自分たちの町を守るためにはやはり、それをしなくてはいけないという意識の中 で進めていく必要があるかと思います。そういった中で、給食センターについては、当然 統合ということになれば、そういったことも一緒に含めて考えれる必要があるかと思いま すので、こちらにしても、やはり早急に考えていっていただきたいなと思います。それじ ゃ、次自治会の見直しっていう部分ですけども。確かに 142 集落、自治会ということです けども、集落統合そのものいうたら非常に私自身、難しいかと思いますね。あの、ただし、 自治会組織というのは、集落を何ぼか、2 つ 3 つを一緒にして、1 つの自治会にしていく んだというふうな形で、進んでいく必要があるんかな。まぁこれは行政がどうこうするん じゃない。自治会自身がしっかりと協議していただくという部分があるんですけども。あ の、旧三日月町においても自治会で、そういったことを検討してくれというて、検討して いただいた経過があります。しかしながら、やっぱり、自治会の中ではまとまりません。 やはり、行政としてある程度の案を出す必要があるのかな。こういったぐらいの規模の自 治会を作っていただきたいというのは、ある程度言うていく必要があるのかな。やはり 100 パーセント自治会組織に任していると、やはり自治会そのものも、このごろ日替わりじゃ ありませんけど、年々に変わるというふうな部分がありまして、自分がやらなくても、次 してくれてだろうとか、いうふうな部分がある。自分がさっちする必要がないというふう な部分がありますので、やはりそれじゃなくて、やはり自治会組織そのものいうのはしっ かりと 142 から減らしていく。いうことが必要かな。確かに今、機能としては各旧町単位 で、佐用で5名、後3名ずつというふうな格好で機能として動いているというのは分かり

ますけども、やはり、もう一歩踏み込んだ部分が必要かな。まず経費的にそれぞれ自治会に色んな経費が掛かっております。それぞれ 142、全てに係る訳ですね。あの、自治会長に対して色んな経費が掛かっている訳ですけども、まず、そういった部分も若干、数が 142 から減ることによって削減できる。これもやはり役場のいわゆる、どう言うんですか、出先機関のような雰囲気ですからね、ここらも当然、いろていかないかん。やはり行政としてある程度の目標というものは、打ち出す中で自治会で協議してくださいという格好でしていく必要があるかと思います。今現在 142 に対して、自治会長とか色んな文書配布手当とか色々ありますけども、概ねどれくらい掛かっているもんなんでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、総務課長。

総務課長(達見一夫君) それではあの、お答えいたします。直接、自治会、集落等に掛かっております経費の 19 年度予算での答弁とさしていただきます。報酬それから自治会保険料等 4,960 万 4,000 円。これを 142 集落で割りますと約 1 集落に 34 万 9,000 円掛かっております。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) あの、まぁ1集落にすれば非常に少ないかもしれません。全体とすればやはり約5,000万から掛かってるという部分あります。やはりそういったとこは非常に行政としてやりにくい思いますよ。けどもやはりこれは、やっていく必要があるかと思います。これに対しても、先程小学校・保育園の統合と同じように、やはり問題提起いうのは、行政からしていく必要があるかなというふうに思いますので、極力そういった部分で進んでいっていただければと思いますけども。問題提起そのものは、町長、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) あのまずは、自治会組織というのは、地域の色々なやっぱし住民、そこの生活されている方が、一緒にまぁその協力していかないと、それぞれのやっぱし、生活というものが安心して暮らしていけない。また色んなその1人では解決が出来ないと。そういうことで、自治会というものが機能しないと、機能することが、住民生活の安定につながるということだと思います。ですからあの、行政としてはですね、その決して自治会を少なくして経費を削減するということがその目的ではなくてですね、自治会活動が何とかできる状態であれば、それはあのその自治会が自主的にやっていただけることが一番いいんですけども。その活動そのものが出来なくなってきている自治会が、自治会があると。それはやっぱし地域の住民にとって、非常に大きな不安になってきてる訳ですね。そういうものをやっぱし解決をしなきゃいけないということがまず、第1だと思っております。次々と役員、役をしていただいたり、お世話いただく方がいらっしゃればいいんです

けども、もうその方が居ない。もう誰も居ないというようなですね、状態の中で自治会と しては、在ると。これはやっぱし非常にそのどう言いますか、不自然なといいますか、も う、その自治会組織が名目だけの自治会では、住民にとっては、非常に問題がある訳です。 そういう中で、町全体としてもある程度、合併をして行政運営が落ち着いてきた中で、1 つの町としての方針、方向というものはですね、自治会組織を行っていただいて、活動を 行うためにはこれくらいなやっぱし自治会規模でやっていくべきじゃないかというような 話はですね、この自治会長の間の中に、問題提起としてやっぱし、出していかなきゃいけ ないなと。いうふうに思っております。ただあの、一番これはもう、分かってることなん ですけども、こういう問題、課題の集落っていうのは、非常にまぁ、集落のおかれている 条件が悪いわけです。ある意味。まぁ各集落間が、同じような集落が点在して、その間に おいても、非常に、そこに距離があると。ですから、そういう自治会機能が中々もう機能 しないような集落ごとが、皆集まってもこれも、じゃそれで解決できるかというと、そう ではない。ただ広くなっただけで、実際には非常に高齢化した方ばかりの集落が集まると いう形になります。ですからまぁ、この辺、ある程度もうちょっと広い、地域の中でこう いう問題をお互いに助け合うという過程の中で考えていかないと、いっていただかないと、 解決しないなと思っております。あの、地域づくり協議会においても、先程の学校の問題 も一緒なんですけども、こういう点を現在の地域づくり協議会の皆さん方の、で考えてい ただく地域の重要な課題として捉えて、まぁあの地域でもやはり今後どうするか、という ことについてですね、協議いただきたいと。町もやっぱしそれに対して、解決、どういう ふうにしていったらいいか、先程松尾議員お話のように、集落の統合っていうのは非常に 難しいと思うんです。昔からの財産もあったりですね、慣習があったり。ただ通常の生活 をしていく上での行政組織としての自治会のお世話、こういう点だけでもですね、一つ、 どこに居てもそういう連絡があったり、また色んな行政サービスがちゃんと受けれるよう な組織を作ると。そういうことがまず、重要かなというふうに思っております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) はいあの、そうですね、あの、やはり町長言われたように、問題提起をする中で、地域づくりの中でしっかり考えていく。そりゃもう、当然です。そういった中で、昨日の一般質問の中にもありましたけども、町長言われてますように、職員が積極的にそういった地域づくりに、の中に入って一緒にやっていくんだという方向は、やはり進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。まずあの、項目の中では、そういった部分で済んでるんですけども、非常に県の行革の中で、気になっているのが、いわゆる建設事業費ということで、合併することによって県の支援事業というもの、がありました。いわゆる県道の整備というふうな部分、これがこういったことで、非常にこう、3割くらいの削減をするんだというふうな話が出てますけども、これの影響というものが、どうなのかな。非常に心配しております。合併支援事業、そういったものが、どういった影響があるのか、影響があるとすれば、影響のないうちに早いことやってもらわないかんのんかなというふうに思いますけども、そういった点はいかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい。町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まぁあの、先程県に要請した点についても、非常に懸念をしており ますけども、それと同時に、やっぱり直接、県の事業ですね、この影響が非常に大きいと。 いうこと。この点が、もう1つ大きな心配、懸念をしているところです。まぁ、やはり町 内のですね、色んな事業みても、町が単独で行ってる事業というのは非常にまぁ、事業費 的にも予算的にも少ない訳です。まぁある程度大きな事業というのは、県が行っていただ くという、県の事業として行っていただいてる訳です。特に今お話のように、佐用町合併 行う、することによって、合併支援事業ということでですね、これまで懸案になっており ました要望事項を出来るだけまぁ、早く進めていただくように合併支援という形で捉えて、 **県もやっていこうということで、合併支援事業を計画をいただいてるわけです。しかしま** ぁ、こういう合併支援事業であってもですね、県の事業、総額の中からですね、削減をさ れると。いうことで、それが見直されたり、全く中止になるということはないというふう に思いますけども。事業が先送りされていくと、言うことが非常にまぁ懸念をされており ます。既にですね、県単独事業のようなものにつきましては、来年から直接、削減をして いくということですし、合併支援事業であります上福原佐用線等についてもですね、まだ、 着工をされて、着手されてない訳です。今、地籍調査等、事前調査で早くやっていこうと いうことで準備をしてる訳ですけどもね。着工してないもんについては、当分の間、休止 すると。先送りするということを言うてますし、着手していたものについては、従来どお り、その継続して行うということです。まぁ非常にあの、県道関係であの、三河のバイパ スについてもですね、ようやくこれまでの完成してるところを、供用開始が出来るように ですね、残ってる区間について、一応地域の皆さん方の協議も終えてですね、何とかこれ も早急に着手していただこうということですけども、この辺もどこまでできるか、また、 三河平福線、上三河平福線においてもですね、公共でやっていく所については、約2年間 程でやれるということになった。その後残りがですね、これは県単でやっていくわけです。 一番大事なところが、そういう部分が県単ということになっております。まぁあの、国庫 事業におきましてもですね、公共事業、県が行う公共事業ですね、これも国の事業だとい っても、やっぱり、県がその費用負担を当然行っている訳です。徳久バイパスやまた、上 月の 373 の事業、こういう点についてもですね、当然、県単独事業とは違いますけども、 しかし、県の負担事業として、負担をしてる事業としてですね、工事期間がですね、かな りこう、ずれ込んでいくという可能性はあります。まぁあの、町としては、どこをおいて どこを先というわけには中々いかないんですけども、重点的なところから是非まぁ、やっ ていただくように、これはまぁ、お願いをし要請を、要求をしていくしかない訳ですけど も。まぁあのそういう点については、今後色んな機会を捉えてですね、合併後の支援、県 の約束を果たしていただくように、要請をしていきたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) そうですね、やはり、合併支援事業に関してはやれ、しっかりと、 県に言うべきことはしっかり言っていただきたいなと思っております。非常にこう、先程 聞いてますと、先々どうなるか分からないという不安要素もあるんですが、やはりそれは しっかりと、県に対して合併支援事業であるということは、認識していただく中で、1日 でも早く出来上がるような方向を取っていただいたらと思っておりますので、よろしくお 願いします。

それではあの、科学公園都市へのバス路線についてですけども、確かに前回の協議会の、 一般質問の答弁でそういった答えをいただいてますが、非常に、またこれもいわゆる県の 行革に関係してきているという部分があるんですけども、やはり科学公園都市の中で、相 生、新宮、上郡それぞれからバス路線はあがっております。あがってないのはこの佐用か らという部分があります。いわゆる佐用の地域だけが置いていかれてるような、ふうに思 います。ほいで、先般も厚生常任委員会で、いわゆる養護学校またリハビリセンター等、 視察に行ったわけですけども、そういった中で、養護学校の先生が言われてましたのは、 やはり、子ども達にいわゆる公共機関のバスに乗ったり、いわゆる電車に乗ったりするこ とを、長い年間、年をかけて教えていく。いわゆる1年生から6年生の、5年、6年の修 学旅行にあわすために、1年に1回ずつ程乗せていくんだと。いうふうな作業をする中で、 5年生、6年生で初めて修学旅行に行かすというふうな作業をしていくというふうに言わ れてました。そういったためにもやはり、バス路線というのは非常に必要なんだと、先生 自身も言われてます。やはり、これから佐用町と科学公園都市のかかわりについても、当 然必要な部分かな。やはりあの、中高一貫教育の中で、子ども達が今現在、父兄が車で送 り迎え、毎日してます。他の地域は公共機関で全部来てます。そういった不公平な部分が 若干、まだまだある訳ですね。ほいでまぁ、あの朝の通勤時間帯の交通量みますと、非常 に多いです。公共機関のバスが通れば、その時間帯いうたら、かなり乗られるかと思いま す。その科学公園都市だけの移動じゃなくって、いわゆる佐用高校の移動に対しても非常 に役たちますね。姫新線そのもの今、便数少ないです。まぁ今後 21 年、若干増える言い ますけども、やはり高校生の佐用高校も充実していくためには交通機関というものが必要 かな、いうふうに思います。非常にこう、県の財政厳しい中でありますけども、やはり、 これも再三にわたってお願いをしていく必要があるかな、恐らくされているかと思います けども。まぁあの今現在、県との話の中でどういった状況になっているのか、若干お聞か せ願えればと思います。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) あの、バス路線についての全体としてですね、今県の、県国から赤 字路線に対しての補助金が、いただいて維持をしている訳ですけども、そういう点につい ても、この行革の中でですね、基準を見直すと。2人以下のところについてはもう、補助 金を出さないというような形になってきています。そういう中でですね、新たなまぁ、路 線を申請、お願いをしていくと。これはあの、町が単独でですね、赤字を負担をしていけ ば、ある程度、考えてもらえると思うんですけども。しかしまぁ、バス会社自体もですね、 ただ補助金だけでもらってるだけで、十分にその利益がでる事ではありませんので、現在、 佐用町の中におきましても、こういうさよさよサービスのようなサービスを行った結果、 1年これ、行ったその状況を見てですね、バス路線の廃止と、いうことをですね、におわ してきております。非常にまぁ、バスについて、路線バス、公共機関、バスがあるという ことは、非常に住民にとって安心も出来るし、利便性の面から必要な、欲しいということ に、要望あるんですけども、じゃそのバス路線が出来た時にね、ほんじゃあの今の養護学 校の話でも、年に何回かそのバス路線、公共機関に乗せて訓練をするということでは、通 常のバス路線のようにはならない。送迎、養護学校の送迎バスが通常走ってると。いうこ とです。ですからまぁあの、姫新線の高速化を行ってこれからまぁ、姫新線の増客、乗客 の増をですね、図っていかなきゃいけないんですけども。まあ前からお話のように、科学 公園都市へのバス路線、どこからあげるか、例えば佐用から通学も含めたものを考えてし た時に、まだ姫新線等競合します。三日月の駅からまず路線を作るというのが、一つの方 法かと思うんですけども。実際、三日月の路線からあげた時に、どれくらい乗ってもらえるかどうか、そういうこともね、考えてということで、全体として、先程言われるように、他のとこからはあがってるんで、その県に対しては、この企業庁に対してですね、このバス路線を確保と、作って欲しいということを、この科学公園都市の組合の方としてですね、お願いをしてる。というのが、現在の状況です。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、1分ですのでよろしくお願いします。

7番(松尾文雄君) はい、あのそうですね。非常に大変ですけども、やはり粘り強く、 要望していっていただきたい。と思います。以上で終わります。

議長(西岡 正君) 松尾文雄君の発言は終わりました。 続いて、1番、石堂基君の質問を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番(石堂 基君) 1番、石堂です。今回、一般質問としまして大きな項目で2点。

1点目としまして、行政評価システムの導入について、お伺いをします。行政評価システムについては、昨今各自治体で多く取り上げられております。とりわけまぁ、合併後の市町村においては、新たな取り組みとして、非常にたくさんの自治体で導入あるいは運用が進められております。本町におきましても、合併後の集中改革プランの中で、予定をされておりますので、具体的には19年度試行、20年度実施という形の中で、今現在、どういうような形でのこのシステム作りが進められておるのか、その点についてお伺いをします。

それから大きな項目で2点目、才金ファーム問題についてあげております。この件につきましては、6月・9月あるいはその間の議員連絡会等でも、度々こう、質問をさしていただいておりますが、とりわけ今回については、今の現状について、謙虚に質問をしたいなというふうに思っております。と言いますのも、この間、特に幕山地区におきましては、あるいは旧の上月町全体においてもそうですけども、10月以降の住民説明会以降、非常に色んな情報が錯綜し、問題意識が高まっておると。いう状況が続いております。とりわけ、11月の中旬くらいから大きな動きがないと言いますか、行政自身もそうですし、才金ファーム、会社側あるいは、才金の自治会、これらについても動きがない状況の中で、非常にあの、事態が混迷なんか、沈静なんか、分からないと。で、住民の中にも非常に不安を持ったまま時間的な経過ばかりが過ぎておるということで、住民に対しての説明といいますか、あの問い合わせも非常に多くあります。そうしたものに対して、今自身、行政がどういうふうな形で状況を把握しておるのかということを知る必要があり、今回、質問をさしていただいております。

1点目としましては、才金ファーム問題について、現在の状況説明を伺いたい。

2点目については、今回の問題発生について、行政としての問題はなかったのか。

それから、3点目としまして、今後のこの事案、問題処理に向けて、町、町長の方の姿勢をお伺いしたい。以上です。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、「行政評価システム」についてのご質問でございますが、昨年の3月に佐用町のまちづくりの基本となる「佐用町総合計画」を策定し、この総合計画や実施計画に基づき各種事業を実施していくことにしております。本町においても財政状況が厳しい中で町民が安心して暮らせる行政運営を行なうために、行財政改革を着実に実施していく必要があり、行革の集中改革プランにも「行政評価システムの構築」を明記しております。ご質問のように従来の計画して実施するだけの行政から、事務事業全般にわたって、実施結果を十分に検証して、効果改善点を洗い出して、より良い行政運営を行なうために行政評価をどのように進めたらよいのかを、現在検討しているところであります。同時に現在の取り組み検討状況についてでありますが、事業実施にあたっては職員で構成する「企画調整会議」で事業の計画性、経済性、実施効果などを検証し、その結果を課長職で構成する「政策調整委員会」に図り事業実施の可否を検討協議をしています。しかし、現状では実施結果の検証がそれぞれの担当課の検証に終わることが多く、この検証を行なうための方法、評価シートなどを今年度中に検討し、試行等により改善点などを洗い出して20年度中に本格的に行政評価の実施を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、才金ファームの件についてのご質問にお答えをいたします。

現在の状況でございますが、10月4日の幕山地区説明会の結果を踏まえて、幕山地区の大半が反対の意思を表明された状況の中で、施設建設が行われた場合、現在の地区内での対立が起こるなど、地区の運営に大きな支障をきたすことが懸念されるために、10月18日に幕山地区と金屋集落の自治会長会を開催し、方策を検討していただきました。同時に才金集落としても周辺の現状をよく理解をしていただき、土地の売却を含めて、再度集落内で協議をしていただくようにお願いし、そのように協議をするということになっておりました。11月5日の町自治会長会終了後、幕山地区の自治会長との会合を開き、才金集落の自治会長よりその後の集落の取り組みを聞かせていただきましたが、集落では、役員会で検討するとともに、才金ファームの社長に対しては現在の状況を考慮し、進出を見直していただくよう、申し入れをしており、その返事待ちの状態であるとの回答でありました。

また、行政として問題がなかったかとのご質問でございますが、今までにもお答えしましたように、施設自体は当初の計画から水を使用しないため、構造的には水質汚濁の恐れはないというふうに判断をし、また臭気についても敷地内での基準は遵守するとしており、作業については全て室内で行い、民家からも相当の距離があるということの観点から、才金集落以外に大きな影響はないと判断したところでありますが、それでも、この事業は幕山の一番奥の地域で行われる事業でありますから、幕山地域への説明は、してくださいという指導も行い、幕山地域の自治会長会には、説明会をもって説明が、その指導によって、説明会がされております。そういう点においては、判断が誤っていたとは認識をしておりませんが、結果的にこのような、住民不安なり大きな問題になったことについては、反省すべき点は、行政としては十分もっております。また、行政だけでなくてですね、全体の取り組みについて、それぞれ反省すべき点はあったというふうに思っております。

行政としては、この問題が今後の地区の運営に大きな支障をきたさないように解決することが重要であると認識しており、今後の動向を十分把握して、円満に解決するように努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさしていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) ありがとうございます。まず1点目の行政評価システムについての 再質問をさしていただきます。純粋に単純にお伺いをしたんですけども、結果的には総合 計画にもあがり行革集中プランにもあがり、自ずとやる時期がやってくるとは思うんです けども、まず、その進め方の中において、一応 20 年度実施ということになれば、当然、 どういうふうな形で、その評価のシステムをつくるかということが出てこようかと思います。であの、集中プランの中では、これにつけてまぁ、評価システムの作成の検討委員会を設置するというふうになっておるんですけども、今現在、そういうふうな検討委員会が 設置されているのか、いないのかということと、もし、されているのであれば、その委員 会の方のメンバー構成ですね、これについてお伺いをします。

議長(西岡 正君) 町長、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、総務課長。

総務課長(達見一夫君) えっと、質問にお答えいたします。今あの、町長の方からも説明がありましたように、20 年度の試行に向けまして今現在色々検討をいたしております。その中で、検討委員会というんですか、今未だはっきりとした検討委員会ではないんですけれども、その町長の中の答弁にもありましたような、企画調整会議それから政策調整委員会、これらを利用いたしまして、その検討委員会も、どういうふうなメンバーでやろうかということで、今、総務課なり財政課それからまちづくり課等の方で今、検討をいたしているところでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂基君。

1番(石堂 基君) 20年度試行ですか、20年度実施ですか。計画書でいけば、プランでいけば、19年度試行というふうになっておるんですけども、それはどちらでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、総務課長。

総務課長(達見一夫君) 一応あの、20年度にこう、やりたいということで進めておるんですけれども、今現在の状況からいきますと、本年度中に、その事業評価シート等の作成をして、それに基づいて 20年度からある程度、やらしていただいて、現実的には 20年の秋頃になろうかと、思っております。

議長(西岡 正君) はい、石堂基君。

1番(石堂 基君) じゃあの、一応まぁ、19年度に素案づくりをして、20年度に試行

的なランニングを始めて、成果が出れば、20年度中ということで理解してよろしいですね。はい、分りました。であの、そのシステム、システムっていうんですか、メインはシートになってくると思うんですけども、そういうようなものの、その検討委員会ですけども、現状今、総務課長の方からお伺いするのに、内部的な検討委員会が主になってこようかというふうに聞いたんですけども、やっぱり僕これあの、ある程度、外部の目なり、そういうものが必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。と言いますのも、この評価システム自身の大きな目的っていうのは、それぞれ今展開されているその行政自身の経営効率ていうのが、主眼点。であるとともに、一つはやっぱりあの、どういうふうな形で行政運営やっているかという、まぁ、住民に対する説明責任をこの評価シート自身が将来的には担っていくだろうというふうにも言われています。それの根底になる中で、やっぱり内部だけで、そういうようなものを作って、評価をしていくって言うんじゃなしに、やっぱり外部ですね。あるいは議会なんかも含めてのこのシートいうんか、システムの検討って言うのが必要になってこようかと思うんですけども。その点についてはいかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁ねがいます。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まぁあの、議会の方はですね、こうして議会っていう組織の中で、色々と全てチェックをいただく、また意見をいただく訳ですから、そこは別として、あのやはり、町民の皆さんに、その評価をいただく。町民の目から、評価をいただくということが大事だと思っております。ですからまぁ、このシートというようなもの、そういうものはある程度評価をするための、その準備というのが必要なんですけども、それを今度は行っていくうえではですね、評価委員会というようなものを、ちゃんと代表、作ってですね、町民の皆さんにも委員に入っていただいて、評価をしていくと。そういう形を作りたいと、いうふうに思ってます。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) 石堂 基君。

1番(石堂 基君) 分りました。あのまぁ、当然のことながら、外部評価っていうのが、 非常に大切になってくるので、出来たらそのシステムづくりの中から、どういうような形 の外部での評価委員会を作るのかというようなものも含めて、検討されることを望みたい と思います。

次に2点目の才金ファームの問題についての再質問なんですけども、今現在のその状況ですね。これについてはあの、これまでの 10 月以降の時系列な形で、先程町長の方から回答をいただいた訳ですけども、もう一度申し上げますと、今現在の状況がですね、今現在の状況といいますのは、非常にあの勝手な言い分ですけども、とりわけ、幕山の住民を中心に、これは、幕山の各自治会長さんなんかも一緒なんですけども、どうなっているんやっていうのが、率直なとこなんですね。で、まぁあの、関係住民をどこまでくくるかっていうのは別の問題としまして、当然のことながら下流域の上月あるいは久崎とりわけ久

崎の自治会長さん方においては、非常に関心が高い訳なんですけども、 1 点、問題いうん か、色んな情報が、10月の中旬以降流れてきて、確かに問題ありきやという事で、自分ら もそういうような形での説明会って言うものを希望すると、いうことを久崎の自治会長に よっては、意思表示をされておるわけですけども。にもかかわらず状況の動きが全く見え てこないという。でまぁ、不安的な要素ばかりを持ったまま、非常に時間が経過しておる と。先程あの、町長がお話をいただいた中で、最終的に 11 月5日ですね、この段階でオ 金の方に、役員会で話があったと。それから才金ファームの藤井社長の方については、見 直しについて、話を才金の森口さんの方からしておると、言うことなんですけども。実は この 11 月のこのあたり以降、全く動きが正直ないですよね。で、10 月の 18 日、町長が 出席して、幕山の自治会長も交わった中で、森口さんにもう一度この計画について、才金 の集落で話をしてくれって言うことで、まぁあの、中止を前提にですね、土地を売らない って事を前提に話をしてくれってことで、町長の方からまぁ、提案というような形であっ たと思うんですけども。残念ながらその、11月の5日に才金の森口さんの方から報告があ った、才金の役員会で協議をしたというのは、昨日も片山議員の方の一般質問の中で、若 干触れられましたけども、才金の極一部の役員さんですね。これまで、その山林の処遇に ついて検討していった山林委員会の4名の方の中だけで、話が行われ、その話の内容につ いても、町長からこういうように言われた、あるいは幕山の各自治会長からこういうふう に言われたと。いうふうな具体的な方向付けの説明をするんじゃなしに、色々問題がある けどもというふうな話で終わっておると。要はその、才金の住民の方っていうのは、今現 在、幕山の各自治会長がこういうような意思表示をしておる。白紙撤回を求めておるとい うことですね。或いは、町長からこういうふうな提案があったということは、これ幕山の 住民の方ってのはご承知ないんで、あ、ごめんなさい。才金の住民の方っていうのは、ご 承知ないんですね。これ。という事は、今現在、才金の自治会の中の動向を、に任せてお るっていうのは、非常に時間が経過すればかりで、才金の集落の中においては、何も進展 が行われていない。

それから、もう1点、森口さんの方から才金ファームの藤井社長の方に見直しを含めて、 検討してくれっていう申し入れをやったと。いうふうになっておりますけども、これにつ いても、それ程、積極的に森口さんの方から話があったというふうには、多分とれないん ですね。その後の動きからすると。当然、10月の18日以降、前回の議員連絡会の中で、 町長の方にもお尋ねをしたんですけども。町長から藤井さんの方に話をされた方が、内容 的には非常に積極的っていうんか、具体的で、その意思の方は確かに藤井さんの方に伝わ っていると、私は思います。だから、あの非常に何言うんですかね、主体的にこの問題解 決に向けて、動いている方っていうのは、どなたなんだろうかと。まぁ、それは町長に、 自分に身に覚えがないと。他の事は分らんと。おっしゃられると思うんですけども。これ あの、現状から言えば、その才金ファームの藤井さんの出方待ちなのか、って言う雰囲気 になるんですかね。ちょっとそのあたりを、どうしてもそのね、11月の中旬以降、本当に こう、動きがないもんで、森口さんも動かれない、藤井さんも動かれない、ということで、 私ら住民にしたら何も情報が入ってこないんですね。そうした中で、この時間的な経過ば かりをみていくっていうのは、不安を非常に助長するだけになりますので、これ、どうし たもんかなって言うのが、正直住民の中で今、話題っていうんですか。課題になっておる んです。町長自身は今のその状況ですね、これあの、業者の才金ファームの藤井さんの出 方によるというふうに思われているんでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 当然あの、会社、これ企業がですね、の事業として行われてる訳で すから、最終的に会社が、どのように判断されて、どういう今度、今後進め方をされるか ということが、で対応していかなきゃいけないということです。ただ、この問題はそれと 同時に、土地は才金集落の土地です。当初からお話しているように、この問題についてね、 やはり、土地、才金が集落がその土地を譲渡するというところから、スタートしてる訳で すから、でまぁその、それに対して、才金で、その土地の譲渡について見直しをして欲し いと。それについては検討、考えるということで、自治会長の話し合いの中でですね、そ ういうことになってるわけです。ですからあの、やっぱし、これはあの、まずは才金集落 として幕山地域の全体としての中でですね、総意として、地域の皆さん方がこの計画を見 直して欲しいと。白紙にして欲しいという、そういう考え方をですね、才金の集落が捉え てですね、この土地の譲渡に、計画についてですね、見直していただくということ。これ がまぁ、その私はお願いをしてるところです。ですから、そういうふうに、協議をしてい ただかないと、先、進めないですね。ですから、才金がですね、嫌そうじゃないと。これ は問題はないはずだし、才金集落全体として、計画は計画通りとして、この事業は進めた いと。誘致したいと。いうことを、はっきりと例えば言われるんだったらまた、言われる としての対応をしていかなきゃいけないと。いうことです。しかし土地をね、やはりそう いう幕山地域の皆さんの思い、考え方がそうであれば、才金も幕山地域の一集落、同じ集 落の一員としてですね、そういう考えを見直そうと、いうことで考えていただければ、そ れはそういう形で今度は会社の方としても、じゃそれに対して、分りましたと。いうこと で前面的な事業の見直しをしていただけるのか、いやあの、会社としては、一応同意を得 たなかで進めてると。それに対するこれまでの事業を精算、中止するに当たってのですね、 色んな経費の問題と、これについて、会社としての対応というものが出てくる。それはど ういうものが出てくるのか、これはこれとしてまた、その示されたものに対して、どう対 応していくかというのを、そこからまた考えなきゃいけないということになると思っとり ます。でまぁ、18日にまぁ、そういうことで、森口会長含めて話した時にもですね、まだ、 才金集落全体での会合、総会を持ってないと。言う話だったんでね、それは集落全体の総 意を決めるのにはおかしいじゃないですかと。集落としてね、やっぱし、土地ですから、 その役員だけの考え方だけでは、後色んなまあ、集落にも色んな意見があるということ聞 いてますから、それは集落の総意というものを、やはりまとめてくださいよと。言う話は した訳です。幕山の自治会長さん達も、その点についてしたんですけども、森口会長は、 私が考えるということで、明確な回答は、その時にはなかったんです。やりますというこ とはね。はい。で、その後、森口さんには、会長は、会社の方に対しては、そういう考え 方を伝えてるんだと。いうことは皆の前で言われましたのでね、それに対して、明確な回 答は今のところない。ということですね。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂基君。

1番(石堂 基君) 確かに、会社側の方には伝えてるということは、伝えてるようです。でまぁ、これあの、町長自身からも藤井さんの方にお話をされてる内容と、ほぼ一緒だと思うんですけども、あのやっぱ、一番は幕山の自治会長が寄り、町長も出席していただいて、幕山地区全体の、才金を除けてですけども。総意的に才金の方の結果を預けた内容ですね。これがやっぱり十分に、才金の集落の中で反映をされていない。あるいは才金の民意を再度問う形になっていないというのが、現状やっぱり混迷、混迷って言うんですか、

もう自体が動かない状況に至ってる一番の原因だと私は思うんです。この点についてはね、 やっぱりその、幕山の自治会長が、ある程度努力してもっと、才金に対して働きかけなさ いというような考え方、言い方をされる方もいらっしゃるんですけども。やはり僕は、町 長の責任とは言いません。ただその、今回の件について、18日についてもそうですけども、 主導的にそういうような提案を、各自治会長の意向を汲んでしていただいてると。当然の 事ながら今の町長の発言にもありましたように、当然、才金の中での、そういうような意 思決定がされるというような期待も込めてですね、これは僕是非、町長の方に、才金の自 治会長あるいはその住民の方にですね、そういうような総会に変わる意思決定ですね、こ の状況においての、それを促すような動きをね、働きかけを是非していただきたいという ふうに思うんです。といいますのも、非常にこう、時間的に経過をしておると。言ったよ うに、その 10 月の 18 日ということになればもう既に 2 ヶ月が来ようとしているわけです ね。尚且つ、その先般、11月の12日だったと思うんですけども、幕山地区の地域づくり 役員会の後段に、町長が、その冒頭に才金ファーム問題について若干あいさつの中に、触 れられておって、そこの現状での報告を各自治会長にされたんですけども。町長が帰られ た後、協議会の役員会が終わった後に、森口さんの方からの発言としたら、非常にこの第 3 者的なといいますか、自分とこに責任がないような言い方をね、各自治会長おる前でや られておるんですね。と言いますのも、才金ファームの方に、一応できひんさかいにとい う申し入れはやっとると。その結果についたら、役場の住民課長か上月の支所長の方に返 事を返してくれっていうふうに伝えとんやと。これは、この発言は間違いはありません。 これもあの、各自治会長に確認はしたんですけども。要はその、自分とこで結論ありきじ ゃないんですね、だからもう、会社側の出方を待つ、その結論も自分とこが聞くんじゃな い。役場の住民課長か支所長にでも伝えといてくれというような言い回しなんです。非常 にこの、これまで当事者として事進められていた方にすれば、無責任かなというふうに思 います。そのあたりの背景も含めてですね、是非あの、才金の森口さんの方に、町長の方 からそういうような、再度才金の住民の中に、幕山地区全体の意志っていうものを、どう いうふうに考えるんやというような働きかけをしていただきたいと思うんですけども、そ れはいかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まぁあの当然、また、自治会長、幕山、森口会長ですから、やはり、森口会長が地域の自治会長としての責任を果たしていただかなきゃいけないと。言うことですのでね。そういう話し合いの中で、それをそういう努力をするという話をいただいている訳ですから、それに対して、どういうふうにしていただいてるのか、どういう状況なのかということは、これは聞かなきゃいけないと。思っております。はい。それともう1点あの、その後ですね、藤井さんの方からですね、一応、そういうことは聞いてるということについての話は、ありました。ただまぁ、会社としてはですね、非常にこの問題について、土地についても同意は得た中で進めて来たので、これを何の担保もなしに、これを撤退すると、白紙に戻すというのは、これは、会社としての、やっぱし、から考えて出来ないと。何らかのやはり、これ白紙になり、見直すに当たっては、対処はしていかなければならないだろうという話だけありました。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) そのまぁあの、藤井、才金ファームの藤井社長の方の、何らかの対 処はやるという話を含めて、その前の町長の答弁にもあったように、中止するに至った場 合、何らかの経費的なもんがでてくると。これはもう、会社側の出方、対応を見て考える という、そういう発言だったんですね。分りました。是非、ちょっと、さっき質問した内 容をもう一度確認をするんですけども、僕、是非、町長のね、立場で、僕あの、幕山の自 治会長、森口さんであってもいいですし、才金の自治会長森口さんであってもいいんです けども。これまで非常に 10 月の 18 日あるいは、10 月の 5 日、非常に長時間、各自治会 長交えて、町長も交えていただいて議論した中での結論ですね、これのやっぱり一定のね、 結果を早くだしていただきたい。仮に才金の中で協議をされて、いや土地を絶対に売るん やと。やってもろたらええがなと。いう結論になるんであれば、先程町長言われたように、 それは、その時の状況含めて、また新たな対応を町としても考えていくという町長の姿勢 ですから、やっぱり、そのどちらになるにしても、今の状態を早く打開しないと。僕はい たずらにね、問題が長期化することによって、色んな情報・不安というものが、住民の中 に蔓延していくということなんです。そういうようなもの、意図的にするっていうのは、 事はさらさらありませんし、ただ本当に不安に思ってる住民の方に早く結果、経過を報告 したい。ていうのが本意であります。是非あのその才金の自治会長、森口さんに対する対 応っていうのを、町長にお願いしたいんですけども。いかがでしょう。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 今、答弁さしていただいたとおり、また、時間を作って出来るだけ 早くその話をさしていただきます。

1番(石堂 基君) 質問を終わります。

議長(西岡 正君) ここで、休憩をさしていただきます。再開を1時といたします。

議長(西岡 正君) それからですね、石堂議員の方から欠席届が出ております。病気治療のためということであります。あっ松尾さんですか。すいません。石堂さんは、地籍調査立会いのためということで。3時から松尾さんが休ませてくれということで。病気治療ということでありますんで。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

4番(岡本義次君) 地籍調査で欠席ということ聞きましたけれどね、これ本分間違えと ん違いますかな。どっちが大切かいうこと、ようこれからみんな自覚せんとあかん思いま っせ。

議長(西岡 正君) はい、そのことについてはまぁ、議長として当然、おっしゃること

は理解できるんですが、以後ですね、欠席届については、十分その旨お伝えして、認める 認めないっていうことで判断さしてもらいますんで、よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。 続いて5番笹田鈴香君の質問を許可いたします。

[5番笹田鈴香君 登壇]

5 番(笹田鈴香君) 5 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。私は 2 点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、町ぐるみ健診はどう変わるのかについて質問させていただきます。

2008 年度より 40 歳から 74 歳までを対象とした、特定健診が始まりますが、これは、医療保険者が委託契約した健診、保険指導機関で受診することになります。これまで受診機会が少なかった被扶養者へはこれまでの健診受診の実態把握を行って、受診場所、受診方法など受診しやすい提供体制に整えるということです。つまり、生活習慣病の予防ということだそうですが、特定健診の早分かりガイドというのをもらいました。人口動態統計、平成 6 年度によりますと日本人の死亡原因は癌が 30.4 パーセント、心臓病が 15.9 パーセント、脳卒中 8 パーセント、糖尿病が 1.3 パーセント、高血圧疾患が 0.5 パーセントとなっており、約 6 割が生活習慣病によるものです。 2 ヶ月程前のことなんですが、社保の扶養家族だという人が、私達はどこで健診を受けるようになるんだろう。変わるとは聞いているけど、内容も分らないし、と心配されておりました。佐用町の町ぐるみ健診ですが、受診者は 17 年度から 18 年度、19 年度と受診率が減っているように思います。一人でも多くの人に受診してもらうためにも、分かりやすい説明を早くから知らせる必要があるのではないでしょうか。受診率アップは、病気の早期発見、早期治療になり、医療費の抑制にもなります。そういった意味で、特定健診は大変良いことだと思います。そこで次の点についてお尋ねします。

39 歳以下そして 40 歳から 74 歳、75 歳以上のそれぞれ、今までの健診とどのように変わりますか。また該当者はそれぞれ何人でしょうか。

特に、社保など国保以外の扶養家族は戸惑われるのではないでしょうか。周知方法はどのようにされるのでしょうか。

39 歳以下の受診料は今までは JA 兵庫西が支払っていたと聞きますが、来年度からは どうなるでしょうか。

今年度までは、基本健診料は1,000円ですが、健診料金はどう変わりますか。

2点目は、獣害対策についてお尋ねします。農家だけでなく、非農家でさえフェンス・トタン・電柵などあらゆる手段を使っても猪鹿による被害を受けて困ってる人がたくさんいます。今までにも多くの議員が質問してきました。9月議会でも3人が質問されました。町も猟友会に駆除の依頼をされていますが、それでも頭数は中々減りません。その次なんですが、県民局と書いとりますが、これは、県の方の間違いですので、県にお願いします。県に問い合わせたところ、兵庫県内に鹿は4万2,000頭から6万9,000頭くらい居るだろうということです。猪は調査が困難なため、推測できないそうです。またハンター不足も全国的に深刻な問題となっています。環境省によりますと、ピーク時の1970年には、50万人ぐらい居たハンターは、約20万人に減少しています。半数近くが60歳以上で20歳から30歳代の若者は1割にも満たないそうです。兵庫県の平成18年度の狩猟登録数は5,460件ですが、ちなみに一番多いのは、昭和56年が1万1,427件となってます。今年から狩猟免許が網罠から網と罠に分けられて、取得しやすくなっています。農家は減反の押

し付けまた米価の引き下げ、諸経費の引き上げなど、その上、獣害による被害、益々農業に対してやる気を無くしてしまうのではないでしょうか。そういった意味で、今回は質問をしたいと思います。

農会長会で説明されたということですが、県も進めている罠などの免許取得をもっと 勧めてみてはどうでしょうか。

檻を設置するだけでも効果はあると思いますが、檻も電柵、トタンなどと同様に補助 対象として検討できないでしょうか。

佐用町の有害鳥獣補助金は、鹿・猪など、1頭1万円ですが、徳島県上勝町では猪の大が1頭2万8,000円。小が1頭1万2,000円。鹿が大1頭が2万円。小1頭が1万2,000円です。もう少し詳しく言いますと、大というのは、肩から尻尾の先までが60センチ以上、以下が小になるそうで、これは鹿も猪も変わらないそうです。その他にも、まだ補助をしているそうですが、それは後ほど申し上げたいと思います。前回の9月議会の質問では、この補助金のことを、大下議員が質問されておりましたが、この件は1頭につき値上げというか、金額を増やさないという答弁をされておりましたが、やはり猟友会また駆除のことを考えると補助金の見直しの検討は必要だと思います。いかがなものでしょうか。

以上、この場での質問を終わらせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、それでは町長答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは笹田議員からのご質問にお答えをさしていただきます。

最初の健診についてでありますが、20年度から従来のまちぐるみ健診が廃止され、特定 検診、特定保健指導の制度が導入されることにより、健診の方法が変わってきます。特定 検診、特定保健指導については、各保険者の責任において実施することとなり、町が国保 の保険者であることから、国保の被保険者については町の責任において実施することとな ります。国保以外の被保険者は各保険者、事業主が実施することになりますが、実施方法 については、国保等に委託することが出来ますので、依頼があれば受託していきたいとい うふうに思っております。特定健診以外の項目については、従来のまちぐるみ健診を基本 とした実施方法となるよう検討をしております。また、住民基本台帳による年齢別では、 39 歳以下が 7,503 人、40 歳から 74 歳が 9,459 人、75 歳以上が 4,027 人となっておりま す。社保等の被保険者については先程申し上げましたように、委託の要望があれば受託を していきたいというふうに考えております。周知の方法つきましては、受委託等の状況を 考慮しながら今後検討をしていきたいと思っております。また検診の委託先については、 従来の町ぐるみ健診を委託していた経緯から JA 兵庫西に委託するのがよいのではないか と考えておりますが、具体的な協議等はまだ行っておりません。従いまして 39 歳以下の 受診料の件につきましても、協議はまだ行っておりません。また、健診料金は従来どおり 頂くことを基本にして考えておりますが、金額については、現在検討中でございます。

次に、獣害対策についてでございますが、この件につきましては、これまでにも度々多くの議員の方からご質問をいただきその都度答弁させていただいてきたとおりでありますので、笹田議員におかれましても十分に、その状況はご承知のことと思います。獣害対策につきましては、猟期狩猟期間以外には県の許可をもらって苦情に対応すべく鹿猪の駆除活動を猟友会に依頼をしており、また防護柵等の助成も行なってきております。罠などの狩猟免許取得につきましては、県の猟友会が実施している狩猟免許講習会や狩猟免許試験などの情報について適時、町広報、農会長会などを通じて住民のみなさんに周知を行なっ

てきており、今後も継続して行ってまいります。駆除活動には許可がいりますので、猟友会の会員となって、会の中でよく協議していただき、実施していただくようにお願いをいたしております。

次に、檻の助成、有害鳥獣補助金についてですが、檻につきましては、現在のところ助成は検討はいたしておりません。また、有害鳥獣等の捕獲助成につきましては、猟友会駆除活動として活動員を登録していただき、補助金を交付しております。捕獲頭数により1頭1万円の助成を行っておりますが、これまでにも色々とご質問の中で答弁をさしていただいたとおり、中々実際の係る経費と比べて、1万円と金額は少ないということで、やはり、この件についても、駆除を推進していくためには、もう少し金額を実態の経費に合わせたものにして欲しいという考え方、そういうことを県の方にも要望をしてきているところであります。現在佐用町といたしましては、近隣の市町とも、この駆除につきましてるであります。現在佐用町といたしましては、近隣の市町とも、この駆除につきまして結になって考えていこうと、取り組んで欲しいということで、県にも要望しておりますし、また国におきましても国の有害鳥獣の駆除対策ということでの、法律立法化を要請し、現在国会の方でも議員立法として、この法律が審議をされるというようなことも聞いておりますので、そういう国の対策も含めて動向を見ながら、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさしていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) ではあの、町ぐるみ健診についての再質問をさせていただきます。 まず、それぞれの人数は教えていただいたんですが、国保は佐用町が保険者なので、町が 主体でする訳なんですが、75 歳以上の人なんですが、後期高齢者の関係で広域連合は県で 1 つということになってるわけなんですが、この早分かり表の、もらいました、このパン フレットによりますと、自治体がするということになってるんですが、その辺の関係はど うなってるのか、お願いします。

〔福祉課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) ご指摘のように、75歳以上の後期高齢者医療制度が来年始まって、それの健診につきましては、本来保険者であります県の広域連合がすべきなんですが、兵庫県の県下の全市町が構成しておりますので、広域連合から各市町へ委託するという格好で、私どもの方は、広域連合から委託を受けてですね、それの一部まぁ、全額にはならない思うんですが、必要経費等を広域連合の方からいただいて実施するという対応で広域連合の方が、決定しております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) はい、じゃあの、委託いう形でされるということですが、それではですね、この75 歳以上の方なんですが、このパンフレット見ましても、努力義務、健診がね、努力義務ということなんですが、その辺がどうなってるのでしょうか。どのあたりまで。それと、これの国保じゃない方の扶養者の皆さんへという形で、書いてあるのを見ますとね、40歳以上75歳未満の方には、全て医療保険者から毎年、健診の案内が届くようになり、誰もが同じ健診を受けられるようになりますいうことなんですが、もう国保の方のこのガイドを見ましても、75歳以上の方には、受けてくださいというのがね、書いてないことはないんですが、余りこの強力的に受けなさいということが書いてないんですが、その努力義務との関係はどうなりますか。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) おっしゃるように、75歳以上についてはですね、きっちりした健診の受診義務というんじゃなしに、努力目標ということであがっております。この健診につきましては、広域連合の担当課長会でもすごい重大な協議事項になりましてですね、いうことは、高齢者の健診のスタイルが都市部では普通の医療機関、個別に受けていただいてるという形がありますし、私どものような農村部では厚生連とともに今までやってきました町ぐるみ健診の集団検診というスタイルをとっとります。そうすると、一番困りますのは、その集団検診と個別健診では、健診料の単価が非常に違います。それをどういう形で広域連合から市町村へ委託費の中で調整していくのかという形がですね、非常に議論されましてですね、中間的な過去の実績に基づく、その単価で見ようということにはなったんですが、私ども佐用町としましてはですね、今までそれぞれ健康課、保健師が町ぐるみ健診を熱心に奨めてきてくれておりますので、出来るだけ受診していただくような対応をですね、考えていきたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) まぁあの、高齢者は次々と医療費の関係もそうですし、まず、後期高齢者が出来ると、こないだの町長の行政報告の時にもありましたように、月の平均が6,783 円という保険料が年金から天引きされるようになりますし、また医療も包括的なことになるので、段々と病気になっても受けにくいという、言葉が悪いですが、本当に高齢者いじめというか、高齢者を切り捨てるような制度が次々と出来ているように思うんですけども、今の、その課長の答弁では、町の高齢者の方には周知をして、ちゃんと受けてもらうように奨めるというようなことだったんで、やはりそれは、徹底的に頑張って、やはりその医療機関を利用しなくてもいいように、見つけるのも、この町ぐるみ健診ということなんで、是非そちらにも力を入れていただきたいと、思います。それと結局40歳から74歳の人が特定健診健康審査ということなんですが、今本当に言われてるように、生活習慣病、特にメタボリックシンドロームということで、今年の町ぐるみでも、お腹の周りを測って、そういうことされる訳なんですが、本当にこれは、予防のためには大変良いことだと思うんですが、特定健診というのがまだまだ一般の人に知られてないと思うんですが、今年もあったそういった町ぐるみ健診などで、腹囲を計る時にね、来年は、こういうことがありますよという説明が、私も健診を受けましたが、そういう説明がなかったんですが、

そういう機会を、なぜ利用して説明をされなかったのかなというのが、不思議なんですが、 その辺周知方法、今までの周知方法としては、町民にどのような形でされておりますか。

〔健康課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) はい、この度の健診の時につきましては、紙に来年度から健診方法が変わりますという程度の周知でした。未だその時にははっきりとまだ、今でも未だ、決まってないとこあるんですけども、これがはっきりとしましたら周知を図っていきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) 笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) 是非あの、周知をして欲しいと思いますが、それと、いつも思うんですけども、事後の指導もある訳なんですが、何かでひっかかった場合はある訳なんですが、結局データーを見てもね分らない人が多いと思うんですよ。あの、コレステロールとか、その他、血糖値とかも色々書いてありますが、ほとんど分らない人、まぁ半分以上は分らないんじゃないかなと思うんですが、折角細かく出ている、そのデーターなんですが、データーの見方をね、指導するような機会を是非作って欲しいと思うんですが。そういった意味ではね、江川に、もう佐用町では1つしかないんですが、愛育班がありまして、その時には班員研修で、たつのから保健師さんもみえて、色々その各自のデーターの見方を教えてもらって大変好評だったので、今年も教えてもらったんですが、そういう機会をね、是非作って欲しいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。作っていただけますか。データーの見方。

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) 今までは、その事後の説明会というのをしておりまして、そういったことも、聞かれたら説明しておったと思います。それから、20年度から特定健診ということになりますので、その国保の方につきましてはその 40歳から 64歳までの方につきましては、積極的支援という形で行ってまいりますので、そういった説明については十分に出来るんではないかと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 是非、して欲しいと思います。今回もそういった、メタボというか、生活習慣病については、私はいい事をされてるなと思うんですが、各個人にその、ちょっと危険性を持っているというか、予備的な人にもお知らせがあって、希望者には栄養指導とか保健指導を細かく1時間半か2時間くらいまでかけて、個人的にされていますので、本当にこれはいいことだなと思います。これから、本当に周知の面でもやはり、確実にし

ていただいて、1人でも多くの人が、受けてもらえるような、方法をとっていただきたいと思います。その周知の方法なんですが、広報などでもされるということですが、受診券を発行するとうことですが、その受診券についての、内容というか、事について説明をして欲しいんですが。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) 受診券の、その内容についてはですね、県信連、厚生連等ともですね、協議していきたいと思うんですけども。国保については、受診券を発行すると。恐らくあの、他委託されるところについてもですね、そういう形で受診券を発行されると、いうふうに思っております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) その受診券で、そしたら高齢者なんかとの、その見分け方というか、 そういうのはありますか。それとも一律に国保とその広域連合の後期高齢者は同じですか。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) あの、ちょっと内容的には分りませんけども、受診券、紛らわしく ないようにですね、見分けつきやすいような形をとってくると思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) それと、是非わかりやすい方法でお願いしたいと思います。

それと、基本料金のことは、1000 円ということで、なるべくね、なるべくというか、引き上げないように、是非これはお願いしたいと思うんですが、それでは、節目健診で、例えば、40 歳・50 歳・60 歳・70 歳という節目の年齢に達した人の、は今まで無料でしたけども、その辺は変わりますか、変わりませんか。

議長(西岡 正君) はい、健康、住民課長ですか、健康課長ですか。

〔健康課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) 今までは老健事業で補助金をいただいてやっておりまして、そうい

った形で、その節目健診の方を無料にすることによって多くの方に受診していただくということと、PR を兼ねてやっておりましたけれども、今回特定健診ということになりましたので、まだその辺は、今後の協議いうんですか、課題やと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) じゃあの、是非その課題なんですが、それこそ多くの人に受けてもらうためには、無料っていうのが一番いいと思うんで、是非その点をよろしくお願いしたいと思います。それに、次はあの、受診率ですけども、国保だったら何パーセントまで、受診をしないとペナルティが課せられるということを聞いてるんですが、国保と普通の社保とか、共済それぞれ違うと思うんですが、その辺のペナルティについて是非、説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) 国保につきましてはですね、この事業が5年間、継続して行われますので、5年先の受診率はですね、65パーセント上回るようにと、いう指示がありまして、それを下回った場合には交付金であるとか、そういう何らかのペナルティがあると。その内容についてはまだ詳しいことはありませんけども、受診率が65パーを下回った場合には、ペナルティが課せられるということを聞いております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) 5 年先に 65 パーセントということで、受診率を上げて、その予防のためには早期発見とか、早期予防のためには大変いいことだと思うんですが、国保の場合はまぁ、65 パーセント、60 パーセント、65 パーセントですか。そしたら、そうじゃなくって組合とか、そういった方は、80 か 85 パーセントって聞いてるんですけど、その辺はどうですか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) 今のところですね、国保以外のその受診率の件につきましては、はっきりしたことは聞いておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

ちょっと私も今、ど忘れしたんですが、85 か 80 パーセントだった 5番(笹田鈴香君) と思うんです。国保よりは高いと。受診率が高くないと、ペナルティが課せられるという ことを聞いておりますが、その例えばですが、国保の場合は、事業してる人とか、家で仕 事でも自営でしてる人とかが、多いと思うんですが、組合とか社保になりますと、本人は 必ず受けると思うんですが、その家族の方ですね、その方が先程の答弁では、未だ委託を 受けたらするということなんですが、もし仮に姫路の方へ勤めてるということで、そこの 会社が、あの姫路の指定した所で、受けてくださいといった場合に、佐用に住みながら、 姫路まで行くので、行くのが大変だということになったりして、折角のその病気の予防を するための健診が、受けにくくなるような状態も生まれてくるんじゃないかなということ も、考えられるんですが、それとそのペナルティでいうと、本人が受けて、あと家族が受 けると。そうなった場合 80 パーセントを越した場合に、もうこれで、それ以上、奨めな くてもいいわというような会社が、お金も出さんなんしということで、できてきた場合に ちょっとそういう人には、気の毒だなという気持ちもするんですが国保じゃないから、町 としては関係ないと思われるかもしれませんが、そういった差が出てきた時のことを、想 像した場合、その人達にとって、町としてはどのような考えをお持ちですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、お答えください。住民課長。

住民課長(山口良一君) あの、おっしゃるように、本人はですね、それぞれの職場で健診を 恐らく受けれると思います。その扶養者の方についてですね、今言われるように、わざわ ざ姫路の方まで受けに行くということは、非常に困難があると。ですからその委託があれ ば、町が受けてやりましょうということなんで。恐らくまぁ、そういう話があるんではな いかということで、予想しておったんですけど、今のところ、どことも未だその、委託を して欲しいという所はございません。我々の共済組合においてもですね、未だ、その辺な んら、情報といいますか、委託の話なんかは出ておりませんので、その内そういう話が出 て来るんではないかなというふうに思っておりますけども。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) まぁあの、1人でも多くの人の健診もそうですけど、やっぱり、健康でいる佐用町であるためには、やはり1人でもその差がないように、多くの方に受けていただく、そういった意味でも、先程もいいましたけども、やはり、分りやすい説明で、それと、はっきりと早いうちに周知をして欲しいと思います。この前の 12 月議会で、町ぐるみ健診について、私が周知方法のことを言いました。その時は、普通の今までの町ぐるみ健診だった訳ですが、早いところは5月、そして旧佐用町では7月の終わりから8月にかけてなんですが、申し込み用紙などが、もう3月に配られたままで、後はまぁ、電話でも申し込みは良かった訳ですけども、やはりそういった時にも、大変苦情が、町長はお聞きにならなかったということですが、やはり、そういった苦情がありまして、申しこみ

用紙もなるべく、その自分たちの近くである時には、その場所の、で受ける地域は、その 間際というか、少し1ヶ月・2ヶ月前くらいにして欲しいということもあったんですが、 そういった意味で、やはりその、周知方法、もう一度聞きますけども、広報とかだけじゃなくって、申し込み用紙も、どういう方法になるんかわかりませんけども、是非とも早い 説明と、そして、もう一度その地域に合わせた周知方法をとって欲しいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) おっしゃるように、防災無線とかですね、町広報、これは当然やっていきます。それと、未だこれから検討するべきことがありますので、決まり次第、お知らせをしたいと、いうふうに思っております。それと、あのまぁ、健診にですね、当日、来られないというような方もおられると思います。そういう方につきましては、郡の医師会の方でも委託受けますよということを、言っていただいとんですけども、そちらの方で受けていただきますと、非常に単価的に高くつきますので、また夏場にですね、健診をやりまして残った方につきましてはまた秋なら秋頃にですね、再度やるというふうなことを今ちょっと検討しております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) 是非あのやはり、佐用町の町民の健康のためにも、色んな手段を使って、この特定健診町ぐるみ健診を充実していただきたいと思います。

次に、2点目の獣害対策について、お尋ねします。まずこの、本当に、もう前の回は、9 月議会では3人もこの獣害対策について、質問をするという、本当に誰もが頭を痛めてい ることなんですけども、今回も又ちょっと違った意味も含めてしたいと思うんですが、ま ずあの、鹿のことについては、誰もよくご存知と思うんですけども、猪は、ほんとに多産 系なんで、1回に3頭も4頭も5頭も、子どもを産んで段々と増えてきます。またあの、 3頭、4頭連れてるのを夜なんか走ると、見たという人もたくさんあると思うんですが、 ちょっと猪について言いますと、ほんとに昔からこの猪の被害を受けて本当に亡くなった 人も出ているというのが、古文書にある訳で、猪の農業被害が起きて何千人もの人が、食 糧難で亡くなったという猪飢餓という言葉さえ、出ているそうです。寒いとこには居なく て、東北地方には居ないそうですが、雪の多い長野県の北部とか富山・石川・群馬・栃木 にも今では、現れるようになったと言われております。ですから、この辺で現れるのはほ んとにもう、当たり前になってる訳ですが、それと、鹿も元々鹿は平地に住んでいる動物 で積雪が 50 センチ以上あると、この鹿は移動をできないそうです。その上に、冬の間の 主な餌である、笹が雪に埋もれてしまって、食べられなくなるので、特にこの平地に降り てくるということが、言われてるんですが、結局その平地を、人間が農地に変えて、また 更に開墾して、都市が生まれて、そういった中で、鹿は山の中へ、逃げざるを得ないとい う状態になった訳ですが、1978 年頃の、昭和 50 何年になりますけども、分布調査から見 ますと、野生動物が人間に一番狭められたという時期になっています。それから 25 年後 は、今はもう、大変広く拡大された訳ですけども、それとやっぱり暖かくなったので、冬 を生き延びる鹿が増えてきたそうです。今の状況は、もうみんながこう、質問にもするくらい、多く増えてるわけなんですが、その中で、ほんとに増えてるというのを、この間も、県民局の方が話されたんですけども、11 月の 30 日だったと思うんですが、海内の桑野になるんですか、海内の若杉館で、風倒木の現地調査をされて、それの裏山危険箇所診断事業中間報告というのがありました。その時に聞きますと、若杉館の上の方は鹿牧場になっとうで、といわれて、皆が、鹿牧場なぁという言葉が、その中でずっと出てくるくらい、ほんとに鹿が多いということを、皆は認識しております。

それで、まず、聞きたいのは、それらの駆除のことなんですけども、特に町長も個体数の減のことは、前の9月議会では8月に県知事にお願いしたという答弁をされていました。それからまた、今日も言われておりましたし、色々要請はされてると思うんですけども、特に前の議会で大下議員の質問に、県が削減する方法を出すと、十分な負担をしてでも、駆除できる体制を作りたいと。今日もそのことに関しては、言われたと思うんです。言い方は違いますけども、力を入れたい、いうことを言われました。それで、今回お尋ねしたいのは、先程言いましたが、その頭数減も考えてね、狩猟の免許の試験を受けやすくするために、是非町の方でも、考えて欲しいと思うんですが、特に、一番思いましたのは、その受験をするために、結局、姫路と神戸である訳ですが、そういった人のためにね、もっと受けてくださいよというのは、まぁ広報とかで、また農会長のとこでも言うという話でしたけども、こういうこともしますということでね、是非バスでもね、試験を受けにいくためのそのバスでも町の方から出していただけないかということを、私の希望なんですけども、その辺バスが出せるかどうか、聞き方がちょっと悪いかもしれませんが、検討していただけるかどうか、まず、それを最初にお尋ねします。

議長(西岡 正君) 農林振興課長ですか、町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、はい。

町長(庵逧典章君) まぁ、それだけあの、被害を受ける状況が非常に深刻ということで、 地域の皆さんにも立ち上がっていただかなきゃいけないんですけども、まぁ罠なりのです ね、免許を取ろうということで、皆さん方が、そういう希望者がたくさん出ればですね、 それ、バスぐらい出すことは簡単なことです。ただまぁ、その罠の免許とっていただいて も、実際まぁそれをかけて捕獲する、その処理ですね、そこまで中々生き物、動物あれだ け大きな動物ですからね、それを処理していくということが、非常に大変。これは、やっ ぱし猟師の方にお願いしていかないとですね、個人では中々出来ないところが、難しいと ころがある訳です。あの、県もこの対策について、色々とこれまでも検討いただいており ますけども、この度野生動物の管理センターを設置してですね、そこで個体数の、この制 限をしていく方法とかですね、実際、県下の今、鹿の頭数が4万何ぼかな、6万くらいと 言ってますけどもね。現実、どういう状況にあるのか、まぁあの、今兵庫県においてです と、適正な頭数はどれくらいなのかというようなことをですね、出して、それに対して、 いかにその頭数にですね、減らしていくのか。方法と、またその減らす時期も、一気にや っぱし、効果のある減らし方をしていかなきゃいけないんですけども、そういう具体的な やっぱし、方策をこれから出していく時期、早く出していく時期ではないかというふうに 思っております。先程、ちょっと答弁、話をさしていただきましたけども、国においても、 その対策立法がですね、法律が立法化されるということであります。その内容もですね、

また、どういう国の法律になるのか、そういうところもよく見ていきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) バスは検討していただけるということで、先に答弁をもらった訳な んですが、なぜそれを言いますかと言いますと、9月の24日に神戸で試験があったんです けども、その時に、淡路島の淡路市の方だという方が 10 何人団体で、免許を受けに来ら れて、その時にバスを出してもらって来ておられました。やっぱり、それだけ皆困ってい るんで、佐用町でもどうかなと思ったんで、お尋ねした訳なんですが、現在この、今回、 ちょっと、今年から去年は特区で罠の試験があったわけですが、今年から本格的に網、罠 猟が、網と罠に分けられて、ほんとに県の方もその、有害駆除ということで、1つでも頭 数を減らそうということで、2 回に分けやすく、姫路の方でも試験を受けるようにできた そうなんですけども、この資料いただいたんですけども、まずその罠だけっていうのが、 今年なんで分りにくいかもしれませんけども、狩猟者の登録数で、上郡管内でね、相生・ 赤穂・上郡・佐用で第1種・2種の方、結局、鉄砲もたれてる方の登録数は16年度で304 件、17年度 230件、18年度 217件そして 19年度は 216件なってます。それから、網と 罠ですけども、16 年度が 95 件、17 年度 101 件、18 年度 115 件、19 年度 112 件、で 19 年度の場合、去年よりぐんぐん増えとると言いながら少ないんですけども、なぜかという と、これは10月23日現在のもので、登録と免許受けた数は違うので、登録を免許受けて 受かっても登録をしてないという人がありますので、112 件よりも、もっともっと、もう 少し増えると思うので、いかにこの網罠が増えて、駆除をしたいという人が増えているか ということが分っていただけると思うんですけども。先程言いました、罠と檻が一緒なん ですが、試験も一緒ですけども、この檻罠、檻と罠を有害駆除の時に、法律的にはいける と思うんですけども、特区になればいけると思うんですが、その辺が佐用ではどういう状 態になっておりますか。有害駆除の時、檻とか罠は使いますか。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) 佐用町は、猟友会にですね、そういう駆除活動で許可を出しておるのは、鉄砲と罠も1件だけあります。と言うのは、駆除活動するんにも法的な問題がありますので、罠でするにも、毎日監視。そういった色んな要件があります。それとですね、鉄砲持っておられる方も、入っていただいて、後の問題もありますので、そういうようなことで、チームを組んでいただいて、登録していただいて、許可は出しております。それで今、まぁ議員さん言われておりますまぁ、罠によってですね、駆除活動ということなんですが、それについても、罠の資格者だけでなくってですね、猟友会の方で鉄砲もっておられる方も、その中の一員として、登録していただいてですね、同じように活動していただくということが後の処置についても、その方がええということで、十分猟友会と協議していただいてチームを組んでいただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) 結局、全員が全員とは言いませんけども、大体猟師の人を悪く言うわけじゃなくって、ちょっと誤解を招いたら困るので、先にそうじゃないって事を言って、話たいんですけども、結局、その罠とか檻で、こんだけ免許取った人が、登録した人が増えるいうことは、ほんとにもう困って何とか駆除したいいう気持ちで取られてると思うんですよ。そういった人がね、結局、猟友会に入っても罠が1件だけといわれたんですが、出来ないということになると、今ですと11月15日から2月の15日だけしか、結局、使えないということで、その間にたくさん入れば、駆除できるんですけども、割合、さっきも、ちょっと質問の時、最初に言いましたように、檻やら罠は、ちょっと隠すので、分りませんけども、檻の場合は置いただけでも来なくなって割合効果があるなと思うんです。それを肝心の8月の中頃とか、サツマイモが出来る頃またかぼちゃとか、それと水稲がちょうど花が咲いて、これから実が出来るという頃にやられてしまうのでね、そういう時に使えたらと思うんですが、町の方からとしてもそういう猟友会に働きかけはしていただくことは、できませんか。個人的というか、捕った人だけが、この交渉にというか、協議に行くというんでなくって。町の方からも、何らかのそういう、いい話し合いになるような協議はしていただけないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) この 10 月にも、猟友会の役員会がありました。その席においてでもですね、町としてはこういった罠だけでも資格が取れるようになっておるということで、農会長会等でですね、こういうような事ということで、説明もしております。駆除活動で檻を使ってやるということにつきまして、猟友会に加入していただいてですね、その中で対応できることを協議していただいて、協力をお願いしたいということは言っております。ですから檻だけの資格でですね、駆除活動が、猟友会入っていただければ、町の方としては、そういった登録していただいたら、猟友会に対して、許可を出しておりますので、そこは猟友会の鉄砲もっておられる方も含めてですけども、班編成、そういうのを十分協議していただいて、それで申請の方していただいたらというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) その辺はね、色々協議をしながら、いい方向でやはり、町長も言われたように、やはり個体数の減ということでね、駆除ということで、皆で力を合わせないといけない問題だと思います。それで、その前後しますけども、今年先程、ハンターの数を言ったんですけども、上郡管内いうことなんですけども、猪と鹿のその状況なんですけども、佐用町では、前の質問にもあったかと思うんですけども、457 頭が鹿の場合ですね、457 頭が有害駆除です。16 年度が176 頭いうことで、有害駆除で、本当にこれだけ、猟友会の方も頑張って駆除されたんだと思うんですが、それと、狩猟によるものはちょっと16 年度がないんですが、17 年度で565 頭、547 頭が18 年度です。17 年度の有害駆除は359ということで、18 年度は全部で1,004 頭が捕獲されております。猪は16 年度が狩猟の分がちょっと出てないんですが、佐用町で有害駆除が28 頭、16 年。17 年が30 頭、そして18 年度が41 頭、19 年度はちょっとまだあの、統計を取ってないということなんで、詳しいことはわかりません。兵庫県内を合計しますと有害駆除が16 年度が、4,249 頭、18 年

度が 5,739 頭、まぁ狩猟によるものが、16 年度、8,941 頭、17 年度はちょっと多くて、1 万 40 頭、18 年度が 9,836 頭。猪が、だから、計で 18 年度は 1 万 5,575 頭の捕獲です。 猪が有害駆除で今年度が、2,556頭。狩猟が5,087頭の計7,643等。ほんとにいかにたく さん居るか、これだけ捕ってもまだ減らない訳ですから、やはり、町長も大変力を入れて くださっているのは、先程からも答弁もありましたし、今までの答弁からも分る訳なんで すが、そういった意味で、さっきも触れていただきましたが、その有害鳥獣補助金なんで すが、考えるということではありますが、やはり、猟友会の方に聞いても、夏は暑いしと いう事で、犬も弱るし、それと、一番困るのは、その暑い時に追っかけると、植えてる田 んぼに結局、猪も逃げるし、猪にしても鹿にしてもそうですが、逃げるし、そこへ犬が入 って、稲作とかそういう物を、目茶目茶にしてしまうので、それが一番困るということも 言われてました。そういった意味といつも出てくる鹿などのその肉の裁き先というか、処 分のするのが困るということもあって、中々数が減らしていただく、協力はして、たくさ ん捕っていただいておりますが、やはり、頭数減に中々減らないのが現状だと思います。 そこで、やはり、さっきの金額ですけども、佐用町の場合は、その1万円なんですけども、 やはりその辺をやはり、国とかその県の関係で今、協議中、審議中ということも言われた んですけども、是非、町独自でね、町長の、そのお考えを発揮していただいて、是非、や はり害のない田畑とかまぁ、人間に危害っていうのは、佐用町ではありませんけども、や はりそういったことがないためためにも、この金額アップいうのも1つの方法だと思いま す。で、1つ言いますと、先程言いいましたけども、特区になっているんだと思うんです けども、この上勝町では猪と鹿だけじゃなくって、例えば、山の水が大変奇麗なので、鮎 とかがいるので、鮎を捕る川鵜にも、補助金を付けているそうですが、駆除のための補助 金ですけども。川鵜が 4,000 円と、それからカラスも畑とか、成ってる実をとったりする ので、カラスも一羽800円、それから野うさぎも2,800円。そういった形で、それと、中々 これは大変らしいんですが猿も悪いことするので、猿にも今は補助金をつけて、4万円と いう金額をつけて、駆除に、猟友会の人に頑張ってもらってるということも、言われまし た。やはりそういった意味でほんとに、町としても町独自の方法で、何らかの方法を、も う少し考えていただきたいと思うんですが、そういった意味で、その檻にね、檻とか罠を 使う人にもトタンも同じある意味で同じような理由だと思うんですが、もう一度、その辺 を検討していただけるかどうか、お尋ねします。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 捕獲経費補助についてですね、今、佐用町でも行ってるだけでも、年間 500 万円くらい出してるわけです。で、実際に鹿と、猟期の時には出してないですね。 駆除として申請いただいたものに対して、そういうことで、補助を出している、補助金を 出しているということなんですけども。猪は、上勝なんかかなり出しておられますけども、 実際まぁ、狩猟で捕れば、まだ猪のというのは、この冬場はですね、それなりに、市場に も出せる訳です。鹿は中々そういう、その肉がですね、ほとんど売れないということです から、ほんとに今、鹿も猟期の時にも 500 頭くらい。全部で 1,000 頭。ですから、猟期の時にも、本来は、この冬場はたくさん捕獲しようと思えば、この冬場ですね、しないと、 実際、中々夏場、草や木が生い茂ってるとこで、狩猟するっていうことは、非常に難しい 訳です。ですから、そういう点から鹿の頭数、県下でも今の話ですと、1万5,000 頭くらいということですけども、これはやはり、国の問題、国としてほんとに考えていかないと、 思いますけども。少なくても県くらいな範囲でですね、広域的に、頭数についての捕獲制限を考えていかないとですね、例えば佐用町だけが、取り組んで、この地域だけで、一生

懸命、例えば補助金もたくさん出して、負担してしても、必ず周辺からいくらでも移動し てくる訳です。そういうことで、町の財政負担からみてもですね、今、これをどんどん年 間 1,000 頭で、今の 1,000 頭であっても、猟期も含めたところで、出していこうとすれば、 1,000 万ですし、それを倍にすれば、2,000 万というような金額。どんどん負担が増えて いきます。そういう状況ですから、国が先程言いましたように、これに対する法律を作る ということで、そういう中にはね、多分そういう対策費も含めた今後、事業が出てくると。 いうふうに思っております。そういうことで実際に捕獲して、それを処理までしていくと いうね、どこに処理するのか、どこかに焼却、本来なら焼却するのか、その埋めるのか、 そういうことも、そのある程度、広域的にきちっと処理方法まで含めたことを考えて、年 間、今の状態では、半分くらいにするということであれば、一気に、その年間の産まれて る数と、実際居る頭数、その中から年間、2万頭、3万頭というものをですね、捕獲して いくと。それにはどれだけの経費が要るとかというようなね、そういう計画的なことを、 計画的な方針を立てないと、効果が上がらないんだろうなというふうに思います。ですか ら、今のままでですね、ただ、猟友会にお願いする。それを頭数に、その処理料、捕獲量 だけを、町だけで今直ぐに、増額するというだけでは、最終的に対策には中々難しいとい うことで、県にもそのことを、今お願いをしてるとこでね、もう暫くちょっと、そういう 方針が出るのを見極めながら、町としては考えていきたい。と思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) 後、3分ですので。笹田鈴香君。

議長(西岡 正君) 笹田鈴香君の発言は終わりました。 続いて、8番、井上洋文君の発言を許可いたします。

〔8番 井上洋文君 登壇〕

8番(井上洋文君) 8番、公明党、井上洋文でございます。今回は、私は2点の質問を 行います。

第 点目は、寄附条例の導入により、自主財源の確保、私はある日、何気なく新聞を開いておりましたら、厳しい財政に苦しむ全国の地方自治体、近年そうした中小の自治体で拡大する寄附条例との見出しが、目にとまりました。内容を読むうちに、これなら我が町でも、導入できるのではないかとの思いで、今回の質問になりました。寄附条例とは町があらかじめ自然保護や福祉充実など、複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで、寄附してもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して政策を実行するという取り組みです。長野県泰阜村が2004年6月に、全国に先駆けて導入し、その後各地に広がりました。泰阜村は、人口2,000人の山村です。同村が制定した「ふるさと思いやり基金条例」は、1.老朽化した学校美術館の修復、2.在宅福祉サー

ビスの維持向上、3.太陽光発電など、自然エネルギーの活用普及の3事業を提示して、1口5,000円で寄附を募集しております。今年10月末までに計1,912万円が集まり、約4分の3までが、村外からの寄附だったそうです。寄附者からは年老いても楽しく暮らせる村づくりに期待する。小さな村がいつまでも残れるように頑張ってなどのコメントも一緒に寄せられております。在宅福祉での目標額を達成したことから、同村では障害者のための旅行事業を2年連続で実現し、一生旅行は無理と諦めていた、車いすの障害者の皆さんは、昨年グァム島へ、本年は国内の温泉旅行へと行かれております。本年10月1日現在、北は北海道で有名な夕張市から、南は鹿児島県の与論町まで、27市町が導入しております。大変厳しい財源確保の中、自主財源を確保できる意義は大きいと思います。また、複数の政策を示して、寄附先を選択したままなので、寄附者の政策要望が直接反映させるとされる効果もあります。町長は、寄附条例を制定することについて、どのようにお考えかお伺いします。

第 点は、「いじめ問題」についてです。11月15日、文部科学省が公表した6年度の問題行動調査結果で、6年度の全国の小中高生が認知したいじめは、前年度の実に6.2倍に増え、約12万5,000件であったことがわかりました。6.2倍という数字の変化は衝撃的です。昨年、いじめによる自殺が相次いだため、被害者の気持ちを重視する形にいじめの定義を変更したことや調査方法を変えたことが大きく、特に今まで教師に聞いていた調査を、子どもに聞くことによって、6.2倍という数字になったことは重要です。いじめの現場にいるのは、子どもです。その子どもに聞くという現場主義に視点を移したことは、画期的です。その結果が急増につながり、6.2倍という数字の変化に象徴をされます。昨年は全国的に、いじめ問題がクローズアップされましたが、本年は余り関心が薄れたようです。しかし、本町においても、いじめが後を絶たないような状態です。悩んでいる児童、父兄は何とかして欲しいとの思いで一杯です。私が昨年質問し、早1年が経ちましたが、その後の取り組みについて、教育委員会として、どのように対応されたか、お伺いします。

- 1.本町におけるいじめの実態について、掌握されておられるのか。
- 2.いじめサインについて早期発見、未然防止について、教育現場の取り組みについて、どのような配慮をされているのか。
- 3.教員の事務作業を削減し、触れ合う時間の確保についての取り組みはどのようにされておられるのか。
- 4.いじめに対する子ども達の自発的な取り組みについてどのようなことをしているのか。
- 5.第3者機関による相談窓口体制について、前回、検討との答弁があったが、取り組みどのようにされておられるか。

以上、2点について、この場から質問を終わります。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、井上議員からのまず寄附条例の導入についてというご提言、ご質問に対してお答えをさしていただきます。

全国のごく一部の市町村でありますが、「まちづくり寄附金」などの名称で、地域を思う人々の願いをもとに町民との協働のまちづくりを目指して、寄附金条例を制定され、寄せられた寄附金を基金に積立、財源として活用されているところがあるというふうに承知をいたしております。寄附金は、町民のみならず町外の人々とともに幅広く進められている

所もあるようで、その使途は、「自然保護・保全」や「医療・保健・福祉のまちづくり推進」・「景観・環境整備」また「コミュニティー事業」など住民参加の地方自治を目指し、それぞれの事業に対して、基本目標額を掲げ、寄附金の使い道を指定し、申し込みを受付されているようでございます。合併前には、旧上月町で基金条例が制定され、福祉分野等の財源として活用されておりました。それ以外においては、現在でも、指定また指定外の寄附をいただいて、色々な分野に貴重な財源として活用させていただいているのが現状であります。また、現金だけに限らず、動産不動産等の寄附も受けており、最近では、平福・南新町の土地の寄附を受けて、現在、平福駐在所用地として、駐在所の建設も進められているところでございます。これら、そういう色々な皆さん方の町への協力ということに対しまして、今後、今ご提言いただきましたような、ふるさと基金というような形で、町民の皆さんのみならずですね、町出身で、色々なところで活躍されている方々にも、佐用町のまちづくりに関心を持っていただいたり、ご協力をいただくというような目的から、こういう寄附条例というものがですね、有効であるかどうか、こういうことは検討してみたいというふうに考えております。

次の、いじめ問題につきましては答弁は教育長の方からいたしますので、この場での答 弁は、これで終わらせていただきます。教育長、お願いします。

議長(西岡 正君) はい、それでは、教育長。

教育長(勝山 剛君) 引き続きまして、私の方から井上議員の質問にお答えさしていただきます。 5 点ありますので、少し時間が長くなるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

1番目の本町におけるいじめの実態についてでありますが、保護者が子どもがいじめにあってるとか、いじめられているとの、学校へ求めてきた。本年度に入って数件あります。しかし、そのほとんどにおいて、学校、教育委員会等々連携を図りながら、誠意ある対応により、解決に向かっております。また解決をしております。今後特に、憂慮される点として、インターネット、メール等による、誹謗中傷に係わるいじめがあります。現在、中学校においては、外部からの講師を招き、生徒保護者に対して、学習の場を設定し、指導を行っているところであります。

2つ目の、いじめの早期発見、未然防止についての取り組みについてですが、早期発見について、基本的には、児童生徒の言動から些細な変化を発見するよう日々の生活の中で、努めております。具体的な手立てとして、生活アンケートの実施、日記点検、生活ノートの点検、定期不定期による個別面談、更には保護者を含めた3者面談また悩み相談、教職員間の情報交換などにより、いじめではと考えられる場合には、出来るだけ早い対応をする体制を整えているところです。また、未然防止については、子ども達の心の教育が何よりも大切であると考えております。道徳教育や人権教育の充実を図り、思いやりの心を育て、いじめを許さない人間に。また傍観者にならず、勇気を持って、いじめ等の行為を止める。正義感のある人間に育てていくことが必要であると考えております。また、指導者である教職員、それぞれが人権感覚を磨くために、人権教育研修会や授業研究を通して資質の向上にも取り組んでいるところであります。

3つ目には、触れ合う時間の確保についてでございます。各学校に対して、従来より学校行事の精選による授業確保とともに、ゆとりと言いますか、心の余裕といいますか、そういう確保に努めるよう指導しておるところです。小中学校で状況が異なりますけれども、基本的には朝、教室で子ども達を迎えいれたり、声をかけたり、話を聞いたりしながら、1日に始まりをおって欲しい。子ども達の様子をつかむように努めて欲しい。こういうこ

とを、指導しています。そのためにも、教職員には、心の時間のゆとりある出勤をするよう、学校長を通じて指導をしています。教師がゆとりを持ちながら、授業を行い、子ども達の気持ちを大事に扱いながら、子供達の教育環境を丹念に育てていくことが、大切だと考えております。そうすることにより、子ども達は、自分自身を大事にしながら、また友達も大事にしていくものと確信しているところです。子ども達は、触れ合う場というのは、休み時間にリラックスした雰囲気の中で、素直な思いを先生に語ったり、また友達同士、語れるような場でもあります。一日の大半がそういう生活ではなくって、授業がどうしても中心になります。そういうことから、より良い集団づくりを目指していく場でも、授業もそういう場でもありますので、教育委員会としては授業を充実させるよう、学校に指導しているところです。また、事務の効率化を図るという一助として、パソコンを小中学校に導入していただきました。これを、より一層効果的に利用してこういう研修にも努めているところです。

4番目には、いじめに対する子ども達の自発的な取り組みについてでございますが、子ども達が、自らの生活を見直し、生活を向上させていくためには、子ども達自身による生活での点検活動を行い、その結果を基に、生活を高めていく話あい活動が、非常に大事だと思っています。現在、各学年更にはクラスそれぞれの発達段階に応じた指導にまた、児童会だとか、生徒会活動の活性化にも力を入れているところです。

5番目に第三者機関による相談窓口体制ですが、これから検討していくと。いうことを 昨年お答えしましたけれども、現実的には新しいことには取り組んでおりませんが、県教 委による相談機関として、兵庫っ子いじめホットライン更には兵庫っ子悩み相談事業。そ れから夜間教育相談窓口等があり、これらの電話番号等を記載したカードを、県下小中学 校にいただいております。児童生徒分、それを配布して直接、学校の教員、教師等に言い にくい場合、相談をするようにも呼びかけているところです。また、町教育委員会として は、先程も申しましたように兵庫っ子悩み相談の一角を担っているという認識の下に、保 護者から直接、来庁されて相談を受ける場合、または、電話相談を受ける場合、こういう ものも現実的にあります。その際には、誠意を持って対応するとともに、学校と連携を図 りながらより良い方向にむけていっているところです。更には、佐用警察署、身近であれ ば佐用警察署の生活安全課の指導助言もいただいているところです。以上でございます。

議長(西岡 正君) はい、井上議員よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) 1番の寄附条例の件なんですけども、町長、検討はしてみたいという答弁だったんですけども、これはあの、土地やですね、今までも色んな方が土地とか、金品とか寄附された例は、やはり町にもあるということ、私も知っとんですけども。これは面白い施策だなと、思ったんはですね、この何点か、佐用町で言えばですね、特にまぁ、この宿場町平福をはじめですね、利神城や上月城との歴史資料の保存とかですね、それから全国名水百選に選ばれた清流の千種川とか、それからまた、その棚田百選に選ばれた乙大木谷の棚田とか、こういうことに対して守っていくためには、相当なやはり経費が掛かっていくわけなんですが、こういうことに対して、全国にですね、発信していけば、それにやはり同調していくっていう方が相当いらっしゃるんじゃないかと思うわけなんですけども、そういうことに対して、もっとですね、その消極的じゃなしに積極的なですね、PR

をされて、やはりあの、ただその寄附をいただくということだけと違って、その寄附する人のその気持ちもですね、汲めるようなそういう項目を作ってやるということはですね、その寄附された方も、自分の政策、自分の寄附したものが政策表現されるということに対しての、やっぱしその喜びっていうんですかね、そういうものあるんじゃないかと思うんですけども、そこらの考え方としてですね、検討するやなしに、積極的にですね、こういう財政難の中で、やはり、されてもいいんやないかと思うんですけど。そこらも一度、お聞きしたいんですけど。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) もう、あの今お話のとおりですね、ただ寄附をいただいて、財政的 に助かろうというような考え方では、それこそですね、ほんとに寄附していただいた人に 対して、責任なりが町として果たせないということだと思います。その結局、これは目的、 何にこの頂いた、寄せられたものをですね、活用してその寄せていただいた方の、思いと いうものがきちっとそれに満足いただけるということが、一番大事だということです。今、 寄附とかそういうものを頂いて、福祉活動なんかに活用してるというのが、佐用町の善意 銀行という形で、基金として今、善意銀行が持ってる、してるんですけどね、これも善意 銀行も実際、あまり今活用してないと、これまでにももっとこの善意銀行の主旨というも のをですね、明確にして、その善意銀行に対してそういう香典返しとか言われる、特に言 われるような形のものをですね、関心もっていただいて、善意銀行の事業というものを、 活発にした方がいいんじゃないかという話をしてきた経緯もありますし、今もそういうお 願いをしよんですけども、それと同時に、それはだから、同じ寄附をいただく行為と同じ なんですけども、その事と一緒にせずにですね、今言われるように町が、全国にというこ とですけども、まずは佐用町の関係のある方、佐用町をふるさととする方、そういう方々 に、こうして佐用町の新しいまちづくりなんかに町外からも参加をしていただくとかです ね、関心を持っていただくと、そういう形のきちっとした目的、そういうものを作らない と中々共感していただくこともできないと思いますし、今、お話のような、何と言っても ふるさとに対しての思いというのは、自分の生まれたところの自然とか、文化とかいうも のに対するやっぱし思いだと思います。そういうことでね、対して、そのお金を使って寄 せていただいた人も一緒に、やっぱし、自分のふるさとに対して、色々と自分自身、その 方も貢献していただくという気持ち、そういうことが発揮出来るようなことが出来れば、 というふうには思います。まあ、他所のですね、寄附金条例なんか作っておられるとこが ね、どういう形で運用されて、どういうような事業をやっておられるのかというようなこ とも、これは、まあ研究をさせたいと思いますので。積極的にという話ですけども。それ は当然そういうことを、これからの佐用町にとって、非常にまぁ、人口も減っていくなか でね、やはり町外からの純町民的な形の考え方で、なっていくという可能性があれば、そ ういうことについて、やっぱし、前向きに捉えていくということは、私は思って、捉えて いかなきゃいけない。というふうに思っておりますので、そういう気持ちであるというこ とで、今回の答弁はさしていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) まぁあの、特に言われてる住民参加型の行政ということを、よく言

われる訳なんですけども、これ、やはりあの先程申しました、2点の例を佐用町としては、こういうことにもしてはどうかという提案さしていただいたんですけども、ある程度の項目を分けてですね、そして寄附を集めれば、全国も先言ったようにそうですけども、この佐用町の中でもですね、その行政に対してどういうものが一番やはり、今町民として必要なものじゃないかということのですね、その町民の心がわかってくという、そういう利点もあるんじゃないかと思うわけですわね。だから行政がこれはいいということで、作ろうということで進めたものがですね、これがやはり町民とのずれがあるということも、多々にしてある訳ですけども。そういう町民が、その寄附条例に、寄附に参加することによって、やはりその町内で作るべきものについても、やはり、善し悪しを、やっぱり判断していくというまぁ、町民参加型のですね、この行政の運営が出来るんじゃないかと思うんですけども。その点も大きな利点になるわけじゃないかと思うわけです。それとあの、この寄附をした場合にですね、税額の、その控除なんか、所得税の控除なんかは、どんなんですか。その全額控除という格好になるわけですか。

〔副町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、助役。ああ、副町長。

副町長(高見俊男君) それはまぁ、所得税法の関係上でね、今先程申し上げました社会福祉法人の社会福祉協議会とかいうところは、証明があればですね、控除対象になります。これはあくまでも、所得控除でありまして、税額控除ではございません。それぞれ所得税の中で、分けられております。今のところは、ちょっと、今のご質問の分はまだ、はっきり申しませんけども。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) この点について検討していただいたら、いいんやないかと。

議長(西岡 正君) 税務課長、なんかありますか。あるんですか。

8番(井上洋文君) 寄附したことについて、その税金の、どういっていいんか、利点は 所得控除ぐらいだけですか。

〔税務課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、税務課長。

税務課長(上谷正俊君) 今お尋ねの件でございますが、先程、副町長申しましたように、控除につきまして、寄附を受ける団体のですね、一応制限と言いますか、そういう点ございますので、そういう点で該当していくかどうかにつきましては、十分今後税務署等ともですね、協議さしていただいて対策を進めていく必要があろうかというように思います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) まあ、あの税がですね、控除されるようであれば、やはり、寄附をしたいという方も、相当やっぱり出てくるんやないかと思うんですけども。この近くでは新庄村が、新庄村応援団大募集ということで、チラシを作って1口5,000円で募集されてる訳なんですけども、そこにもですね、具体的には、あんまり書かれてないんですけれども、寄附に対しての優遇がありますよというように、書かれてたんじゃないかと思うんですけど。まぁこれはいいです。あの、経費も余りかかりませんのでまた色々と、検討していただいたらいいんやないかと思います。

それじゃあの、2番目の件について、お尋ねいたします。

先程まぁ、教育長が答弁されたんですけども、この本町におけるこのいじめの実態についてですね、まぁ、数件だというように、そしてまぁ解決にむかってるという答弁、あったんですけども、これはあの、学校校長等からですね、見た件数だと思うんですけども、これ実際に、児童生徒からですね、このいじめの実態について、その掌握されたことあるんですか。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 昨年、ちょうどこの秋からですね、いじめ問題が非常に社会問題となりました。早急に各学校とも、ある程度のアンケートの中身を示しながら、各学校において、中身を、学校の実態にあったアンケート用紙を作成して作ったところです。それから1年経ってる訳ですが、それぞれの学校で生活実態とか、そういう調査をしております。その調査についての実態把握は、私のところへは届いておりません。しかし、今回のその数件というこの、つきましては、学校として教育委員会にきちっとまぁ、事後報告といいますかね、そういう対応の報告といいますか、そういう形で受け付けたものでございます。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) ちょっと今、聞き取りにくかったんですけど、子どもの側からこの 実態について掌握されたことはあるんですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) ですから、子どもからのアンケート言いますか、今年に入ってから も各学校で実施しておると。このことについては、報告を受けておりますが、その実態の 集約とか、そういうものについては、教育委員会として今のところ、集約をしておりませ ん。という事です。 8番(井上洋文君) 集約をしてないっていうと、どういうことですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 先程も言いましたように、そのアンケートについては、14 校全体的な、統一したアンケートではございませんので、それぞれの学校の実態に合わせたアンケートをしておりますので。という事です。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) ちょっと理解がしにくいんです。各学校に、それぞれの違うそのアンケートをとられてる訳ですね、それは集計されてないということなんですね。

教育長(勝山 剛君) それは、集計していると思います。

8番(井上洋文君) 学校ではね。全体的には、集計をされてないということですね。それはどんなんですか。その、児童から出たですね、その、いじめについてのその、こういうことでいじめられた、というような集計を教育委員会としては、全体の学校の集計はとられてるんでしょう、いじめがあったという集計は、とられてないんですか。たった6件だけなんですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) あのアンケートの結果については、こちら、私、教育委員会として、 集計結果を持ち合わせておりませんけれども、実態の、いじめの実態の、それから指導、 そういうものについての報告は受けて、こちらも、その解決に向けて指導助言をしている。 そういうことです。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) 僕もよう分らんのですけどもね、いじめ、どない言うたらよろしいかな。おかしいですかな。私の質問。あの、現実にね、そのどんないじめでもよろしいです。そのいじめが、件数はほなどのくらいあるんですか。各学校の件数はわかるんですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) ですから、具体的に指導した分については、数件、5件あがってるということです。で、まぁ、今回、定義も変わりましたので、子どもの側から、いじめられてる側がいじめと感じたら、それは全ていじめになるわけです。けれども、話を子ども達に指導していく段階において、いじめじゃない。やっぱりちょっとした認識の違いとか、

そういうものも、生活実態の中では、たくさんある訳です。それを全ていじめとすれば、そら、膨大な数になると思います。しかし、そういうことでは、やっぱり学校も全て、いじめいじめいじめの生活になってしまいますので、もう少しお互いに、ちょっとしたトラブルでは、お互いに、あっ悪かったとか、そういう認識が出来る指導をしておりますので、私の今のところは、5件の報告を受けておると。そういうこと。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) まあ、何回やっても一緒なんですけども、そのいじめのね、その実態、いじめの、その考え方はね、教育委員会や校長先生や教師がですね、これはいじめでないとか、いじめということと違って、いじめというのは、受ける側の、その側ですはね、それがいじめがあるということの報告があるんだったら、それを実態としてとっとらんだったら、それは何件あるんですか。という事を私、聞いとんですけども。それが出てないんですか。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) ですから、今のところ、教育委員会、私のところには来ておりません。学校で掌握していると。そういうことです。

8番(井上洋文君) ほな学校のん、全部言うてください。

議長(西岡 正君) はい。

8番(井上洋文君) 各学校報告してください。それだったら。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 現在のところ、学校からの情報を受けておりませんので、また後ほど提出さしていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) 昨年からね、これだけね、全国的にいじめが行われて、皆さん必死になってやっておられる訳ですよ。教育三法も変えられてですね、副校長も置けるようになったとか、主幹教諭も置けるようになったとかいうことで、これは何を目的にやってるか言うたら、いじめなんですよ。全部。これを教育長、さっき報告見ましたらね、あっ県がやってるとか、県にじかに聞いてくださいよとか。こんなことばっかしですよ。佐用町の教育委員会としてですね、何ぼでもいじめありますよ。私とこ、何ぼでも言ってきてお

りますよ。いじめがあるいうことに対して、もっと真剣にですね、これは考えていただかなかったら、これ私もね、昨日ずっと回ってみたらね、学校まだね、10 時、10 時半に1人の先生やってますよ。利神小学校2人、ねっ、佐用小学校1人、これ女性ですよ。上津中学校1人、これ女性ですよ。10 時も 10 時半までもやってるんですよ。こんな業務やっておってですね、子どもに触れ合う時間なんか全然無いですよ。朝言ってますとか、朝声掛けしてますとかいう事と違って、もっと子どもと触れる時間ないんであればないんで、副校長頼みますよとか、主幹教諭頼みますよという、そういう教育長さんの方からですね、真剣にやっぱし、この働きかけは、県教委の方になかったら、これ全部事務的ですよ。佐用中学校、今、どうなっているんですか。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 先程言われましたように、各学校とも勤務時間を超越してですね、学校現場、仕事している事については、私も充分認識しておりますし、私が現場におりました時にも、いくら早く帰れと言っても、中々次の日の準備だとか、その日の処理だとか、そういう事で、やっぱり中々、先程も言いましたように、時間的余裕を取る、心の余裕を取る、これは非常に現実的に難しい面があります。これは、私も充分認識しているところです。しかし、係数だとか、そういう事につきましては、教育長会等々で、そういう要求、要望、一杯しているところですけれども、やっぱり、それは、県の人事権がありますので、中々できない部分、これも井上議員、ご理解賜りたいと思います。

後、佐用中学校の問題が出て参りましたけれども、これについても、校長また学校訪問等々し、現状を把握しているところであります。で、それぞれ家庭訪問したり、子どもの生育暦それから小学校段階の事、それぞれを検討しながら、今指導に当たっているところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) まあ、あんまりくどくど言いませんけれども、この今回パソコンが 導入されたという事で、パソコンが導入されればですね、それは時間内に、時間に言うん ですか、学校で、そのパソコン使わなければいけない。それ持って帰る事ができないとい う事なんですけれども、そういう事も1つのですね、パソコンが入ったから悪いという事 ではないんですけれども、そういう事で、先生がですね、その学校に居る間に、パソコン 使って、その事務事業をしなければいけないと。今までであればですね、持って帰ってで きよった事まで、そのパソコンでやらなければいけないというような事で、やはり触れ合 う時間も少なくなったんではないかと思うんですけど、そこらどうですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 現実、そういう面も、やっぱりあるんですね。例えば、以前でしたら、例えば、4 クラスあって 40 人学級で、まあ、 $4 \times 4 = 16$ 、160 人ぐらいの、まあテストをしても、全部手計算でいきよったわけですね。で、それは、パソコンを使いません

ので、結構、その当時は、私達、若い時には、家へ持って帰ってしてしまいよったわけです。で、まあ、普段、放課後ですね、子ども達と触れ合う、中学校だったら、部活動とか、そういう時間に、先生が、ドンドン出て行きよったわけですね。しかし、現実的に、やっぱり、個人情報の漏れる恐れがあるとか、色んな事で、制約が掛かって来て、どうしても、その時間中にしてしまわなあかん、また、それぞれの女性の教諭にしても、家庭の事情もあるだろうし、そういう面では、非常にですね、先生一人ひとりが、まあ、多くの仕事量、また、そういう色んな思いを持ってですね、仕事している、これは現実的に、私は、そうだろうと、その様に思っています。しかし、じゃあ、それで良しとするんではなくって、パソコンを導入していただきましたので、それをできるだけ効率的に、そして時間的心の余裕が持てるように、これから研究したり、また学校で、そういう方向でですね、校長にも、リーダーシップを取っていただいて、毎日とは言わなくても、週に1回、1日、2日、定期に、定刻の時間にですね、帰って精神的な余裕が持てるように、できるだけ、そういう指導をしてもらえるようにですね、校長も今、現在も、今指導しているところです。今後も続けたいと考えております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) 子ども自身がですね、この自発的な取り組みについて、色々と頭を 使いながらですね、いじめの無くする委員会作ってみたり、またこの、君を守りたいとい うような、そういう物を作ってやってる所もあるわけですけれども、最近、教育長の、そ の今言われたような現実と違って、やはり相当やはり、あの、佐用町、小学校、中学校に ついてはですね、やはりいじめがあったり、先生の問題もあったりですね、相当やはり、 色んな問題が出てるという事は、学級崩壊のような状況にもなったりですね、いうのは、 聞いておるわけなんですけれども、先程から教育長の答弁聞きましてもですね、県とか、 どうしてくれるとか、こういう物ができてるという事も、それは、そこへ助けを求めると いう事も1つの方法かも分からんのんですけれども、その佐用町としてですね、こういう 事やってるんだとか、その現場の、その状態は、サインはですね、いじめのサインという のは、もう靴が無くなったとか、1人でおるというような子どもが見受けられたら、こう いう事やってるんだというような具体的なものがね、やっぱし、なければ、やはり、あの、 ただ、校長に言ってますとか担任に言ってますとかいう事だけでは、やはり済ませないよ うな状況になってるんやないかと思うんですけれども、特に、まあ、この第三者機関とい う事を、前回も言わしていただいたんですけれど、設置はされてないようなんですけれど も、特にまあ何かあった時には、子どももそうですけど、親も相談にですね、電話1本で、 ここへ電話して、そして、いじめる側といじめられる側との中に入って、その直ぐに対応 して行くとかいうような方法をですね、具体的にやはり取っていかなかったら、ただ、そ の何人かが、いじめがある、不登校があるというような事で、相談来られた、その事に対 しての対応だけではですね、やはり、もっともっと根の深いものがあるし、大勢の方が、 児童生徒が困っておられるという事の、そのもっと実態をですね、教育委員会としては、 やっぱり知っていただきたいという事を、特に願うわけなんですけれども、教育長言われ たような、各学校に任して実態を全然掌握してないなんてのは、もう、言語道断だと思う んですけど、もう毎月ぐらいにですね、その実態を掌握されて、そして、前も言いました ように、教育委員会というのは、まあ5人の教育委員さんいらっしゃるわけです。ここに また、PTAからですね、専任されたPTAというんですか、父兄から選ばれた教育委員

も、ここに参加されるように、法改正もされ、先程言いましたように、副校長や主幹教諭というのも、まあ、設置もできるというような、法改正もされたわけなんですけども、そこらの事もですね、ちょっと活用されて、議員にもドンドン言っていただいてですね、こういう事して欲しいんやというような話をされん事にはね、どうも、形式的な、その話ばっかしでは、同じですし、これ1年前に質問した事と、何ら、全然、変わっていないというのが現状です。特に、まあ、最近そういういじめ等についての相談もあったんでね、先程から厳しくして、指摘さしていただいたんですけれども、何も、このいじめがですね、いじめについて、教育長を攻めておるんでも何でもないんですけども、やはり、あの余りにも、その現状というのが酷いという事を聞いてますんでね、もう一遍、そこらの教育長の、その決意を、ちょっとお願いしたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 以前から言っておりますように、学校の実態、そういう事については、100 パーセントではありませんが、少なくとも情報はつかんでおると思っております。しかし、井上議員もご存知のように、昨年度教員の問題もありましたけれども、学校へも足を運びました。しかし、教育委員会が主導で、その学校の方向転換を急激にさせる、する、これは非常に問題を残します。そういう意味では、やっぱり教育委員会と校長、更には、教職員との共通理解を下に、その学校の教育目標に合わせた教育活動、これをやっぱり進めていかないとですね、どうしてもギクシャクする。これは、私も学校現場におりまして、当然、教育委員会の立場からしたら、勝山、こないしたらどないと言われても、それを受け入れたいんだけども、やっぱり現場そのもので、じゃあ、それを、中々100 パーセント受け入れられない事があった。これは事実でございます。そういう意味で、できるだけ前向きに今も進めておりますし、また、いじめの問題につきましても定義が広がりました。また、子ども、個々のですね、考え方、捉え方、これによっていじめの定義付けされておる。これも強く認識しているところですので、今後も努力してまいりたいと考えております。

以上です。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上博文君。

8番(井上洋文君) まあ、決意をお聞きしました。本当に、あの、いじめの最初に、いじめの件数は、数件で解決に向かったという事を、教育長言われたんで、私も、ちょっと憤慨しましたんですけれども、実際に、やはりいじめの実態というのは、全国の、この統計が 6.2 倍にもなっている。12 万 5,000 件もあったという、そういう実態踏まえて、佐用町としては、どうなんかという事をお聞きしたんで、それが数件という事を言われたんで、私も、変な答弁だなという事で、言わしていただいたんですけれども、いじめは本当に、いじめられる側の立場に立って、やはり、よく検討していただかなんだら、いけないんではないかと思うわけです。それと、先程、ちょっと申しましたけれど、やはり学校の先生が、やはり 1 人でですね、女性の先生が 10 時も 10 時半もですね、学校の中に 1 人いらっしゃるというような事は、これはどうかなと思うんですけど、そこらの、今、丁度忙しい、先生の忙しい時期になっているんですけれども、やはり、あの 1 人でですね、まして遠くへ帰られる先生が 10 時過ぎまでも、未だそれは、僕が行った時は、10 時過ぎでしたけど

も、未だいらっしゃると。それから未だされてるんじゃないかと思うんですけれども、そういうふな実態という事についてね、もっと、やはり、認識をされですね、やはり 1 人だけ、女性の教師を残して行くというような事がないように、そこらの事は、どんなんですか。変えて行くという事はできるんですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) はい、これにつきましては、本当に女性1人で、大きな校舎にですね、居て、おらすと、仕事をさせると、これについては、やっぱり今後、充分検討と言うよりも、できるだけ、それをなくしたいと思っております。あの、しかし、どうしてもと言う事がある。で、管理職もできるだけ、最後迄おって欲しいと、そういう思いも、校長会等では、話をしているところですけれども、まあ、井上議員が、そういう事を目撃されたという事が、事実ですので、今後、そういう事を充分理解しながら、認識しながら指導をしてまいりたいと考えております。それと、もう1点、先程の5件という数字でありますが、これについては、ちょっと訂正させていただきますが、町教委レベルにあがって来た各学校から問題行動としてあがって来た件数が5件であります。その他、例えば保護者がですね、いじめと認識して、学校へ相談に行ったとか、そういう事については、20数件あがって来ております。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上議員。

8番(井上洋文君) 20数件ですね。これ、あの、くどいようですけども、どんなんですか、法改正になって副校長がですね、ここに載っているように、教員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保することという事で、まあ副校長を導入して効果的な学校運営という事なんですけれども、これ副校長は、教育長としては、どんなんですか、あの、県の方にですね、これ要望したらこの副校長の方がおいでいただけるというのか、それとも、今の教員の中から副校長を選んでいくのか、ここらどんなんですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 実際、未だ具体的な事、県の方からも聞いておりませんが、副校長は、先程前回でも言いましたように、教頭とは違って、校長の命を受けて、例えば生徒指導なら生徒指導の部面の仕事を、もう副校長に任してしまうと。こういう事です。で、もし副校長に生徒指導面を任したら、学校長は、こっちの面をすると。全体は、校長としては見なければなりませんけども、そういう位置付けですので。それと、それから、今までの経緯からしまして、佐用町が、佐用小学校で250人台。佐用中学校で229人の児童生徒数です。それ、そういう所に副校長として配置がしてもらえるのかどうか。今、井上議員がおっしゃったように、欲しいのは欲しいんです。いただきたい。これは。1人でも多くの先生をいただきたい。で、そういう思いを持っております。ですから配置ができるんであれば、いただきたい。そういう思いで、今後、年度末に向かって頑張って行きたいと考えてます。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) それと、あの、教育長の答弁の中で、ネットによるいじめが今、裏サイト等問題になっておるんですけど、これに対しての、まあ、勉強会ですか、まあやっておられるという事で、答弁ありましたけれども、これは現実的にどんなですか。このネットのいじめはあるんですか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) あります。まあ、携帯電話を持っている生徒が、中学校、小学校に おいては、学校へは持ってこさせておりません。これは。しかし、やっぱり、今日の状況 を見る時に、相当数の者が持っておると理解してます。まあ 50 パーセント前後なのか、 30 パーセントぐらいなのか、ちょっと、その辺の事分かりませんけれども、大体半分ぐら い持っとんじゃないかというのが、この間の生徒指導の理事会で出ておった数です。で、 そういう中で、一旦持てば時間を切って使うような事はしません。ほとんどの生徒が。で すからどうしても、そこへ集中して勉強が身に入らない。そして、ずっと夜中中やってい る。で、そうなって来ると、ちょっと友達同士と引っ掛かった感情の行き違いがあれば、 そこへ、もう嫌いやとか、しまいに死ねとか、そういう様な事を送ったり、送られたりし ていると。こういう事も現実にあります。更に、今の携帯電話は、僕もよく使いこなさな いんですけれども、自分から自分に送る事ができるらしいですね。調べたら。そういうの もあるようです。ですから、そういう事で、ちょっと被害妄想的になって、そういう事も あったという話は聞いております。で、最終的に、本当は、じゃあ、そこまでメールを、 携帯電話を持って問題があるんであれば、持ったらあかんだろう。親は、親御さんに持た したら駄目でしょうと。やっぱり、そこで一旦切る事が大事なんじゃないんですかと、そ こまで言ってもね、やっぱりもう、離す事ができない。ですから学校もですね、家庭でメ ールを使って問題を起したものが、全て学校へ来ている、学校の問題として、それを対処 していかなければならない現状があるという事なんですよね。まあ、メールの問題につい て、これから、できるだけですね、そういう研修会で、それも持つんですけれども、あま り詳しくすると、それが今度悪影響になる事がある。あまりにも、こういう事すると、こ んな事になるよ。こんな事になるよと、先先、先先教える事によって、それが、実際使っ てしまうという、この事もやっぱり考えなければならない。まあ、何はともあれ、そうい う事の啓発啓蒙は、これから、やっぱり会をかさねて行く必要があると、その様には考え ております。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8番(井上洋文君) 最後に、あの、このしつこいようなんですけど、第三者機関によるですね、相談窓口、国はですね、いじめレスキュー隊って、今仮称を付けてですね、これは、やはり、作らなければいけないんではないかというような事も出ておるわけなんですけれども、これ是非ともやね、本人や学校また家族や友人からですね、そこへ電話がしやすい、また、そこへ駆け込みやすいような、そういう第三者機関をですね、つくっていただいて、いじめる側といじめられる側との中に入ってですね、対応できるような、そうい

うものをつくっていただきたい事を要望しまして終わらせていただきます。 ありがとうございました。

議長(西岡 正君) 井上洋文君の質問は終わりました。 お諮りします。ここで暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) 再開を午後3時5分といたします。

<u>午後02時53分 休憩</u> 午後03時05分 再開

議長(西岡 正君) それでは、休憩を解き再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行ないます。

続いて18番、平岡きぬゑ君の質問を許可いたします。

[18番 平岡きぬゑ君 登壇]

18番(平岡きぬゑ君) 18番議席の日本共産党の平岡です。

まず、最初に、県の行革による町の影響、町民の影響について質問をいたします。

平成 19 年 11 月 5 日に発表された兵庫県「新行財政構造改革推進方策」の原案は、県財政の悪化を理由に、県民向け施策の切捨て、市町への負担増など来年度から 11 年間に 7,630 億円の削減を見込んでいる。その内容に対して、県と市町間で調整が行なわれているとのことですが、次の点について明らかにお願いします。

まず財政危機の要因について、県は、阪神淡路大震災の復興事業、国の三位一体の改革 による地方交付税削減、国による新たな財政指標の導入が主な要因としています。しかし、 県民に痛みを強いるものであれば、まず財政危機に陥った原因を掘下げることが筋ではな いか。その上で過去の事業に無駄、見込み違いがあれば、教訓として活かされなければな らない。これは、発表された翌日の神戸新聞の主張です。また 11 月 22 日、23 日付新聞 でも、県の財政運営に問題はなかったか。震災の影響については、県は、単に復興関連の 総事業費と言うだけでなく、科学的に分析して、県民に説明するべきだという識者のコメ ントも掲載しているところです。県議会の行革特別委員会で、我が党の県議の質問で、震 災にかかわる現在の借金 8,500 億円の内、創造的復興事業などにかかわるものが 7 割近く にのぼること。復興と関係のない大規模開発事業を強行した事が莫大な借金を抱えた原因 で、震災復興総事業費 16 兆 3,000 億円の内、被災者の手元に届いた支援金は、2パーセ ント程に過ぎなかった事、これが様々な研究者からも指摘されているところです。災害復 旧の事業は、国の責任と負担がほとんどを占め地方自治体には大きな借金が残らない仕組 みになっています。更に復旧第一の計画にしていたら、借金を大きく膨らませる事にはな らなかったと指摘しているところです。更に、この間、全国のほとんどの府県が大幅に公 共事業を減額しているのに、兵庫県は逆に増額し、全国ワースト3位という状態です。播 磨臨界地域道路や高規格幹線道路など、県負担分のほとんどを起債による数兆円規模と推 定される大型開発は、重点的に実施すると、この県の行革でもいっているところです。県 民からは、唐突、何で手を打って来なかったなどの厳しい声があります。町長は、県の、 この財政悪化要因について、どう認識されているのか、まず、その見解を伺いします。

点目に、佐用町と町民への影響について以下の事業について具体的に明らかにしてください。

まず1つは、福祉医療制度、老人・障害者・母子・乳幼児などの変更内容と削減額。影響の人数。

- 2つ目、バス対策費補助は、従来どおり受けられますか。
- 3点目、妊産婦健康診査助成の削減額はいくらになりますか。また、対象者はどうでしょうか。
 - 4点目、民間社会福祉施設運営交付金について。
 - 5点目、障害者小規模通所作業所援護補助金について。
 - 6番目、自治振興助成事業は、どうなりますか。
- 7点目、県営住宅建替事業、これは(下徳久)としておりますけれど、計画などについてもあわせてお願いします。
 - 8点目、ふれあい祭典事業、こども歌舞伎など具体的にどうなりますか。
- 9点目、公的施設、現在は、県の施設は、県昆虫館ですので、このあり方についてお願いします。
- 10 点目、西播磨県民局は、光都支局になるとしていますが、その点。それから教育事務所の統廃合の影響について。
- 11 番目に介護手当、在宅老人手当や重度心身障害児手当、また長寿お祝い金支給事業の 影響、佐用町の人数もお願いします。
- 12番目、町内の国県道路改良計画事業、具体的には合併支援事業となっている徳久バイパス建設それから中上月の県道、平福地内の県道などに支障は出ないか。
 - 13番目、道路河川などの維持管理、これは草刈ですが、どのようになりますか。

その他、補助金の見直しはありましたらお願いします。民間団体への補助金の見直し、 商工会などへの補助金。

番目に、「県行革」案発表後、各市町から県に福祉医療施策の見直し、撤回を求める意見書が提出されたと新聞報道があります。佐用町の意見書を提出されたと、先の質問で答えられました。意見書を、是非議会に提示していただきたい。

点目、佐用町として町民の暮らし命を守る立場で「県行革」案に対応し、来年度予算編成は、住民負担増やサービス低下にならないことを求めますが、町長の見解を伺います。 次に、2項目目、子育て支援について伺います。

まず1つ目は、妊産婦検診の公費助成についてです。厚生労働省は、今年平成 19 年 1 月 16 日付けで「妊産婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」通知を出し、財政措置を行なうこととしました。厚生労働省通知は、妊婦無料検診の回数を 14 回が望ましい。少なくとも5回程度の公費負担で実施するように明記しています。安心して妊娠出産ができる環境をつくるために、現状より公費負担の受診回数を増やしていく事が求められていると思います。妊婦検診制度の充実についての町の考えを伺います。

- 1つ目に、妊婦検診の重要性について、積極的に知らせる事は大切ですが、周知の実態 はどうなっているのか、その点お願いします。
- 2つ目に、町内には、出産できる施設が、現在ありません。対策を講じる考えはあるか、 伺います。
- 3つ目、乳幼児医療制度について、改善を求めて質問を行ないます。子育ての大きな不安のひとつに子どもの病気があります。子どもは、病気にかかりやすく抵抗力が弱い為、重症化することも多く、病気の早期発見、早期治療を支える環境が非常に大切です。そのひとつとして、子どもの医療費無料制度は、既に町と県の制度で行われ、親達への大きな励ましとなっているところです。しかし、県は、財政難を理由に、行革案で、乳幼児医療

費の一部負担の値上げや所得制限を厳しくするなど、制度の改悪を行なおうとしています。 また少子化対策として、医療機関での窓口負担無料化で、活用できるよう改善していただ きたいと思います。更に、義務教育終了まで年齢を引き上げ拡充する事を求め、町長の考 えをお伺いいたします。

以上、2点、この場からの質問を終わります。よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、平岡議員からの県行革に対する町の影響について、多岐 にわたるご質問を受けました。お答えをさせていただきます。

まず、県の危機的な財政状況について、これも県民からも唐突に発表された、この行革 につきましてですね、唐突ではないかとか、今までは手を打って来なかったのか、なぜ、 手を打って来なかったのかというようなですね、批判も出ているという事、これは、色々 と報道でもされております。町といたしましても、非常に大きな、この合併後のですね、 行政運営に影響が出る改革案でありますから、非常に、一気に出て来た事についてですね、 もう少し段階的に考えていただきたい。そういう事については、そういう気持ちも持って おりますけれども、まあ、あの色々と、これまで、この背景について説明を受けておりま す。それについてはですね、やはり、町としても、同じ県民としてですね、県の1構成町 として理解をしなきゃいけない点はあります。確かに、震災あれだけの大きな震災による 被害が出て、それを一気に 10 年間でですね、復興して行く、これは、他の県にない非常 に大きな財政的にも負担であったと思いますし、それが、10年、20年で、一気に解決で きるものではないとう点、まあ、こういう点からすればですね、県も、かなり経費の削減 なり組織の見直し、色んな事業の見直しも行っていくという事がね、今後の兵庫県の財政 状況をきちっと安定した状況、運営にしていただいて、それによって市町へのですね、色 んな事業への支援、県としての責任も果たしていただかなければならないという事で、こ れまで、これを放置してですね、県が、もっと財政事業が悪化してですね、中々対策も打 てないという中で、いう状況になればですね、町への影響は、非常にもっと悪いものいな るだろうというふうにも、考えるところです。公共事業についても、他の県に比べると、 この 10 年間、逆に兵庫県は、増えております。他の県においては、かなり今、一時から こういう事業投資的な事業というのが少なくなっている中でね、兵庫県においては、積極 的にやっていただいたと。確かに、まあ、その中には、色んな事業もあると思いますけれ ども、これは、町においても県に要請をしてですね、何とか早く残っている事業をやって 欲しいという事で、要請をして来て、努力して来ていただいた点もあるわけですから、全 ての事業が悪いというわけではないと思っております。まあ、そういう事で、これから、 この行革プランがですね、どういう形で、具体的にですね、最終的に、まあ、その決定を されて、進められるのか、まあ、この点については、今、案が示された中で、これまでに も色々とお話をさせていただいたように、県に対してですね、意見も申し上げております し、これは、佐用町だけではない県下の全市町が、色々と県との話し合いもしているわけ です。そういう中で、少しでも影響の少ない、また、行革の中身についてはね、やはり、 進めて行く以上、県民の皆さんにきちっと説明をして、理解をしていただけるような努力 も県もしていただかな、いけませんし、町としてもですね、末端、直接町民の住民の皆さ んとの行政を行っている町の立場として、そういう必要な削減については、また、そうい う結果についてはですね、理解をしていただく、説明をしていくという事は、県にも協力

はしていかなきゃいけないというふうには、考えているところでございます。まあ、11月の9日に、そういう事で、11月5日に公表された企画部会の、これは「第一次案」であります。福祉や医療、教育など住民に直結する分野での見直しが中心になっているのが、今回の大きな特徴であります。これを受けて、県議会や市町また、関係団体等の意見を聞いて、11月28日に一部を修正を加えた「今後の検討課題等」が打ち出されているところであります。

町への直接的な財政的な影響でありますけれども、自治振興補助金などのですね、補助金というような物の減額は、削減は除いてですね、現行の事業内容を維持した場合、本町の負担は約2,000万円以上増える数字的な結果が、今試算で出しております。この事から、行財政改革の取り組みや財政状況を住民に説明するなど、また、住民サービス低下への懸念を伝えて、負担軽減への再検討を要望をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、住民への影響について具体的にと言うことでありますが、まず、老人医療につい てでございますが、現在は65から69歳以下の町県民税非課税者で、かつ65歳以上の一 定以上所得者がいない世帯が対象となっておりますが、見直し案は、65から 74歳以下で、 住民税非課税世帯で全世帯員に所得がないことが要件になっております。対象年齢こそ拡 大しておりますが、現在の対象年齢のみで考えますと、大幅に制度の対象者は減少するも のと思われます。具体的には現在約 780 人程度該当者がおられますが、見直し後の対象者 は、おおまかですが100名程度になるのではないかというふうに想定をいたしております。 また、兵庫県の補助削減額は、1,000万円を超えるものと想定をいたしております。次に 重度障害者医療・高齢重度障害者医療・乳幼児医療についてでございますが、現状から見 直しされますのは、通院の場合の一部負担金が1回 100 円増額とされますのと、対象者の 所得制限基準が見直されます。具体的には現在、重度障害者・高齢重度障害者医療は、特 別障害者手当の所得制限、乳幼児医療は児童手当の特例給付の所得制限をそれぞれ準用し ていますが、見直し案では、ともに自立支援医療制度の所得制限である町民税所得割額が 23万 5,000円以下という基準を準用することとなっています。このことによる対象者の減 少は、それぞれの医療で約5名から20名程度が減少すると想定をされます。尚県の助成 額の減少は、それぞれ約 50 万円から 100 万円程度と想定をしております。また、尚乳幼 児医療については、現在町単独で行っている就学前乳幼児の一部負担金無料化を継続しま すと、県が削減した1回 100 円分の一部負担金を町が全額助成することとなりますので、 町の支出は増額することとなります。次に母子医療についてですが、所得制限は現在と変 更ありませんので、対象者の人数には影響ありませんが、通院の場合の一部負担金が1回 100 円増額等とされます。県の補助削減額は約 30 万円程度と見込んでおります。現状で は、まだ県の行革プランが決定したわけではないようで、先日も町といたしましても、こ の見直し案に対する意見要望を行ったところですが、県の対応を見極めたうえで、今後検 討して参ります。

2 点目のバス対策費補助は従来どおり受けられるかというご質問でございますが、県単独のバス対策費補助金が 20 年度に見直される予定です。その内容は、現在バスの乗車密度 2 人以上に対して、2 分の 1 が助成されておりますが、改正では乗車密度 2 人以上は変わらず、新しく輸送量、これは、運行回数×乗車密度、これが 2 人以上の要件が追加されます。また対象経費についても、経常経費から経常収益を引いた物の経常損失が対象でありましたが、改正では経常経費の 20 分の 9 が限度額となります。これによる佐用町への県補助金の影響はないものと思っております。ただし、これとは別に本年度上郡佐用線の乗車密度が 1.3 で県の補助対象から外れることになり、260 万円程度の減額となる見込みであります。

3点目の妊婦健康診査費助成の削減額は約55万円程度と見込んでおります。

4点目の民間社会福祉施設運営交付金につきましては、昭和 42 年当時から社会福祉施設職員処遇改善費として創設されたもので、平成 16 年から民間社会福祉施設運営交付金として、県が直接各施設に交付されていたもので、直接的に町への影響はありませんが、各施設において職員研修費などに充当されていたもので、施設経営には相当の影響が出てくるものとおもわれます。現在の案では 80 パーセントから 90 パーセントの範囲での支給となっておりますので実質 2 割程度の減額になると思われます。

5 点目の障害者小規模通所作業所への助成でありますが、この制度における町内の該当施設は、精神障害者の皆さんが通われております「あさぎり作業所」が1箇所であります。この補助金は、従来は施設規模に応じて基準額の2分の1を県、2分の1ずつを、県と町が負担していたものですが、障害者自立支援法の施行に伴い、何度か見直しがなされ、平成19年度では県と町の負担率を3対7とし、20年度からは2対8となり、平成25年度をもって、県の補助を打ち切るというものでございます。この負担率の変更で市町の負担額が大きく増加いたしますが、差額相当分は、交付税算入ということと言われております。今後の本町における影響額は、今回「あさぎり作業所」が、自立支援法に基づく、「地域生活支援センター」を目指し、NPO法人化に向けて準備を進められておりますので、認可がおりますと社会福祉法人に準じた施設として、自立支援法のルールに応じた負担となります。

6 点目の自治振興助成事業についての行革案では「補助事業を休止し、貸付枠の充実を図る」となっております。対象となる事業費は、決算統計上、ほとんどが臨時的な経費に分類されるため、兵庫県の行財政改革推進という観点からは一定の理解は示さざるを得ないと考えておりますが、佐用町への助成金は平成 18 年度決算額が 6,050 万円、平成 19 年度申請額が 6,490 万円と非常に多額で、これが無くなることは佐用町の財政運営に大きな支障を来す恐れがございます。また、有害鳥獣防除事業や防災施設整備事業など住民要望が今後とも多数予想される事業に助成対象を絞るなど、最悪でも事業縮小の方向で再検討していただくよう求めているところでございます。

7点目の県営住宅建替事業、下徳久につきましては、平成 18年度改訂の「ひょうご 21世紀県営住宅管理計画」において、平成 27年度までに県営住宅 5万5,000戸を 5万3,000戸に減らすとしており団地も廃止していく予定で、現在建替は、1団地当たり 50戸以上を対象とし、新規の住宅建設も行われておりません。また、どの団地を廃止するかは明示せず公表もされておりません。お尋ねの徳久団地については、この基準を満たておりませんし、総合的に、今判断をいたしますと、今建替計画はないというふうに伺っております。

8 点目のふれあいの祭典事業、子ども歌舞伎などは、上三河の舞台を公開しての子供歌舞伎等のイベントで、平成5年から隔年毎に「兵庫県ふれあいの祭典事業」の補助を受け実施してまいりました。全県文化事業のうち市町固定事業で「全国子ども歌舞伎フェスティバル」、市町持ち回り事業で「民俗芸能祭」や「農村歌舞伎まつり」などであります。今回の改革第一次案について、ふれあいの祭典事業分野別イベントのうち、文化事業担当の芸術文化課は、「文化事業は個別の事業として継続」となっており、芸術文化課で事業費の見直しを図り実施するとの回答でありました。今後、最終の行革案検討では総事業費の縮小のほか、負担割合の検討もされると予想されますが、地域に残る伝統芸能継承のため本事業が継続されるよう要望してまいります。

9点目の公的施設の有り方につきましては、一部機能を県立施設に移転させる方針ですが、これは県での存続を要望する中で、佐用町地域で活用できる方策を考慮していただいた結果と理解しております。また、現施設については県の対応となります。11月1日に県から、昆虫館の昆虫標本を播磨科学公園都市地内、佐用町内に平成20年3月の開館に向けて建設中の環境学習の拠点施設となるエコハウスへ、移設し展示する旨の通知を受けて

おります。町では、地元三河地域や議会等で検討していただき、三河地域で昆虫館が持つ 意義を認識しつつも、町単独で管理運営することは困難であるとの理解の上に立ち、県で の存続を要望してきた結果、地域で活用できる道を県が考えていただけたと理解をしてお ります。今後は、県と調整する中で、内海館長ととも協議し、昆虫・植物・図鑑等につい て、できる限り有効活用する方向で対応をしてまいります。

10点目の県民局教育事務所についてでありますが、10ヶ所が5県民局・3支局・1県民センターに統合再編され、西播磨県民局については名称が光都支局となり、教育事務所も10ヶ所から5ヶ所となりますが、今後、組織がどういうふうな体制になるか、まだ詳しい説明はございませんので、現在のところどういう影響があるかわかりません。

11 点目の介護手当てと長寿お祝い金についてでありますが、まず、介護手当てのうち在 宅老人介護手当ては、現在、町の単独事業として約 80 名の方に月額 1 万円を支給いたし ております。介護保険法施行時に始められた「家族介護手当て」は、寝たきり状態で、介 護認定を受けられた方で、介護サービスを1年間受けなかった方のみが対象となりますの で、現実的な対象者は非常に難しく、近隣市町とも、現在は単独事業として実施をいたし ております。また、重度心身障害者の介護手当ては、現在の支給人数の 21 名の方に対し て、県費補助分の月額1万円と町単独の上乗せ分5,000円、合わせて1万5,000円を支給 しております。今回の県の案によりますと、自立支援法によるサービスを1年間受けなか った条件に当てはめると、本町での実質対象者は1名になってしまいます。障害のある家 族を、自宅で介護されている家庭に対しての制度でありますので、町としては存続を強く 要望しているところであります。また、長寿祝い金では、県の事業分として、本年度の実 績で 88 歳の 3 万円の受給者が 87 人、100 歳を迎えられた 5 万円の受給者が 3 人でありま す。この長寿祝い金は、別途町の単独制度として 80 歳から 87 歳の皆さん 1,671 名に各 3,000 円を、88 歳以上の 567 人に 5,000 円をお祝いとして支給しており、支給総額は、県 の分が 276 万円、町が 784 万円となっております。過去にも県の祝い金は、段階的に整理 され、現行の 88 歳と 100 歳到達時に支給することとなりましたが、高齢者の皆さんの中 には、来年は自分が受給できると大変楽しみにされている方もおられますので、経過措置 も含めた段階的な改正を県に対して要望しているところでございます。

12 点目の町内国県道改良計画事業、徳久バイパス・中上月・平福地内などについての、 支障はないかという事でございますが、徳久バイパス建設事業につきましては、今年1月 30 日にバイパス建設促進協議会主催による地元説明会を開催し、事業内容をご理解いただ き平成 21 年度公共事業着手を目指して動き出したところであります。公共事業採択まで の間は、県単独事業としての位置づけでありまして、本年度は予備設計に着手をしており ます。今回、県行財政構造改革企画部案によると県単独事業の削減方針案による影響は、 まだ未知数でございますので、事業推進の方向性に若干でも変更が判明次第、協議会等で お知らせをしたいというふうに考えております。中上月地区における、上月踏切改良事業 及び約 450m の歩道設置事業につきましては、まず踏切改良を平成 23 年度完了予定、引 き続き歩道設置事業を平成 26 年度完了予定ということであります。この事業は、公共事 業としての事業採択をいただく予定であり、概ね予定通り進捗できるものと考えておりま すが、今後とも、強く要望を重ねて要望して参りたいと思います。平福地内においては、 先ず一般国道 373 号線、歩道設置事業でございますが、概ね道の駅から県道市場佐用線入 り口付近まで間、約840メートル、2.5メートルの歩道を設置するもので、公共事業で取 り組んでおりますので今回の行革とは、直接的な影響は受けずに進捗されるものと考えて おります。合併支援道路としての、県道上三河平福線道路改良事業は、全3工区・総延長 約 2,500 メートルの内、庵奥の 1 工区及び宮橋を含む老人ホームまでの 3 工区は県単独合 併支援事業で取り組みをいただいており、2 工区約 600 メートル弱は公共事業として歩道

付で施工中であります。1 工区は、幅広路肩手法で整備が進められておりますが一部未買収があり、今年度は未着工であります。3 工区は、本年度詳細設計は完成しておりますが、境界立会い等が出来ていない状況というふうに聞いております。いずれにいたしましても、この度の改革案、県単独事業において、厳しい方針が示されておりますので、今後の進捗には、大きな影響があるものと危惧をいたしております。

13 点目の道路・河川の維持管理費は全て県単独事業としての位置づけでありますので19 年度はともかくとして、来年度以降の建設事業費大幅な削減方針案を受けて、現在のところ未知数ではありますが、厳しい予算措置になるものというふうに懸念をいたしております。

次に、佐用町は、「県行革」発表後、どのような意見をあげられたかという事であります が、先の松尾議員からのご質問にもお答えをさせていただいておりますので、重複いたし ます。松尾議員の答弁で、かえさせていただきたいと思います。また、自治振興助成事業 につきまして、行革案では、「補助事業を休止し、貸付枠の充実を図る」というふうに、先 にも申し上げておりますが、この点が、非常に佐用町におきましては、財政上大きな支障 をおこして来ます。そういう点において、特に、県に何とか緩和措置をとっていただけな いかという事で要望をして参ります。次に、子育て支援についてでありますが、まず、最 初の厚生労働省通知に伴い、町として妊婦健診制度の充実をと言うご質問でございますが、 平成 18 年 7 月から新規事業として、妊婦がより健やかに妊婦期を過ごし、安心して出産 を迎え、丈夫な子どもを生み育てていただくための後期妊婦健康診査費助成制度を実施を しました。今年4月からは、県下市町に先駆けて前期妊婦健康診査費助成制度導入し、前 期後期の2回助成が受けられるよう関係機関と調整をし、実施をしております。議員ご指 摘の助成回数につきましては、今後の情勢及び県の補助事業等も考慮しなければならない と思っております。次に、診査受診の周知についてでございますが、本制度については、 母子健康手帳発行時に制度を説明し、安心して妊婦期を過ごし、出産を迎えることが出来 るように妊婦検診の定期受診についての指導をしております。なお、出産後の新生児訪問 時には、保健師が母子健康手帳を確認しておりますが、妊婦検診の受診を差控えておられ るようなケースは無かったというふうに聞いております。次に、出産できる施設について でありますが、議員もご存知のとおり、町内医療施設ではありません。町といたしまして は、兵庫県の「医療確保対策推進本部」や西播磨県民局管内の「西播磨圏域健康福祉推進 協議会」においても強く要望、要請をし、安心できる産婦人科施設の設置を、お願いをし てまいります。最後に、乳幼児医療につきましては、本年4月より県制度で拡大され、小 学校3年生までが対象でありますが、現在、佐用町では、町単独事業として、小学校6年 生までを対象と更に拡大をしております。特に、小学校入学までの乳幼児には、償還払い ではありますが、一部負担金の無料化も行っています。佐用町が行っている町単独事業は、 現状でも県内のトップクラスの助成内容であります。来年度に予定されている県の行革案 では、いまのところ一部負担金の増額を計画されておりますが、現在行っている町の単独 事業については、なんとか継続をしていきたいといふうに考えております。そういった意 味で、県の事業が後退する中でも、持続可能な町単独事業とするために、対象を義務教育 終了時まで拡充することや一部負担金の無料化を、小学生以上にまで拡大することについ ては、現在のところ困難な状況ではないかというふうに考えます。また就学前乳幼児の一 部負担金を、償還払いでなく、医療機関の窓口で無料化できないかという事でありますが、 以前にもお答えをいたしましたが、町としても償還払いは事務や受付が多く、何とか窓口 無料にできる方法はないか検討いたしましたが、県費請求の事務手続き上、当然県で支払 っていただける分まで、町で支払わなければならない現実的な実状がありますので、一度 医療機関窓口でお支払いいただき、後日、役場窓口で請求いただくという償還払いを、こ

れは続けて行かなければ、仕方ないというふうに考えております。 以上、長くなりましたけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 多岐にわたって、ご回答ありがとうございました。ちょっと記録しかねた点もあったので、まず県の行革による町の影響について再度お伺いしたいと思います。全体として町の影響は 2,000 万円を試算しているというご回答でしたが、それらは、 先程来ありました福祉医療関係全て合計した金額という事で、後、事業、そういう事でよるしいんですか。ちょっと、確認ですので、お願いします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

議長(西岡 正君) 財政課長。

財政課長(小河正文君) 先程、町長の答弁でありましたように、2,000 万以上と言いますのは、11月5日に打ち出されました案に基づいて、こちらの方で試算を各課していただいております。そういう中で、つかんだ数値と。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) それでですね、具体的に、金額的には、そういう事で、分かりました。具体的に、その福祉医療制度で、それぞれご回答いただいた分で、ちょっと聞き取れなかった分をお伺いしますが、影響額それから影響人数についてお伺いしておりますので、1つは、乳幼児医療の関係については、100円の負担分、改正内容が、窓口負担が、いわゆる 700円が 800円になりますという、そういう改正と、それから基準ですね、所得制限ができるという事でのことなんですけれど、これは、結果的には、影響を受ける人というのは、その対象者が 5人から 20人になりますというふうに、ちょっとお答いただいたかと思うんですが、ちょっと今一度、その乳幼児医療の関係についてお答いただけませんでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長、答弁願います。

福祉課長(内山導男君) ちょっと、余りにも質問関係が多かったものですから、羅列して町 長の方に答弁をしていただいたんですが、乳幼児医療につきましてはですね、所得制限が ほぼ現行どおり児童扶養手当等の支給条件に緩和されますので、対象者については、増減 がないというふうに考えております。乳幼児医療に限ってですよ。それで、なお且つ、こ の実際に医療機関にかかられた方は、1日100円の増額はあるんです。その分の増額だけで、町についても、同じ助成制度ですけども、小学校入学まで入学前までの乳児については、町がその700円のものを町単独で被っておりますので、これが、受診が1回の受診で100円上がって800円という事になりますと、その100円の差額は、当然、町が被っていかないといけないという形の数字になってまいります。ですから、県の助成額としては、直接的には影響がないんですけど、あがった事によって、その100円分は、町が、町の支出が増加して行くというふうに、ご理解いただきたいと思います。それから、先程5名からの人数というのは、それぞれ、母子それから障害者それから高齢障害者等の、その関係の医療の該当人数であります。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) また、細かくはお聞きしようと思いますけれども、該当人数というのは、県の行革が行なわれる事によって、この対象者となる人が、その5人から 20 人になってしまいますよという意味なんですね。ですか。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) あの、いや、そういう意味じゃなしにですね、今障害者では、現在の対象者数が、284 名あるんですが、その内の 20 名程度が減少していくのかなとご理解いただきたいと思います。合わせまして、母子につきましては、現在の受給者数が 419 名。それから高齢障につきましては、335 名という人数になっておりますので、その中で、5名ないし 20 名程度の対象から外れて来る人が出て来るというふうにご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18 番(平岡きぬゑ君) ええ、社会福祉施設運営費の交付金について伺いするんですけど、 施設に直接支払われる交付金なので、町としては関係ないと言うたらあれですけど、町の 予算の関係では、響かないんですけど、その施設で2割程度の減になると言われたんです が、この関係する、これまでも聞いてるかと思いますけれど、福祉施設は、具体的には、 この交付金減額で影響を受ける施設というのは、どこどこ何箇所ありますか。お願いしま す。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) ちょっと私ども、全部施設を、直接、これは、各施設から要求されて、施設で交付される金額なんで、私ども町を一切経由しておりません。現実に、その施設毎に、どういう請求されているのかというのが、はっきりつかんでおりませんが、2、3の施設あたりましたらですね、例えば、町内で一番大きな施設と言うんですか、そういう形で言いますと、いちょう園さんでも確認させていただきましたら、大体200万から250

万程度、ずっと交付を受けておられるようですので、そういう形の中での影響という形になります。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 6点目にお伺いしている自治振興事業の関係ですが、特に影響があるという事で、町も県に対して意見書をあげましたという事なんですけれど、風倒木事業は、今年度も当初予算であがっておりますけれど、台風災害などで、対応する事業ですが、これが県の行革の計画で行くと佐用町の場合、その計画どおり、それは、こなされるんでしょうか。貸付枠のいう形になっていくという、それだから影響があるというふうに答えられたと思うんですけれど、そこら辺、どれぐらい費用として言うか、ここの影響としては、出て来るんですか。実態として、もう解決、今進行中だと思いますので、その点、お願いします。

議長(西岡 正君) 財政課長。

財政課長(小河正文君) 風倒木の関係でございますけれども 19 年度予算と、こちらの自治振興事業の部分で、4,420 万をみとります。県の方の最初打ち出されました、この台風被害対策については、平成 20 年度まで、また生活排水処理対策事業は 21 年度までという中で、各、これが無利子貸付が、いわゆる無利子でなくなるような貸付になりますと、当然、その部分の利率も生じて参りますので、特に自治振興事業は、何とか継続していただきたいという事で、要望の方もお願いしております。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 県昆虫館ですけど、県の対応になるというお答えで、平山コレクションについては、エコハウスに移転するという事で、今回、冒頭に 12 月議会の行政報告で行なわれたとこなんですけど、昆虫館は、内海先生と相談もするという事でしたけれど、昆虫とか植物などを有効で活用できる方向でという、まあ、行政報告だったんですけれど、その見通しと言いますか、町単独では困難だというふうな県に対して回答しておられますし、その点、聞きたいんですが、その関連して昆虫館を中心にして、町有地がありますが、それの関係は、影響がありませんか。活用方法などについて、現時点ですけれど、どの様に考えておられるのかお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これは、今回のですね、県の出されました行革案とは、直接、当初からは、関係があったわけではなくって、以前からの、この方針の中でですね、昆虫館を県としては、廃止するという事の中での、今日に至っているわけです。そういう協議の中から、平山コレクション、そして今、要望しているのは、独自に長年の昆虫館の研究活動の中で、館長が集められた町内の昆虫標本や色んな図書、そういう物もね、活用できる物

は、活用していただきたいという事で、エコハウスの方でですね、今展示また資料として 活用できるような方向で、今計画をされていると。その内容について、内海館長とも、今 後、県が、県と一緒になって、県がですね、館長とも相談をしてやっていきますという事 になっております。

また、周辺にですね、旧南光で土地を買収されて、購入をされて、また土地開発公社の方の所有という事になってますけども、それは、先般も議会の方でもですね、その土地の状況も視察も行なっていただいているので、よくお分かりの事だと思いますけれども、まあ、今の昆虫館の活用と同時に、その土地が活用してですね、新たな施設を建設するというような事は、これは考えておりませんし、それは今、できません。昆虫館という形ではね。また、土地についても、非常に、まあ分散した土地でありますし、まあ、地域の中でも活用、どのように活用今後していくか、土地を、そのまま荒地のまま置いておくというのも、非常に困りますし、地域にとっても住宅地の中の周辺の土地としてですね、管理ができるように、また活用をして行くという事をしていかないとですね、地域の皆さんにも迷惑を掛けます。そういう中では、今後、どのようにしていったらいいか、これは、まあ、地域の皆さんとも、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

[平岡君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 後、県行革の関係で、たくさんあり過ぎたので、後の分については、また聞きますが、ただ、県の、その行革について、町長が、冒頭に、この借金が出来た要因について、述べられましたけれど、県がお金がなかったら、その行革のしわ寄せを一番弱い所に持って来た行革案であるという、そういう内容になっている事について、意見書をあげられたと、松尾さんの議員の答弁で、かえますという形だったんですけれど、事前にまあ、佐用町があげている意見書については、自治振興事業に関係しては文書であがっているというふうに情報としては聞いているんですけれど、具体的に福祉関係の、先程口頭で言われた内容について、県にあげられているという文書を答弁にかえますとではなくて、文書で提出していただければ、それで、かえるという事で、理解いたしますので、よろしくお願いいたします。大型開発をセーブしていかないと、一番大事な住民福祉の増進を図るという、そういう仕事を前提にして、行革というのは、していかなあかんという事で、県も、そうですけれども、町においても、していただきたい。これは、私の意見ですので、よろしくお願いします。

2点目に、子育て支援、これも県行革とも関連しますけれども、厚生労働省の通達が出ているので、公費負担をする自治体が増えてきていると思われるんですけれど、全国的な状況について、町の状況は、先程、最初の回答でお聞きしたんですけれど、どうなっていますか。また、国からの財政措置、地方交付税の措置がされているというふうに、この通達と合わせて聞いております。妊産婦検診というのは、1回5,000円から6,000円、保険がきかないという事で、費用負担というのは、若い世代にとって非常に負担が大きい物ですので、公費負担の回数を増やすという事、14回実施に向けて計画していただきたいんですが、当面は、最低必要な5回の実施をしていただきたいと、こういうふうに願うんですけれど、全国的な状況、それから、今申し上げましたような格好については、もう一度お考えを聞かせてください。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) 通達につきましては、この少子化対策も含めたという事での予算措置でございます。そういった関係で、妊婦検診だけじゃなしに、少子化対策も含まれておるという事をご認識いただきたいと思います。それから、全国的な状況でございますけれども19年8月現在でございます。一番回数を実施しておりますのが、秋田県で10回という回数やられております。それで、兵庫県におきましては、1.4回。それで、全国平均いたしましたら、2.8回という数字が出ておりますけれども、これにつきましても、兵庫県におきましては、1万5,000円限度額という事で、全額補助という形で助成しております。この他の県につきましては、その2分の1でやられておるか、3割助成か、その辺は、把握しておりませんので、一概に回数が多いからというわけにはいかないと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 検診ですけど、限度額1万5,000円というのは、1回についてですよね。その、回数じゃあ、限度額一杯、何回か行って、それを1万5,000円の限度額が使えるというものなんですか。

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) 県の17年、18年の7月実施、それから本年度実施につきましては、一応他の市町村におきましても、限度額が1万5,000円で、それが1回と。それからうちの町で、19年の4月から実施しております、それにおきましても限度額が1万5,000円で1回と、合計2回という実施をしております。これにつきましては、その妊婦検診におきましても、その検診の項目によって、1万4,000から5,000円いる場合もございます。それから、その間におきましては3,500円とかで済む場合もあります。そういった関係につきましては、その母子手帳交付と同時に、先程町長がご答弁申し上げましたけれども、その時にご説明申しあげ、そういった形で、検診を行なっていただいておるんが現状でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。後、3分ですので。

18番(平岡きぬゑ君) あの回数としては、国の方がね、通達を出したという、そこの趣旨として、住んでいる地域によって多い所や少ない所が出てしまうという、そういう事に、現実になるわけですけれども、国の財政措置もとられている制度ですから、現在、その近隣と見て、まあまあ、同じような程度だからではなくて、出産、安心して子どもを産んで育てられるという、そういう環境整備の上で、この妊産婦検診の公費負担については、前向きに考えて行くお考えがあるかどうか、今一度お願いします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) 先程も申し上げましたけれども、その 19 年度に町単で実施しておりますのが、県下で 41 市町村の内、市で 17 市。それから町で 5 町という事で、約半分の市町が単独で実施しております。そういった関係でいきましても、私どもの方も、先駆けてやらして頂いておるというふうに思っておりますし、町長のご答弁でもございましたように、今回、県の行革というような事で、その辺、子育て支援だけの予算じゃなくして、町全体の予算等も考慮しながら、また予算査定に臨みたいと思っております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 担当課長、そういう事でしたけれども、後で、町長も最終的な判断 されるわけですので、その点、もう一度お伺いしたいと思います。どうですか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 去年ですね、そうして前期まで、町の方が行なうという事で、県下の状況も分かっていただいた中でね、それは、どんどん拡充する事は、それはいい事でしょうけれども、他のやっぱし事業も色んなもんがあるわけですから、それは、よく一気にですねできない。それを維持していく事の方がね、まずやって来た事を、これを継続して維持して行く事を、まず考えていかなきゃいけないという事だと思います。それから、先程松尾議員からの県に対しての意見をあげたという点について、かえますと言いましたけども、非常に長かったものですからね、同じ事を、ずっと申し上げるのは、悪いかと思いまして、そう言いました。松尾議員にお話したとおり、それぞれの項目について、意見を町としての意見を県に伝えたということです。それを、もし、もう一度、そこで言うんでしたら、ここで言わしていただきます。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) ですから、それをね、

18番(平岡きぬゑ君) いや、いや。

町長(庵逧典章君) 意見書として出せという事ではないですから。

議長(西岡 正君) 時間がまいりましたので。

18 番(平岡きぬゑ君) 意見書は、あげられたと言われたので、文書、県にあげた文書を、 私はいただきたいと言っただけなんで。それを、お願いします。

議長(西岡 正君) 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

18番(平岡きぬゑ君) はい、ありがとうございました。

議長(西岡 正君) 続いて、21番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔21番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番(鍋島裕文君) 失礼します。21 番、日本共産党の鍋島です。私は、3項目を質問いたします。

まず、前議会に引き続き、公正な入札を求めて質問をいたします。

私は、前議会で空山池災害復旧工事での一括下請問題を追及し、森崎組の「実質的関与」の有無について質しました。これは、建設業法第 22 条と入札契約適正化法第 12 条で規制されている一括下請負は、元請の人間が実質的関与していると認められる場合は、一括下請負に該当しないとされており、この実質的関与とは、下請負人が自ら総合的に企画調整及び指導を行なっている事であります。その為の前提条件となるのが、本工事では、 9月 30 日までは、森崎組の主任技術者である春名氏、10 月 1 日以降は、監理技術者である谷口氏が専任されていることと、現場に常駐している事が重大なポイントになるわけであります。この点で前議会での当局答弁は、現場代理人且つ主任技術者である春名氏が不在の時もあったとの報告をした為、私は、常駐しているかどうか、日々の工事日報等で春名氏に確認すべきと要請し、当局は、実質的関与を点検する責任上確認するとの約束でありました。そこで、本議会で、その実態を確認し、本町の異常な入札実態即ち1位不動の法則がまかり通り、落札率 95 パーセント以上が全体の6割を占める実態を改革する為の一環として町長に質問したいと思います。

第(1)点目としては、10 月1日に森崎組から変更届けがされ、監理技術者として谷口氏の選任届けがされています。9月30日までは、現場常駐責任は、主任技術者である春名氏ということになります。そこで、 現場施工着手から9月30日までの工事期間は何日間で、春名氏は何日間現場に常駐していたか。

その、10月1日から、仮にこの質問の通告日である11月27日までの工事施工は何日間で、その内、谷口氏の現場常駐は何日間か。また現場代理人としての春名氏の現場常駐は何日間か。

その 、監理技術者の設置義務は、建設業法第 26 条第 2 項で、下請契約の総額が 3,000 万円以上となっています。上野組との下請額は 1,200 万円ということからして、異例と思われるが、なぜ監理技術者の設置になったのか。

その 、この谷口氏の専任期間はいつまでか。

その 、下請負契約総額の変更はあったのか。

第(2)点目として、以上の実態からして伺います。

その、現場代理人・主任技術者などが常駐してない実態は、「実質的関与」とは言えず、一括下請負ではないのか。

その 、現場代理人不在、約款である建設工事請負契約書第 10 条に違反するのではないか。

次に、情報公開での問題について質問いたします。

町長は、かねてから「情報公開に努める」ことを表明されていますが、真の情報公開を 進める立場から2つの例を挙げ、町長の基本姿勢を伺います。

第(1)点目として、9月議会決算審議資料の議会からの請求に対し、町長は議長に「提出拒否」の回答をしています。これは、平成18年度の町税滞納者への強制処分521件についての資料請求であり、当局の差押えが適切に行なわれているのかを議会がチェックする上で重要な資料請求であり、勿論匿名での請求でプライバシー保護を前提としたものでありました。ところが町長の提出拒否理由は、「滞納者が特定される」という、まともな理由にはなり得ないと思われるものでありました。議長を通しての「議会の正式な審議資料請求」をこのような「理由」で拒否することは、議会の調査権や審議権を奪う言語道断と言わざるを得ないものであります。また「100条調査権を発動すれば、提出する」との課長答弁にいたっては、議会への冒涜と言わざるを得ないものであります。プライバシー保護が明確な資料すら議会に提出しないのであれば、今後町政に重大な問題が生じ、町民の付託に応えられないものとなります。

そこで、その として、提出拒否理由の「滞納者が特定される」は、まともな理由にならないのは明白ではないでしょうか。

その 、議会の正式な審議資料請求を、このような理由で拒否するのは、議会の調査に、 審議権を奪うことになるが、町長は、どう思われるか。

その として、当局は、重大な責任があります。今後も、このような態度をとられるのか。

そのとして、是正するのは、町長としての責任を果たすことではないのか。

第(2)点目として、先日、久崎地区在住の町議と櫛田集落住民との懇談会があり、その中で住民から旧上月町で作成された「笹ヶ丘公園活性化委員会報告書」を役場に要求したが「不親切な対応であった」との苦情が出されました。情報公開の観点から、この問題はどのように考えられるか伺います。

その、この時の役場の対応は、実際はどうであったのか説明されたい。

その 、このような町民の資料請求に対し、今後どう対応されるのか伺う。

最後に、福祉の諸問題について質問します。

第(1)点目として、後期高齢者医療制度の改善を求めて伺います。兵庫県後期高齢者医療 広域連合議会は、11月26日、第1回定例会を開き保険料などを決める兵庫県後期高齢者 広域連合後期高齢者医療に関する条例など4件を全員賛成で可決しました。同条例では、 保険料の均等割額を4万3,924円。所得割率を8.07パーセントすることなどが決められま した。1人当たり平均保険料は、年額9万3,118円で、政令軽減適用後の平均額は8万1,400 円とされています。

そこで伺います。その 、本町の後期高齢者の保険料額は、本町国保税と比較し、算出 して比較した場合、どれくらいの引き上げとなるのか。

その 、広域連合独自の減免制度をつくるべきではないのか。

その 、この制度により、国保の場合、資格証明書発行の適用除外であった高齢者が適用されることになります。高齢者の実態からして、資格証明書の発行はすべきではありません。どう考えられるのか。

第(2)点目に、国保税の減免制度と資格証明書発行問題についてを伺います。通告では、 国保税条例第6条第2項としていますが、これは誤りであります。町税等の減免の基準に 関する規定第6条(国保税の減免)に訂正いたします。

その として、この国保税の減免制度の適用状況はどうなっているのか。

その として、この制度は、対象者は老年者、病人、身障者に限定している問題があり

ます。対象者を町税減免基準のように、当該年度の所得は皆無となった全ての人、町税基準は、所得 600 万円以下となっていますが、に改善すべきではないでしょうか。

その、資格証明書発行について、05年2月15日の厚労省通知は、乳幼児医療制度対象世帯は、「発行の対象外」としています。本町の実態と方針は、どうなっていますか、伺います。

以上の、この場での質問とさせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、鍋島議員からのご質問にお答えさせていただきます。 まず9月議会の一般質問において、これ「そらやま」と私、「からやま」なんですか。

21番(鍋島裕文君) そらやま池。

町長(庵逧典章君) 「そらやま」でいいんですね。はい。

21番(鍋島裕文君) うん、「そらやま池」、僕、「からやま」言うたん。

町長(庵逧典章君) はい。

21番(鍋島裕文君) そんなことどうでもいいから。時間ないから。

町長(庵逧典章君) 空山池災害復旧工事に関する質問がありましたが、その後、農林振興課長が9月26日に現場代理人と役場で協議指導をしております。

内容は、工事日報の確認と現場での常駐指導を行ったというふうに聞いております。こ の工事につきましては、8月1日に契約を行い、その後、関係書類・事業工程・資材準備 などが 9 月 11 日までかかり、現場着手は 9 月 13 日から掘削工事にかかっており、現在で は、概ね 40 パーセントの進捗率でございます。現場代理人として、9 月 30 日までの常駐 についてでありますが、工事日報の確認で現場の工事期間は、13日間でそのうち2日間で す。また、10月1日から11月27日までの工事期間は35日間で、監理技術者は35日全 てに出ております。現場工事着手から 11 月 27 日までの現場代理人は 2 日の出役でござい ます。監理技術者の設置義務は、下請契約金額が 3,000 万円以上では届出が必要ですが、 ため池工事は、技術的な面もあり経験のある一級土木施工管理士を会社の方針として監理 技術者を届出し現場の専任としたということでございます。その専任期間は、契約工期完 成の平成 20 年 3 月 25 日となっております。また、その後の下請契約総額は変更されてお りません。この工事において、元請業者が実質的に関与はされておりますので一括下請で はないというふうに思います。また、今回の質問において、業者に工事日報の提出を求め た翌日に現場代理人変更届が提出をされました。理由については、現場代理人の常駐のこ とを聞かれた時に現場代理人は、監理技術者が常駐していれば問題がないと認識していた ので、監理技術者届出後は、現場を一任していた。とのことであります。29日の指摘によ り常駐している監理技術者に今回現場代理人として変更届を出されたものであります。

次に、「情報公開問題について」2つの例をあげてのご質問でございます。

9 月議会決算審議資料の議会からの請求に対し、町長は議長に「提出拒否」の回答をし

たとのご質問の「滞納者が特定される」は理由にならないということでありますが。この事につきましては、地方税法第 22 条「秘密漏洩罪」及び地方公務員法第 34 条第 1 項「守秘義務」に該当するものについては、納税者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するため、一般に公表すべきでないことは勿論、議会の審議の場においてその開示を求められても開示すべきでないというふうに考えております。ついては、個別の差し押さえ等の滞納処分事案を匿名にした一覧表であっても滞納処分者が特定される場合があり、開示できないことはご理解いただきたいと思います。

次に、議会の正式な審議資料請求をこのような理由で拒否するのは、議会の審議権を奪うことになるということにつきましては、議会の請求資料につきましては、税金に限らず、関係法令に照らして請求に応じられないものについては、議会の請求であっても開示は出来ません。このことが議会の審議権を奪うものであるとは考えておりません。次に、「議会の正式な資料請求」という事実からして、当局は重大な責任があるということにつきましては、9月議会では、決算審議資料として平成18年度佐用町税務年報を初めて提出するとともに、議会における議論を踏まえ、町税の滞納に関して、年度別税目別の滞納件数及び滞納税額の明細書を提出いたしております。今後におきましても、各年度の税務年報等開示できる資料につきましては、開示することには変わりはございません。必要に応じて資料請求をしていただければよいのではないかと考えます。

次に、プライバシー等に配慮した議会の正式な資料請求には、当然対応すべきであるということにつきましては、先程もお答えしましたように、開示できるものについては、当然開示することといたしておりますが、地方税法第 22 条及び地方公務員法第 34 条第 1 項に照らして、法令に違反すると認められた場合には、一般に公表すべきでないことは勿論、議会の審議の場においてその開示を求められても開示すべきでないというふうに考えておりますので、この点については、法令に基づいた処置であるというふうに、ご理解をいただきたいと思います。

次に、笹ケ丘公園活性化委員会報告書の対応ということについてでありますが、この対応については、住民の方がまちづくり課の窓口に来られ、笹ケ丘公園についての計画書を見せて欲しいとの、突然の要望があったという事です。窓口で対応した職員は、現在、佐用町総合計画を策定したところであり、新佐用町においては笹ケ丘公園についての整備計画書は策定していないというふうに答えております。住民から資料請求があった場合、提供可能なものについては、適時提供させていただきます。また、公文書等の開示請求があった場合には、佐用町情報公開条例に基づき、当然、取り扱っていきたいというふうに考えております。

次に、福祉の諸問題に関するご質問でございますが、去る 11 月 26 日に開催された兵庫 県後期高齢者医療広域連合において、4 月から始まる後期高齢者医療の保険料が決定をい たしました。その内容は、今議会の開会前の冒頭に、行政報告として申し上げさせていた だきましたが、兵庫県における1人当たりの平均保険料は、年額8万1,400円、月額6,783 円となりました。この額は、それぞれの都道府県の所得状況と医療費を考慮された金額で、 全国で最も高いのは神奈川県の9万2,750円となり、逆に最も低いのは青森県の4万6,374 円と約2倍の差が生じることとなりました。

ご質問の、本町における国保税との比較でありますが、国保税の積算は所得割 5.8 パーセント、資産割 30 パーセント、均等割 2 万 400 円、平等割 2 万 2,800 円からなり後期高齢者医療では、所得割が 8.07 パーセントと均等割 4 万 3,924 円から計算されることから、ひとり一人の状況によって保険料の額が異なってきますので、単純に比較ができにくい状況です。しかしながら、最もわかりやすい例として、資産割のない一人暮らしの高齢者のケースで想定をいたしますと、年間 79 万円の基礎年金受給者の場合、国保では、1 万 2,900

円、後期高齢では1万3,170円と年間270円の増加となります。国保の場合は、資産割が3割ありますので、この資産割によっては、国保税のほうが当然高くなる場合もあります。しかしながら、国保はこれまで世帯課税を原則として、世帯平等割と加入家族の人数に応じた均等割を採用しておりますが、後期高齢では高齢者の1人当たりの保険料、つまり高齢者夫婦の場合でも、別々の保険料を納めていただくことになります。年金等の所得額に応じてひとり一人の保険料が異なってきいりますので、具体的な例は、別途担当課で、またお聞きいただきたいと思いますが、町全体の集計した額は、現在、新たに開発されたコンピューターソフトにより、県の広域連合で試算し12月中に、各市町にお知らせすることとなっております。

続いての「独自の保険料減免制度をつくるべきでは」とのことでありますが、広域連合において、災害減免、所得激減減免、低所得者減免などが制度化されております。町単独の減免制度は、これから県下統一して始まろうとしている制度でありますので、県下各市町の動向も見極めながら、当然、対応することとなります。資格証明書の発行につきましては、現在、国保でも同様の仕組みが制度化されております。本町では、資格証明書の発行については慎重な姿勢で対応し、まず納付相談において本人の生活状況を把握し、以後、分納誓約などにより資格証の発行回避に努めております。しかしながら、納付相談にも応じず、悪質とも思われる滞納者には何らかの対応措置として、また、より公平な保険制度の維持のための手段として、やむを得ない場合も生じてくるものと考えます。

次に、国保税の減免制度についてでございますが、合併以後について、規程に該当する方がなく、適用した例はございません。しかし、現実にリストラにより職を失われたり、事業を廃業したため所得がなく生活困窮になられた場合等があり、これらの方々を救済するために、規程の一部見直しをしているところであります。見直しの内容については、特に老年者・病人・身障者などの区別はせず、当該年度で引き続き6ヶ月以上職がなく、生活困窮者となった場合、申請により前年度の所得に応じて減免できる制度とするものであります。減免制度が適用出来るのは、生活困窮となった場合であり、ご質問のように、当該年度の所得が皆無となっただけでは減免の対象とすることはでいないというふうに考えます。

また、資格証明書発行の件につきましては、厚労省通知の内容は、乳幼児医療費制度を実施している市町村において、対象となる乳幼児が含まれる世帯は、資格証明書の対象外とすることを検討すべきであるとしています。このことから資格証明書交付の対象外とするためには、市町村の要綱等で定めることとなっており、佐用町においては、要綱で対象外にすることを定めておりませんので、今のところ対象外にすることが出来ない状況でございます。この件につきましては、県内市町の状況を調査し、今後検討していきたいと考えております。

以上、この場での答弁とさしていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、再質問をさせていただいます。

まず一括下請、公正な入札問題から質問いたします。

実質的関与しているかどうかは、現場主任技術者それから監理技術者の常駐ということが条件になっています。で、9月30日まで、これの責任者は、主任技術者であった春名氏という事になりますけども、実態として13日間の施工日に2日しか常駐していなかっ

たという、今、報告ありました。この数字を見てもね、工事着手、9月13日からですから、日にちが経ってませんけども、本来殆ど13日間は、現場常駐しなきゃいけないのが、この時の主任技術者の立場です。その事からしたらまず少なくとも、この9月30日までは、実施質的関与じゃなかったという、こう言わざるを得ないというふうに思うんですけれども、そのあたりはどうなのかと。1点。

それから2点目に、その後、10月1日から谷口氏が監理技術者という事で、それ以降は、谷口氏の監理技術者としての現場常駐が問われるわけですけれども、谷口氏の問題でお聞きしたいのは、35日間の施工日に35日間常駐という、今、報告ありました。これは、本人の申請か、それとも工事日報、場合によっては下請の上野組の主任技術者は、田中氏でしたかね、下請の主任技術者のヒアリングも含めて確認されているのかどうか。どのような確認であったのか、この35日間の35日ですね。この2点を、まず伺います。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) まず1点目の9月30日までの現場代理人の、

21番(鍋島裕文君) 主任技術者ね。主任技術者。この場合は。

農林振興課長(大久保八郎君) 主任技術。その事についてですが、2 日いう事の日報からですね、確認は2日でした。その事におきまして、現場代理人の立場、そういうような事をですね、9月の26日に現場代理人と、それからもう1人、谷口氏は、当初から、ずっと常駐されておりましたので、2人来られました。その場におきまして、工事日報を持参して欲しいという事で、持って来ていただきまして、確認したところ2日しか出ておられなかったというような事がありましたので、そこで契約条項がありますので、現場代理人は、その現場の責任者であるので常駐するようにと。その常駐の意味なんですけれども、色んな連絡とか調整でですね、現場を離れる事もありますので、いつも、そこにおるかと言うたら、そうではありませんけれども、その現場の最高責任者としての位置付けを確認、指導したところでございます。

それとですね、2点目の 10月1日に、監理技術者の届けが出て来ました。それはですね、こちらが提出とか、そんなもん求めたものではありません。後日、提出された後ですね、聞くところによりますと溜め池工事については、技術的な面があるので、1級土木施工監理を持っておる谷口氏を位置付けしたと。下請3,000万以上については、当然出さないけないんですけれども、これは1,200万の下請届が出ておりますが、一応ここの現場の技術責任としての位置付けをされたという事で、私どもは、もう、それについては、提出されましたので、受けてですね、それについては、現場の技術責任という捉え方をしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) はい、いやだから課長ね、その13日間の施工日に2日しかいないというのはね、そりゃ、途中で、ちょっと離れるとか、そういう問題はあるだろうけども、少なくとも、この時点ではね、常駐しなきゃいけないという立場からすれば、いわゆる実質的関与していないと。指導していないと。現場のね、というふうに言わざるを得ないと

いうふうに思うんですね。その辺り、もう 1 回確認したいんですけど。13 日間で 2 日間で すから。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) 確かに、その日報の出役が2日でしたので、そういうふうな事で、現場の責任者であるために、必ずいう事で指導はしたところです。結果ですね、今言われておる、その関与についてはですね、それについては、その期間においては、まあ、責任が果たされてなかったのかなというふうには、解釈しますけれども、現場においてはですね、こちら監督員調整する中で、現場においての事の問題はなかったという事でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 現場においてなかったちゅうような事じゃなくてね、建設業法 26 条や何やらで、きちっと義務付けられとんやね。主任技術者若しくは監理技術者は常駐し なきゃいけない。だから現場に何も、たまたま無かったからいいというような話をしてい るんじゃないんですよ。その立場からすれば、やっぱり、これは問題があったとね言わざ るを得ないと思います。それでね、一番不思議なのはね、佐用町が初めて、または森崎組 が初めてね、工事を請け負ったわけじゃないという事なんですよ。どういう事か言います とね、考えてみてくださいよ。9月議会で、これ8月2日の契約なんですよ。9月議会で、 これ問題になって、その後、どういう措置をとられたかと言うとね、まず、今の課長の説 明では、いつも現場に居ない、現場代理人、主任技術者の春名氏がやってて、問題になっ てね、よく分からないけど、その谷口さんいう人は、いつも居たらしいね、今の話では、 その間、だったら、その人がね、10月1日から異例と思われる監理技術者届けをされる。 ねっ、これは経過ですよ。これはどういう事か言いますとね、森崎組としては、溜め池工 事は高度な技術が必要だから監理技術者が必要だと考えておるんだと。主任技術者ではあ かんのだという説明された、されましたよね。それだったら、これは初めから監理技術者 をね、森崎組として置くべきなんですよ。主任技術者を置くというのは、間違いなんでし ょ。その答弁だったら、その様に思いませんか。で、おまけに、町もその現場代理人や主 任技術者の人が現場に居なかったのは、あかんという事で、よく指導したと言われるんだ けど、こんな事は、もう法律や何やらで決まった事ですから、何も、初めて本町として、 その工事を請け負わしたわけじゃないですからね、その辺りからしたら、是非、町長に伺 いたいんですけども、率直に言って、どう思われますか、会社の方針は、高度な技術が要 るからいう事で、問題になって、10月1日から監理技術者届けがされる。で、それまでの 主任技術者は、ほとんど現場に居なかった。この事実について、町長は、適正化法の第13 条 14 項、町長に施工体制を義務付けてます。確認をね。これは法律で義務付けてます。 きちっと施工体制を確認しなきゃならないというのが法律ですけども、これから見て、そ の実態と言うのは、これはおかしいというふうに思われませんか。その点を伺います。

議長(西岡 正君) はい、町長答弁願います。

町長(庵逧典章君) あの、まあ確かに、そういう手続きを、なり、その施工、技術者を

専任して、設置して工事にかからなきゃいけないのは、これは、もう当たり前の事です。それが、できていなかったいう点については、これは不適切だったという事です。ただ、その 10 月 1 日から、そういう監理技術者を置いたと。これは、僕は、まあ、それまでの間については、工事も色々と、その工事、同じ空山池という工事の中にもですね、工程によって、最初の準備工からですね、実際に提体工に入って技術的に色々と難しい工事、途中もあり、また最後の仕上げという事になるんですけれどもね、私は、まあ、ひとつ解釈にもよりますけども、よくいいように解釈すれば、準備工の段階での主任技術者であって、実際の工事、土を取って、その堤体工に入って行く、そこの中で、その技術的な力を持った監理技術者が入ったというふうにも解釈はできます。ですから、まあ、その辺は、今後、それだけの技術者を置いて監理を行なってですね、施工していただく、するという体制があれば、これは、それ以上の、それは、それでいいんではないかというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) まあ、いいように解釈するのはいいんだけどね、いわゆる法律に基づいて、町長答弁していただきたいんですが、町長に、施工体制をチェックしなきゃならないというね、これは適正化法の13条14項ですけども、その立場から見た場合に、ほとんど現場に常駐しない主任技術者、監理技術者が途中から入って来る、変わる。まあ、今の状況では、35日間全部居るという事ですけども、これは、ほんまに確認されてるかどうかは、ちょっと、また、是非この点は確認していただきたいんですけど、こういう実態というのが、町長としてどうですか。その13日間の必要日に対して2日しか居ないような実態があって、現在を迎えて来ているという事に対しては、相当厳しくね、これは、何で、こんな事になったんだろうと、やっぱり施工体制を監理する立場から分析等を、やっぱりきちっと見て問題があれば、正していくという立場に立たざるを得ないというように思うんですけども、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、そういう事で、指導をしてですね、監理技術者を専任して、それから、監理技術者が、きちっと管理をしているという事です。だから元の9月 30 日までの間で、それで良かったというような話じゃなくて、それは問題があるという事で、指導をしたという事ですね。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) だったら、総体として伺います。

まず問題点としては、その様に主任技術者がいなかったという実態。それから、これは、本来おかしな話なんだけど、現場代理人というのが、いつもいなきゃいけないというふうには、知らなかったとかですね、こんな事はね、少なくとも、こんな場で言っては駄目だと思いますね。こんな事は、法律できっちり決められている事ですから、いくら監理技術

者を置いたとしても、現場代理人が兼務していない限り、別に現場代理人として届出がされている限り、少なくとも、この春名氏というのが、交代されるまでは、全て現場に常駐しなきゃいけない。これが法解釈だと思いますけども、これいかがですか。課長。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) 基本は、現場代理人は常駐しなければならないというのが、 基本でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21 番(鍋島裕文君) それだったら、例えばこの 11 月 27 日までの結局、現場代理人というのが、48 日間で、4 日間しか居なかったという、今の報告ですね。9 月まで 13 日までで 2 日か。それ以降は 35 日間で 2 日ですから、48 日間で 2 日の現場常駐という現場代理人、これについて、町長、どう思われますか。

議長(西岡 正君) はい、町長答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、現場代理人が、この様に2日しか居ないと。ほとんど居ない という事、これは、ご指摘のとおりだと思います。これは問題がありますね。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) これね、こういう事を黙って見ておるとすればね、これは、町としての責任を果たしていない。特に町長としての責任を果たしていないと言わざるを得ないと思いますね。だって、法律で、その様に、きちっと監理せいという事になっておるわけですから。その点からしたら、今後の問題も含めてね、これだけの事実がはっきりした場合には、やっぱり毅然とした対応をするという事をしないと、これは認められるんだったら、何ぼでもできますよ。現場代理人が居なくてもいいわけですから。これだったらね、そういった事になると思いますので、厳しく対処するという点についての、町長の見解を確認いたします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、ご指摘のとおりで、こういう状況がね、法令に基づいて、やっぱり公共事業、きちっとやっていかなきゃいけないという立場から、町としては、その対応、対処をしたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 一番、今でも疑問に思っているのは、9月議会で、これ問題にしなかったらどうなっていたんだろうというふうに思うんですね。果たして、このような措置がとられたんだろうかという点が、私は、一番大きな疑問なんです。その点は、是非、当局としてもね、議員の疑問として解明していただいてね、きちっとした対処をしていただきたい。この点を強く要求いたします。

そして、もう1点、公正な入札問題では、今回の場合、一括下請け、前回に続いてやり ましたけれども、この間、明らかになった問題としてね、これは是非、入札審査委員会の 委員長である副町長に確認させていただきたいんですけれども、公正な入札をする上で、 私たちが指名委員会って言ってたんですけども、新町では、建設審査委員会ですか、建設 業等審査委員会ですか、いう事になっております。で、先日、ある業者の方から情報提供 を受けました。その内容は、12月1日に建設業者会か分かりませんけれども、建設業者の 忘年会があったという事です。で、その中で、出席されていた指名委員会委員長の高見副 町長が言われたのが、これは、その後の業者の情報ですからね、確認しますけども、業者 の皆さん共産党がうるさいから、是非、落札率は 90 パーセントを切るように願いたいと いうような事を副町長が、その忘年会の場で言われたという事であります。それで、私、 聞きたいのはね、共産党はどうでもいいんですよ。聞きたいのは、今ね、全国的には、防 衛省の接待疑惑等でね、公民と業者との問題、本当に大問題になってます。そういう中で ね、もしも、この 12 月 1 日の忘年会というのが、土建業者の集まりで、そこに高見副町 長が行かれて、知っておるかどうか知りませんけども、行かれて、宴会をするというよう な事をされてるとしたら、その発言よりも、これはもっと重大な問題だなと言うふうに感 じるんです。それで確認いたします。これあくまでも情報提供ですから、そう言った 12 月1日に、副町長は、建設業者の集まりに行かれて、宴会の場で、そういった事されてる のかどうか。それから旧町時代から、こういうのは慣例があったのかどうか。その2点に ついて、この情報の真偽を正したいと思います。

〔副町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、副町長。

副町長(高見俊男君) 私は、初めて、そういう事を聞きましたし、そういう事を言われる事自体がですね、遺憾に思います。そういう事は、決してございませんし、そういう忘年会ですか、12月1日、業者の所へ行った、これは、国会議員の防衛省でもございませんけど、はっきり記憶がございます。断言しておきます。旧町時代からも、そういう事は一切ございません。声を大にして言わせていただきます。先程の中にもありましたような、共産党が言ったから、95パーセント、90パーセントですか。

21番(鍋島裕文君) ええっと、90ですね。90パーセントを切るように願いたい。

副町長(高見俊男君) 当然、そういう席に同席しておりませんから、そういう事も、まあ申し上げておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21 番(鍋島裕文君) この問題は、そういった答弁であったら、そういった答弁でお聞き しておきます。

ただ、この場では、真偽を確認したというふうに確認してください。 それでは、次に、

議長(西岡 正君) ちょっと、すみません。

ここでお諮りします。本日の会議を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。時間を止めてましたんで、はい、スタート してください。鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、続いて情報公開の点に入ります。

まず、名前も伏せる、それから住所も伏せる、そういう伏せた数字による一覧がですね、 ABCでもいいんだけど、一覧が特定される恐れがあるというような事が成り立つのかど うかという事をね、もう一度確認したいと思います。と言うのは、先程の法律を持ち出さ れたのはね、地方税法第22条、秘密漏洩に関する罪、地方公務員法第34条第1項秘密を 守る義務、これは、もうそのとおりなんですよ。そういう機密事項を漏らしたり、秘密を 守らなきゃいけないという義務があるのは、まさしくそのとおりです。問題は、今回の、 この匿名のね、そういった議会の審議資料が、それに当たるかどうかという点が、やっぱ り重大だと思います。それで、伺いたいのは、何をもってね、不開示、開示という判断す るかと。プライバシーが不開示という事は、これは勿論、法も謳ってありますけども、常 識ですよ。それで、だったら、どこまでが開示できるかという1つの基準が必要ですね。 それで、私は、1つの基準というのは、情報公開法だと思うんです。で、情報公開法では、 個人情報についてはね、当然開示と不開示、厳格に分けています。で、個人情報について 不開示としている例外としてね、個人情報で、それは、個々に関する情報は、個人識別部 分、つまり氏名や生年月日を除いた個人情報は、開示できるというのが、情報公開法第5 条第1項第1号に出されています。1つの基準は、これじゃないかと思いますね。個人を、 識別部分を除けば、必要な情報として公開できるという、これ1つの基準が示されている わけですから、今回の滞納者の問題について、当てはめてみたいと思います。今回、滞納 して、一番問題だったのは、その5年の時効が切れるから、時効停止の為の措置というの は、一番大きなポイントだったんですけど、実際は、滞納1年以内でも差し押さえしてし まうというような事に、かなりなってたという事でね、それがどのくらいあったかという 事が、やっぱり議会としては、きっちりチェックしておくという事が主旨でした。そうい う事ですから、当然、氏名も住所も要らないのは、明白です。521件が、何年、何年度の 滞納で差し押さえ処分されてるかという一覧出してもらえば、事は足ります。それで、伺 いますけれども、そんな資料が、名前も無い資料が、個人が特定される恐れが出て来ると いうように、答弁されとんだけど、どういう場合に出て来るんですか。そのあたりは、確 証があって言っておられるんでしょうけど、どういう場合に特定されますか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔稅務課長 挙手〕

議長(西岡 正君) 税務課長。

税務課長(上谷正俊君) この件につきまして、先程のご質問の中にもございましたように、質問の目的といたしまして 521 件の滞納処分、差し押さえが適正に行われたかどうか、個別に、個別にチェックをするという事が目的であるという事をお伺いをいたしております。その為の各人別の滞納処分のデーター。お求めになったのは、各人毎の年度別、税目別の滞納額及び滞納処分の内容を知りたいという事でのお求めでございましたので、そういった資料につきましては、私ども税法の解釈におきまして提出、税法に照らして提出すべきでないと、そのように解釈いたしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

税法がよう分からんのやけど、その今言われたね、地方税法の秘密 21番(鍋島裕文君) 漏洩に関する罪という事でね、これを根拠にされておるんだけど、それが秘密漏洩に当た るかどうかがポイントでしょう。問題は。当たらなきゃ、こんなもん、法に引っかからん わけですから。で、名前も住所もないABCD毎の滞納年度と差し押さえ処分という一覧 がね、それを見ただけで個人が特定されるという、これが言えるかどうかという事を確認 しよんですよ。現に、私達も、旧上月町時代から色んな資料を当局からもろています。で、 滞納問題では、一番大きな深刻な問題だったのは、住宅建設改修資金の関係ですね。これ は、もう深刻な状況で、上月にありました。その中には、当然、貸付年度、年度毎の滞納 状況と言うのはね、当然、これは、もう1件、2件、1件ですから、もうはっきり言って、 個人別な、貸付年度の滞納状況です。そういった資料も、今、今日も、これ持って来てい ますけどね、当然、提出、当局が提出し、議会で審議して来たという経過があります。そ れらの資料とね、名前もきちっと出してなかったら、今回の資料は、基本的に変わらない んじゃないかと。それで言うんだったら、従来上月なんかで出してた、その住宅新築資金 の貸付滞納状況なんていうのは、地方公務員法に違反していたという事になってしまうわ けでね、そのあたりも是非、検討して判断していただきたい。今日、急に言われて分から んかも分からんけど、その当たりは、きっちり検討してね、していただかないと、こうい った資料が、議会に回って来ないという事になれば、実際分からんのですよ。議会として は、どういう中身で差し押さえされとるかという事がね。そういった議会としての審議を きっちりする意味からでも、やっぱりプライバシー云々の問題については、厳格にね、チ ェックして判断していただきたいというふうに思うんですけども、それで聞きます。先程 から、私言ってる情報公開法の個人識別分の除いた分は開示という点と、それから、旧町 では、こういった滞納一覧等ですね、出していたんですけども、これらから見たら、今回 の税の差し押さえ一覧も出せる内容になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、 そのあたり、もう1回課長の見解を伺っておきたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、お答ください。税務課長。

税務課長(上谷正俊君) 新町発足以来、税につきまして納税者の信頼を得れる、ですね、税 行政にですね、持って行く必要があると。以下の観点から、旧町時代におきましては、若 干不充分な事態もあったかと思います。そういった反省も踏まえましてですね、住民の方々

の納税に対する信頼を得て行くという事の為にですね、滞納整理につきましては、前段の 議員さんのご指摘にもありましたように、法に照らして適正にやって行こうという事で、 取り組んで来たところであります。そういった点につきまして、例えば、滞納額のお示し をしましたように、年度毎の、あるいは、件数でありますとか、税目毎の件数であります とか、金額でありますとか、そういった物については、資料提出も今回もさしていただき ましたし、今後もさしていただきます、また税務年報等ですね、今回提出させていただき、 またああいった税務年報の資料につきましても、先般の町の自治会連合会の席上でも資料 配布をさせていただきましてですね、ご説明をさせていただきました。町のホームページ でも公開をいたしております。今月の 12 月号のですね、町広報でも、そういった状況に つきましてですね、記載もさしていただいております。そういう点で、情報公開について はですね、当然、私ども納税者の皆様方に、責任、説明責任を果たすという事はですね、 きっちり受け止めてやっていかなくてはならないというふうに考えております。しかしな がら、先程ご指摘のように処分が差し押さえが適正に行なわれたかどうかチェックすると いう点につきましてですね、私どもといたしましても、最良、納税者の皆様、滞納者の皆 さんと折衝したり、あるいは財産調査をしたりしてですね、この方々が、各人がですね、 税金が払えなくて払えない方なのか、あるいは、税金が払えるのにか払えない方なのか、 そういう点も充分見極めながら、滞納処分を進めて参っております。それらにつきまして は、滞納整理と言いますのは、財産調査その方の生活実態調査、そういった調査も踏まえ、 なお且つ、納税折衝に対しての相手の誠意、そういう事から納税者の誠意を見極めながら ですね、滞納処分をやって行くというのが、これが、私どもの税法の上での取り組みです。 そういう事を充分やって行きながら、

町長(庵逧典章君) それを、チェックするのに、そういう物が出せるかという、どこまで出せるかという話なんやから。

税務課長(上谷正俊君) それにつきましても、これまでにおきましても、不服申し立て等も、 特に滞納処分については出ておりませんし、提訴もございません。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

21番(鍋島裕文君) ええっと、じゃあ、課長確認したいんやけどね、私は、滞納者の個人の全財産の資料を出せとか、そういう事を言っておるんじゃなくて、今回、問題だったのは、そりゃ色んな事情があるんだろうけどね、1つの基準は、5年で時効が成立するから、それの債権保全の為という大名目があってね、その下で基準で考えた場合、実際としては、どのくらざっと差し押さえしておるんかと。つまり滞納年度やね。1年、2年とか、そういうの、大分あるみたいやけど、そういう実態を議会としてはつかんでおく必要があるという事で、資料請求しておるわけなんですよ。それで、実際、この人の場合は、財産がこうだから、ああだからこうだからという事をね、何も求めておるわけじゃない。それで、確認したいんだけど、そういう一覧で、何年度の滞納で差し押さえされてるかという事だったらね、当然当局としても、議会にきちっと出して、審議さすべきじゃないかというふうに思うんですね。精一杯法に基づいて課長がやるというのは、それはいいんや。当然の仕事だから。だけども、議会は、議会の立場あるからね。きっちりチェックする立場あるんだから、そういう場合は、議会にできるだけね、税務課としても資料提供するとい

う事で、是非考えてもらいたい。そのやるか、やらないかだけ答えて。

町長(庵逧典章君) 今までもね、年度別の滞納件数とか、そういう物を出し。それで、 ええん違うん。

21番(鍋島裕文君) 出しようがな。今回に限って。

議長(西岡 正君) はい、税務課長。

税務課長(上谷正俊君) この度もですね、議会9月決算議会におきまして、税目別ですね、 年度別の滞納明細をですね、一覧を提出させていただいております。それで、1点、今の ご質問の中でですね、私どもとしての、税法上の解釈につきまして、補足説明をさせてい ただきたいと思うんですが、滞納処分につきましては、時効消滅を防ぐという事だけが目 的ではありません。その点については、誤解のないようにですね。

21番(鍋島裕文君) ああ、もう時間ない、はい、よろしいです。

税務課長(上谷正俊君) あくまで、納税者の公平を図るという事が大きな大前提ですから、 その点、ご理解いただきたいと思います。

21番(鍋島裕文君) 分かっとう、分かっとう、はいはい。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、もう時間ないんでね、福祉の問題について確認をいたします。

後期高齢者の関係では、若干の現在の国保税と比較してね、引き上げになるという事で、確かに資産割というのが、国保税ありますけど、ないという事でね、所得割の税率は、広域連合高いんですけども、そういう事でした。それでね、1つの目安として、モデルケースも中々立てにくいんでね、これは、是非総額として、12月に発表あると言うたから、総額として75歳以上の本町の75歳以上の広域連合の保険料と国保税であった場合はいくら、総額として見た場合に、どれぐらいに差が出て来るかを後日資料提供をこれはしていただきたい。プライバシーではありません。それが1点。

それから保険料の減免制度は、これはね、町独自では、私は、無理だと思っているんですよ。広域連合は、確かに災害云々出とんやね。減免、申請減免の関係が、ただし、これ基準がきっちりなっとんだろうかという点で、現に本町の国保税の基準なんかも、中々適用できないから、そのあたりの基準をきっちり町長、要求してもらいたいなというのが2点目。

それから3つ目に資格証明書の発行はね、高齢者の場合、基準的にはすべきじゃないと思っておるんです。それは、この人達の滞納と言うのは、月額1万5,000円以下の年金受給者それから介護保険料と広域連合の保険料が合算額が年金額の2分の1を超える人達、この人達が、普通徴収という事ですから、非常に厳しい方である事は、明白です。ですから、勿論、納税相談は、きっちりね、していただくのは当然だけれども、原則としては、

こういう人達には、資格証明書は発行すべきでない。これを堅持していただきたいと思いますけど、その3点、よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 今、2点については、そういう事で、これからまた、お知らせをしていったらいいんですね。総額とか、そういうもの出て、計算してね。資格証明書につきましてはね、これまでにも、そういう事で、決して、状況、誰にも発行しているわけじゃなくって、特に今度の高齢者につきましては、そういう点については、充分配慮して考えて行きたいと思います。しかし、発行しないというように、最初から決めるわけにはいかないという事です。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 後、国保税の減免規定の基準の関係でありますけども、若干見直すという事でね、確かに現状では、中々適用できないいう事になってます。それで、町税は、当該年度皆無となった場合に、昨年度の収入がいくらかランク付けして、均等割の何割減額というような基準になっておるんですね。それで、伺いたいのは、この町税基準にとりあえず国保税の減免基準を合わせれば、私は、今よりも、少しはね、適用しやすくなるんじゃないかというふうに思うんですけれど、そういった検討を是非していただきたいという1点と。

それから、国保税の資格証明書の関係では、確かに佐用町の資格証明書の資格証明書等の交付及び保険給付の一時差し止めに関する事務処理要綱では、乳幼児医療制度の云々っていうのは、22の適用除外の中に入っていないんですね。これは、やっぱり厚労省の通知ではね、05の通知では、乳幼児医療制度、特に上乗せ分をやっている本町のような町ではね、小学校6年までの子どもを持ってる家庭は、国保家庭は、資格証明書を発行しないという、厚労省の通知ではなるわけですから、そういった方向で、この一時差し止めの事務処理要領を再検討していただきたい。

その2点の答弁をお願いいたします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) 減免の件につきましては、その基準をですね、町民税の基準と整合性を持たせるようにという事で、所得とかですね、減免の率、そういったものにつきましては、町民税と合わせております。いずれにしましても、そういう物が申請が出ました場合はですね、税務課と協議して、片一方だけ減免するというような事がないようにですね、取り組んでいきたいというふうに思います。乳幼児の件につきましてはですね、この近辺でも確認したんですけれども、上郡とか宍粟市についても、対象外にはしておりません。まあ県下の状況等も、これから確認する上で、検討していきたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、後3分です。

21番(鍋島裕文君) 町長に伺いたい。

ちょっと、今日は持って来てないんですけども、その 05 年の厚労省の通知ですね、これは、厚労省の課長通知だと思いますけれども、これ町長、是非検討されてね、是非、やっていただきたい。

町長(庵逧典章君) そういう通知があったかどうかというのは、ちょっと私も、ちょっと確認できなかったんですけども、実質、その審査の中でですね、そういう子どもがある家庭、乳幼児の、そういう家庭について、今まで資格証を出した事はないと思っております。取り扱いとしてもね。ですから、結局そういう通知があればですね、そういう除外する対象の家庭として中に入れます。それは、やります。

21番(鍋島裕文君) これで終わります。

〔福祉課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) すいません。先程、後期高齢の保険料の件でですね、12 月中にという情報が手に入りましたので、佐用町における後期高齢者の保険料、総額をお知らせしたいと思います。ただし、これは8月の末現在で、18 年度所得に基づくものであります。2億227万7,300円が佐用町の当時の対象者3,978人に基づく保険料であります。ただしね、ちょっといいですか、申し訳ないです。それから、その国保税との比較なんですが、国保税もさっきも言いましたように、世帯課税になっておりますので、75歳以上だけの、その保険税というのが出ませんので、ちょっと、ご了承だけお願いします。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ちょっと時間いただきます。先程、鍋島議員からですね、副町長が業者とのですね、忘年会に出て、そう言う発言をしたということを、情報としてあったと、これは匿名の情報であったのかですね、鍋島議員も色んな業者の方も知っておられると思いますし、ちゃんときちっと分かったね、誰がしたと、情報を持ってきたかと、そういう、その情報というものについて、お互いにまあ今言うように公開の中で、対等の立場で、しっかりと責任持ってこれ、話しをしていかなきゃいけない話です。ただ噂話のような中で、一般質問の中でこう出ておりますから、だから、それははっきりと、それは無かったら無かったで、助役は、副町長はね、そういう事は無いと言う事の言明してる訳ですから、だから、そういうこと、情報をもたらした人に対してね、やはりきっちりと、そういうものがどうであったのか、何の意図でそう言う話をされたのか、そう言うことまで、やっぱし議員としても、立場としてもですね、きっちりと、その人の責任というものについては、

考えていただきたいと思います。

21番(鍋島裕文君) この場で真偽を明らかにしたということやな。そういう事。

議長(西岡 正君) はい、これで、鍋島裕文君の質問を終わります。

これで通告に基づく一般質問は終了いたしました。

以上もちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催の為、明 12 月 8 日から 12 月 24 日までの本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よってそのように決します。 次の本会議は、来る 12 月の 25 日 10 時より開催いたします。 それでは、本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さんでした。

午後05時07分 散会